



日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

平成26年度
第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H27.1.20)

第2期線表

- 保健分野(1~13ページ)
- 医療分野(14~19ページ)
- 福祉分野(20~53ページ)
- 福祉保健所チャレンジプラン(54~62ページ)

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿							
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
I 周産期と乳児の死亡率の改善 1 母体管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■周産期死亡率 H22: 3.4(全国4.2) 43位 H23: 5.7(全国4.1) 1位 ■乳児死亡率 H22: 2.7(全国2.3) 6位 H23: 3.4(全国2.3) 4位 ■低出生体重児 H22: 10.5(全国9.6) H23: 10.5(全国9.6) ■1,500g未満の出生児(うち1,000g未満の出生児) H22: 46人(うち18人) H23: 48人(うち15人) ■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦の存在 H22年度: 105人(うち分娩後8人) H23年度: 92人(うち分娩後10人) ■妊婦健診受診状況 妊婦健診受診券平均使用枚数11.3枚(全数14枚) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊婦支援(健診を受診しやすい環境づくり) <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の重要性や妊娠週数に応じた母体管理の意識啓発等を行うため母体健康手帳別冊を配布 ・事業主へ妊婦健診の重要性等を知らせるポスター・チラシを配布 ◆妊婦等への意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時にチラシ・妊娠リスクスコアを配布 ・テレビ・ラジオCMによる広報の実施 ◆ハイリスク妊婦への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦アンケート、妊娠健診受診結果、医療機関からの情報提供により、市町村や福祉保健所がハイリスク妊婦に対して個別指導を実施 ◆周産期死亡・乳児死亡の原因究明 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡症例検討を行い、周産期医療協議会において、原因分析及び対応策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ONICUで高度医療の必要な1,000g未満の児(早産未熟児)の出生が増加 <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠前からの過度なダイエットや喫煙習慣が低出生体重児出生の要因となりうる ○妊娠の高齢化によりハイリスクの妊婦の増加 ○ハイリスク妊婦の把握と支援が十分に行われていない <ul style="list-style-type: none"> ◆ハイリスク妊婦、要支援妊産婦への支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時等のハイリスク妊婦の把握を強化 ・助産師等による保健指導の充実 ・広域での妊婦教室の開催 ・要支援産婦への継続支援 ◆早産予防を目的とした妊婦健診検査项目的拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・腔分泌物の細菌検査の導入 ・子宮頸管長測定導入等による早産防止対策の評価 ◆早産予防のための妊婦医学的管理の標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県標準妊婦健診手引書の作成 ・高知県母体・新生児搬送マニュアルの改訂 ○新生児死亡の要因は救命困難な早産未熟児と先天異常に集約されている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム開催 ・思春期ハンドブックの配布 ・思春期講座、性に関する講師派遣 ・妊婦健診受診勧奨リーフレット等の配布、広報 ・高知県版母子健康手帳別冊の改訂配布 ・男子生徒版思春期ハンドブックの作成 ・パートナーへの妊娠・出産の知識啓発のためのリーフレットの作成 ・性と生殖に関する正しい知識の啓発のためのリーフレットの作成 ・健康支援に携わる人材の資質の向上のための講演会の開催 ・妊娠に関する相談窓口の周知(トラックストアへの配置) <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム開催 ・妊娠健診受診にかかる意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県版母子健康手帳別冊配布 ・高知県版母子健康手帳別冊の改訂配布 ・妊娠健診受診勧奨リーフレット等の配布 ・マス・メディアを使った広報・啓発 ・ハイリスク妊婦への個別指導 <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな妊娠等サポート体制事業 <ul style="list-style-type: none"> ・助産師等による保健指導の充実 ・広域での妊婦教室の開催 ・要支援妊産婦への継続支援 ・未熟児防止対策の拡充 	<p>思春期からの 意識啓発</p> <p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発</p> <p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>	<p>・周産期死亡率と乳児死亡率の直近3年間の平均が全国水準よりも良い値となっていいる。</p> <p>・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている</p>
2 周産期医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■NICU18床が常態的な満床状態 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU18床の稼働率が年々上昇 H22: 92.6% H23: 91.5%(平均空床1.5床) H24: 91.2%(平均空床1.6床) ※H24年5月にはNICU満床により県内で初めての母体の県外搬送・低出生体重児の出生割合が全国水準より高い状態で推移 H23: 10.5%(全国9.6) ・早産の占める割合が全国よりも高い H23: 6.4%(全国5.7) ■産婦人科医の高齢化等により分娩を取り扱う医療施設が減少・分娩取扱医療機関数 H19年10月: 21→H25年4月: 17 安芸: 1施設 中央: 14施設 高槻: なし 幡多: 2施設 ■産科医等の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩手当を支給する医療機関への財政的支持 H21年度～ ・NICU新生児担当医手当を支給する医療機関への財政的支持 H22年度～ ・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施 ◆周産期医療関係者の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医、小児科医等への研修実施 ◆NICU退院児への訪問看護提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合周産期母子医療センターの機能維持 <ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助 ・NICU3床増床 ◆県内医療機関の機能分担の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県周産期医療協議会において、県内の周産期医療機関を一次から三次に機能分担し、周産期医療機関の連携体制を明確化した ◆母体・新生児の適切な搬送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・母体・新生児搬送マニュアルの改訂に向けての検討 ◆産科医等の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩手当を支給する医療機関への財政的支持 H21年度～ ・NICU新生児担当医手当を支給する医療機関への財政的支持 H22年度～ ・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施 ◆周産期医療関係者の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ONICUの常態的な満床 <ul style="list-style-type: none"> ○分娩取扱施設の減少 ○医師の負担増大 ○周産期医療従事者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周産期医療体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ○NICUの空床確保 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU・GCUの整備 NICU: 21床→24床 GCU: 23床→27床 ・NICU長期入院児の在宅療養への移行を支援するNICU入院児支援コーディネーターの配置 H24年度: 看護協会 →H25年度～: 高知医療センター ②分娩取扱施設・分娩取扱数の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・産科病床の整備 14床増床 ・総合周産期母子医療センターの運営支援 ・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 ・機能強化・連携体制の強化 ③周産期医療従事者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・新人助産師合同研修 ・医師養成奨学金付金 ・特定科目臨床研修奨励奨学金付金 ・助産師緊急確保対策奨学金 ◆小児・産科医確保のための処遇改善の取り組みへの助成 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU(新生児集中治療室)新生児担当医手当を支給する医療機関の支援 ・分娩手当を支給する医療機関の支援 ・周産期を担当する医師確保策の維持 ◆助産師を活用した取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・院内助産所等開設促進のための研修 ・助産師の資質向上のための研修 ◆周産期医療関係者の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修 	<p>NICU・GCU等の整備</p> <p>・周産期医療体制整備計画の見直し</p> <p>・高知医療センター NICU3床増床</p> <p>NICU・GCU入院児の円滑な在宅移行支援</p> <p>・NICU等入院児支援コーディネーターの配置</p> <p>・産科病床の整備</p> <p>・高知医療センター8床増床 ・高知大学医学部附属病院6床増床</p> <p>機能強化・連携体制の強化</p> <p>・母体・新生児搬送マニュアルの見直し ・施設間の診療連携の強化</p> <p>・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 ・診療所の分娩取扱継続に対する支援</p> <p>・助産師の資質の向上</p> <p>・助産師確保対策の強化</p> <p>・奨学金制度の維持と利用促進 ・海外大学・施設からの派遣要請 等</p> <p>総合周産期母子医療センターの運営支援 産婦人科医・NICU入院児担当医の処遇改善のための手当を支給する医療機関への助成</p> <p>助産師の資質の向上</p> <p>・奨学金制度の維持と利用促進 ・養成学校との連携及び支援</p> <p>・院内助産所等開設促進のための研修 ・新人助産師合同研修</p> <p>周産期医療関係者の資質の向上</p> <p>・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修</p>	<p>○県内での安全・安心な出産ができる周産期医療体制が確保されている。</p> <p>・NICU平均空床数3床以上</p> <p>・NICU満床を理由とした県外緊急搬送例ゼロ</p> <p>・県内の分娩予測数をカバーする分娩機能が維持できている</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康対策課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿		
					区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
3 健やかな子どもの成長・発達への支援	<p>◆市町村母子保健サービスの現状</p> <p>◆乳幼児健診力ルテが長期間見直しされていない</p> <p>◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある</p> <p>◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある</p> <p>◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度) 『成果物』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村母子保健体系表 ・市町村母子保健事業マトリックスシート ・母子保健データ表 ・母子保健事業点検シート <p>◆母子保健行政ワーキング会議(H24年度～)</p> <p>◆母子保健指導者研修会</p> <p>◆未熟児防止対策事業</p> <p>◆乳幼児フォローアップ事業</p> <p>◆乳幼児健診受診率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児 H22年度 本県83.6% 47位 (全国94.0%) ・H23年度 本県85.0% 47位 (全国94.4%) ・3歳児 H22年度 本県79.5% 47位 (全国91.3%) ・H23年度 本県80.1% 47位 (全国91.9%) 	<p>○母子保健サービスの市町村格差</p> <p>△母子保健指導者を対象とした体系的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健指導者基本研修 ・母子保健指導者フォローアップ研修 ・母子保健行政ワーキング <p>○乳幼児健診受診率の低迷</p> <p>△乳幼児健診の受診促進のための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のための啓発活動の実施 <p>△乳幼児健診未受診児対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診受診促進事業費補助金 ・未受診児対象の広域検診の実施 	<p>△乳幼児健診の標準化・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診受診状況実態調査 ・カルテ様式、健診実施方法の見直し ・乳幼児健診実施の手引き等の作成 ・受診率向上につながる、より有意義な健診の検討 <p>△乳幼児養育フォローアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の要観察児をフォローアップ ・低出生体重児・養育医療の対象児等のフォローアップ 	<p>乳幼児</p>										<p>全県的なスクリーニング機能の強化と健やかな子どもの成長、発達を目的とした総合的な母子保健サービスが展開できる</p> <p>(地域母子保健体制の基盤強化)</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名:健康対策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33
II がん対策の推進										
1 がん予防の推進 ・子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ウイルス性肝炎対策	<ul style="list-style-type: none"> ■全国で年間約8,500人が新たに子宮頸がんにかかり、2,500人が死亡している。 ■HPV(ヒトパピローマウイルス)感染が主な原因である子宮頸がんは予防できるがん。 	<ul style="list-style-type: none"> ○がん予防 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙対策、食生活の改善 ・よさこい健康プラン21で対応 ○子宮頸がん罹患予防 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種経費の補助 H23.1月から開始。 ・中学1年生から高校3年生までを対象。(高2から3年生までは県単独補助) ・広報の徹底 ・ワクチン接種の啓発。 ・20歳以降の子宮頸がん検診受診の啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> □HPVワクチンの定期接種化がされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子宮頸がん罹患予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種経費の補助 ・広報の徹底 ・ワクチン接種と20歳以降の子宮がん検診受診の啓発 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。 ■感染しても自覚症状がない、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。 ■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の早期発見 ・広報の徹底 ・検査機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・無料肝炎ウイルス検査の実施 ・感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める ・地域肝炎コーディネータの養成 ・標準治療の普及 ・医療費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> □肝炎に関する正しい知識(治療の進歩や検査の必要性、公的支援等)が十分普及していない。 □肝炎ウイルス検査の受検率が低い。 □受検しやすい体制整備が必要 ・特定健診とのセット化、無料化 □地域医療連携の推進が必要 ・陽性者を発見しても、かかりつけ医と専門医の連携が十分でないため、治療に結びついていない場合がある。 □肝がん死亡率の高い地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ウイルス性肝炎対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の早期発見 ・徹底した広報 ・肝炎の正しい知識の普及 ・検査機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等において無料検査を実施 ・市町村での検査を無料化(感染の危険の高かった時期から20数年後となるH25まで実施) ・感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める ・地域肝炎治療コーディネータを養成 ・地域での医療連携の推進 ・標準治療の普及 ・医療費の助成 						

がん対策推進計画の見直し					目指すべき姿	
					短期間的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
がんへの罹患の予防対策					・中1相当年齢に対するワクチン接種を毎年全市町村で実施	・若年層の子宮頸がんの発症が10人となる。
接種費用の補助					◆接種率90%以上	・子宮がんの年齢調整死亡率が20%減少する。
広報：ワクチン接種と子宮頸がん検診受診の啓発(市町村で実施)					・子宮頸がん予防の意識が向上し、親世代とワクチン接種世代で子宮がん検診を受ける者が増える。	
助成制度の広報					◆20歳代30%以上 ◆40~50歳代50%以上	
TV等での広告					・肝炎の認知度が上がり、住民が自らの感染の有無について自覚し、陽性者は医療機関で治療を受けている。	・肝がんの年齢調整死亡率が30%減少する。
市町村の肝炎検査の無料化(補助)					◆肝炎に関する認知度100% ◆陽性者の精密検査受診率90%以上	
医療機関での無料肝炎検査の実施					・地域での専門医とかかりつけ医の連携により、検査で陽性となった者は全員、適切な治療が受けられるようになる。	
地域での医療連携の推進						
地域肝炎治療コーディネータ養成及び受診勧奨						
インターフェロン治療費助成の実施						
死亡率の高い地域での取組						

【課名:健康対策課】

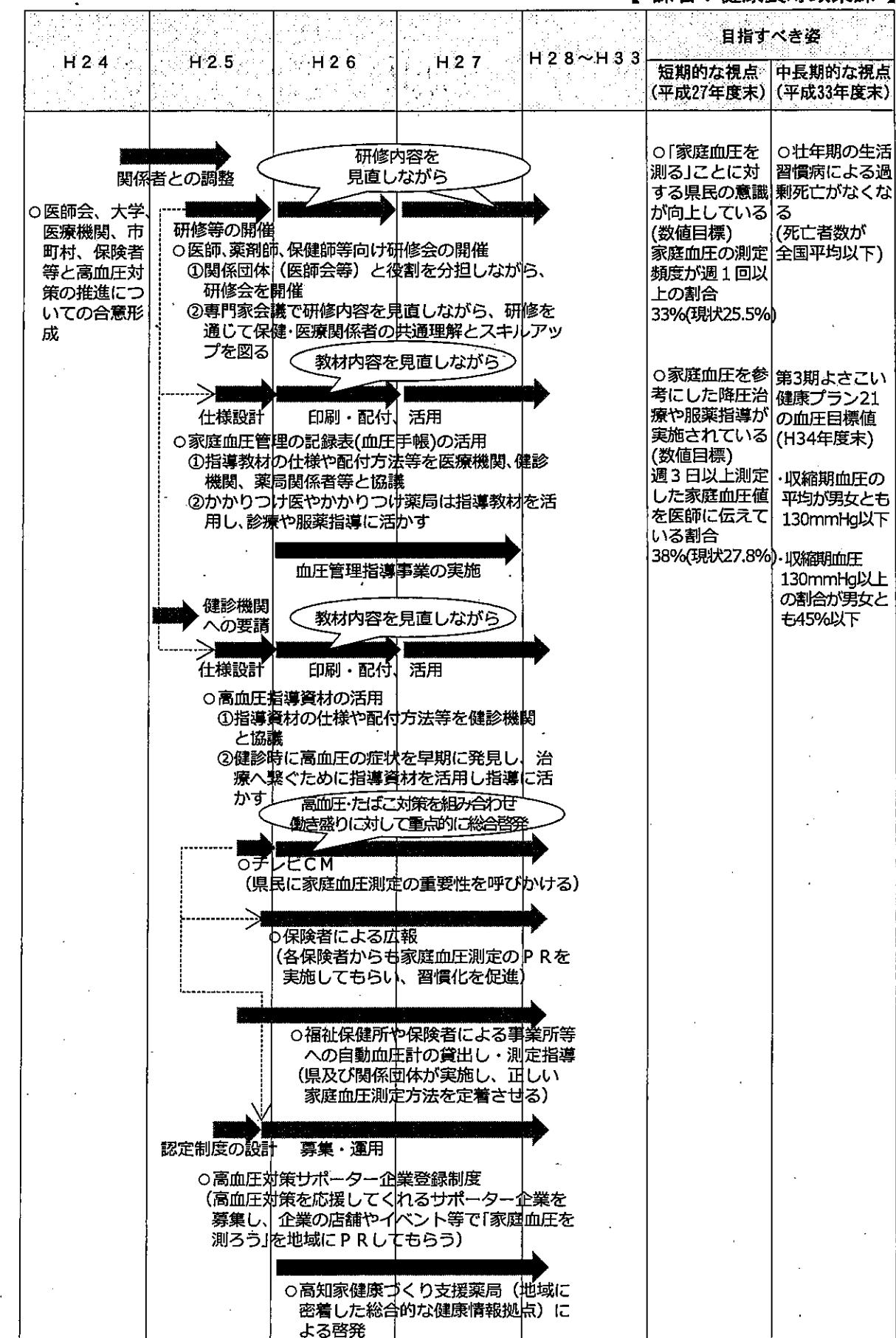
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿
					区分	年齢						
2 がんの予防と早期発見	<p>■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第1位</p> <p>■受診率(H22年度・40～50歳代)(市町村検診と職域検診の合計)</p> <p>肺がん 45.5% 胃がん 34.5% 大腸がん 32.8% 子宮がん 41.6% 乳がん 47.3%</p> <p>■未受診理由 「受診機会が無い」は減少、「忙しい」「面倒」は上位のまま</p>	<p>1. 受診勧奨 ・市町村からの個別通知・再勧奨 ・地域組織、TVCM等による受診勧奨</p> <p>2. 受診環境の整備 ・乳がん子宮がん検診について、医療機関での受診ができるよう集合契約を締結(H21～)(無料クーポン事業対象者に限定) ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎</p>	<p>検診の意義・重要性が十分認識してもらえていない</p> <p>利便性を考慮した受診環境の整備が不十分</p>	<p>きめ細かな受診勧奨 ・県 ・事業主、保険者への働きかけ 広報媒体の活用 がん検診の周知 ・市町村 ・住民への勧奨、地域組織の活用 ・地域組織 ・地域住民、事業所への勧奨 ・事業主 ・従業員及びその家族への勧奨 ・薬局 ・高知家健康づくり支援薬局で住民へ受診勧奨 利便性を考慮した受診環境の整備 【市町村検診】 ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎 ・検診のセット化 ・広域実施の検討 ・大腸がん検診の検体の郵送回収の実証 【職域検診】 ・ミニドック型、出張ミニドック型検診の利用促進 ・検診機関の偏在の解消</p>								<p>・がん検診の意義重要性が浸透し受診行動に結びついている ・40～50歳代のがん検診受診率50%以上 【県】・市町村の個別通知等による受診勧奨を支援 ・地域・職域連携協議会を通じた職域関係機関への働きかけ・情報共有 ・事業主、保険者への働きかけ(意義重要性の周知、従業員への勧奨依頼) ・広報媒体の活用による情報提供・受診勧奨 【市町村】・住民への受診勧奨、情報提供・地域組織を活用した受診勧奨 【地域組織】・地域住民や事業所への受診勧奨 【事業主】・従業員及びその家族への受診勧奨 【保険者】・事業主への情報提供、扶養家族への情報提供 【県】・大腸がん検診の啓発イベント開催 【県】・生活習慣病予防健診への切替促進 (協会けんぽ加入事業者に生活習慣病予防健診を周知) 【薬局】・高知家健康づくり支援薬局からの受診勧奨 【県】・市町村の利便性向上の取組を支援 ・医療機関での検診の拡大の検討、調整、実施 ・ミニドック型検診の事業者への周知と、出張検診希望事業所のマッチング(H24) 【市町村】・検診日の増、検診会場への送迎、検診のセット化 ・医療機関での検診の検討、実施 【事業主】・近くに検診機関が無い場合は出張検診の積極的な活用 【保険者】・検診機関の拡充(施設内検診及び出張検診) 【県】・がん検診の広域実施体制の実証 ・大腸がん検診の検体郵送回収の実証 【市町村】・がん検診の広域実施 【市町村】・大腸がん検診の検体郵送回収の実証</p>
3 包括的ながん医療の推進	<p>■がん診療連携拠点病院 ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院</p> <p>■がん診療連携推進病院 ・国立病院機構高知病院 ・幡多けんみん病院</p> <p>■がんの年齢調整死亡率 (人口10万対) H22 88.4</p> <p>■がん患者の自宅看取り率 H22 7.4%</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 従事者研修、院内がん登録、がん相談事業等を実施するために必要な経費を支援</p> <p>2. 在宅ケア・在宅医療の推進 ・がん診療に携わる医師を対象とした研修会の実施(県・拠点病院)</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・患者や家族の悩みや不安への対応 がん相談センターこうちを開設(H19～) ・がんに関する情報の提供 がんフォーラムの開催(H19～) ・患者満足度の把握 満足度調査の実施(H21・H23)</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・拠点病院の機能強化 ・人材育成</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・地域医療連携の構築 ・緩和ケア病床の偏在 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談支援体制の強化 ・相談窓口間の連携</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・必要経費の支援 (機器整備・研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・医療従事者の理解促進 ・地域医療連携コーディネーターの育成 ・緩和ケア病床整備の検討 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談員の増員 ・相談概要の医療機関へのフィードバック ・心のケア相談員の養成 ・患者満足度調査・就労実態調査の実施 ・がんに関する講演会の開催</p>								<p>・がんの年齢調整死亡率の改善 H27 77.2 ・がん患者の自宅看取り率の向上 H27 10%以上 ・患者満足度の向上 (患者満足度調査の各項目の満足度が前回調査に比べ向上している⇒患者の不満が改善されつつある)</p> <p>【県】・拠点病院への財政支援(機器整備、研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進(罹患、治療、死亡状況などの収集・分析、医療機関へのフィードバック) 【医療機関】・病病・病診連携(地域連携クリニカルパスの活用、顔の見える関係性の構築)</p> <p>【県】・地域医療連携体制整備のための関係者協議 ・地域医療連携コーディネーター研修の開催 ・医療従事者・県民向け研修会の開催、医療資源情報のホームページへの掲載 【医療機関】・医師を対象とした緩和ケア研修の実施 【県】・医師のための緩和ケア研修修了者向け フォローアップ研修の開催</p> <p>【県】・がん相談センターこうちの機能強化(相談員の増員(H23(2人)→H24(3人)) ・相談概要の医療機関へのフィードバック(拠点病院等の相談員間の意見交換) ・がんフォーラムの開催 ・患者満足度調査の定期的な実施(隔年実施) 【医療機関】・患者の満足度が充たされる医療・相談等の提供 【県】・就労実態調査 【県】・心のケア相談員の養成 【県】・がんに関する講演会の開催</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
III 心疾患・脳血管疾患 対策の推進	■本県の短命の要因は、 男性の40-60歳代が 早世、その死亡原因 の37%を生活習慣病 (がん、心疾患、脳 血管疾患)が占める。 ■生活習慣病のリスク 要因は、“喫煙”的 影響ががんで34%、 “高血圧”的影響が 脳卒中で35%、心筋梗 塞で17%と高い ⇒リスクは、喫煙・ 高血圧の2つ	【参考】 40歳以上の者の血圧の 現状値 ・収縮期血圧の平均 男性135mmHg 女性134mmHg ・収縮期血圧130mmHg 以上の人割合 男性58.1% 女性59.7% (H23年県民健康・栄 養調査)	①保健医療関係者の 認識にばらつきがある ②高血圧であるにも かかわらず医療機 関の受診が進んで いない ③血圧の知識や家庭 血圧測定の認識が 不足している	<ul style="list-style-type: none"> ■医師・薬剤師等向け研修会 日本高血圧学会治療ガイドライン に基づき、家庭血圧値を参考にした降圧治療・処方・服薬指導技術 を習得する。 (H26.4月に改訂された新ガイドラインを研修等を通じて周知) ■家庭血圧管理の記録表(血圧手帳) の活用 「家庭血圧測定の重要性や測り方」、「血圧手帳の活用」等を指導する教材 を活用して診察や処方に指導することで、高血圧治療者に対し家庭血 圧測定の定着化と診療への活用を測る。 ■医療機関と協働して血圧コント ロール率の向上を目指す。 ■健診機関に指導強化を要請、受 診者に高血圧指導資料(高血圧の 危険性や治療の重要性を伝える) を配布 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧の症状を見逃さず治療へ の繋ぎを促進 ・高血圧治療中者には血圧管理不 良を見逃さない。 ■高血圧予防・治療に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMによる広報 ・保険者による啓発パンフレット 等を活用した広報 ・自動血圧計の測定を経験する等 の講習会開催 ■「家庭血圧を測ろう！」を官民 協働で進める 高血圧対策サポーター企業認定 制度を設け、サポーター企業が 店舗やイベント等で「家庭血圧を 測ろう」をPRする。 ■高知家健康づくり支援薬局によ る高血圧に関する啓発 		
1 高血圧対策の推進						



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

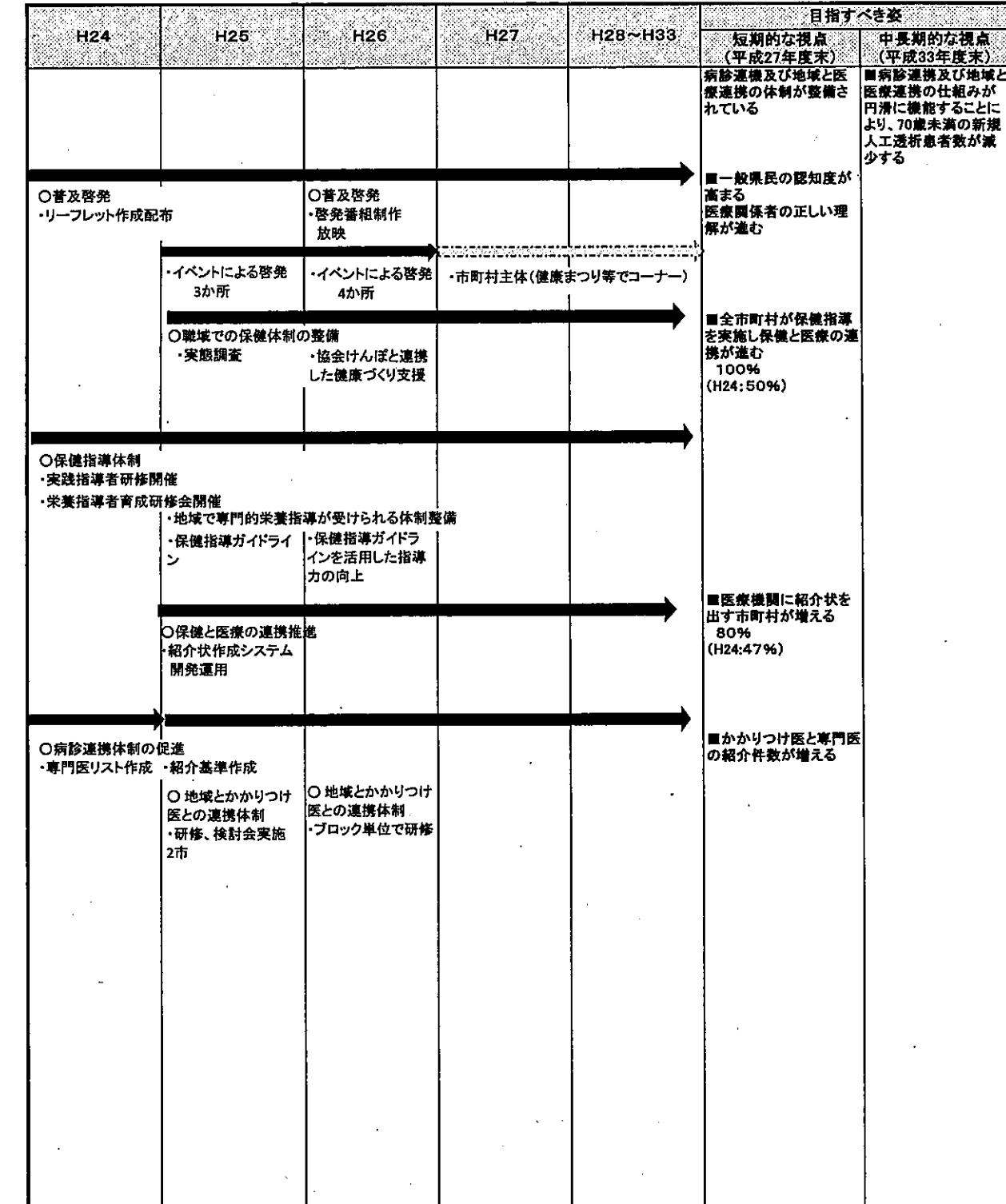
【 課名: 健康長寿政策課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	日指すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
2 心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村国保は個別通知や広報で受診を促進 ■社保は個別通知や職場を通じた通知で受診を促進 ■しかし、市町村国保及び協会けんぽ被扶養者の特定健診受診率が低い ■特定健診受診率(H20,H21,H22) <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 23.7%, 24.6%, 27.1% ・協会けんぽ被扶養者 9.6%, 12.4%, 12.1% ・県全体* 33.2%, 35.7%, 37.4%(*県保険者協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全県的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオで啓発CMの放送 ・健康づくり情報誌、新聞への掲載 ◆個別健診制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施医療機関にてポスター掲示 ・かかりつけ医から受診勧奨する方法を医師会等と検討 ◆市町村の受診率向上対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診促進事業費補助金(H22～) ・健康づくり団体育成支援事業費補助金(H23～) ◆協会けんぽの受診率向上策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健診にがん検診のセット化を検討(高知市との連携による試行の調整) ◆特定健診が円滑に実施できる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診とがん検診のセット化 ・人間ドックとの同時実施化 ・クレアチニン検査等CKD対策の健診項目の追加 ・保険者アンケート等の実施による現状把握と課題の整理 ◆特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診機関の健診実施促進支援策 ・被扶養者への制度周知 ・特定健診とがん検診の更なるセット化等の検討 ◆循環器疾患等部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・eGFR判定導入等CKD対策の健診内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■健診の意義、重要性の認識不足 ■健診の受診機会の不足 ■受診勧奨を担える団体の育成や活性化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■行政による広報、周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○徹底して呼びかける <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問、電話、郵送 ○意識を変える <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体を活用した啓発 ・啓発パンフレットの活用 ■周囲(健診実施機関、職場、家庭、地域、等)から勧める <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医から勧める <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に健診ポスターを掲示 ・医師会と連携し医療機関へ呼びかけ ○保険者を通じた事業主への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭の意識の喚起を促す ○広報による声掛けのきっかけづくり <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域での声かけを促す ○高知県健康づくり支援薬局による受診勧奨 ■自己学習の機会の拡充 ■健診機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診とがん検診のセット化 <ul style="list-style-type: none"> ・集団検診のセット化 ・被扶養者の健診をセット化 ○個別健診医療機関の実施体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施の効率化支援 ○市町村健診と職域健診が連携して取り組める仕組みづくりの検討 ■健康づくりに関わる団体の活性化や新規団体の発掘 <ul style="list-style-type: none"> ○受診勧奨に取り組む地域団体の育成・活性化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体への働きかけ ・人材の有効活用 		<p>特定健診の受診について、官民協働の受診勧奨の取組が活発となっている。</p> <p>◆受診率目標 ⇒ 全国平均以上(H22市町村国保全国32.0%, 本県27.1%)</p> <p>○壮年期の世代が、健診の受診など自分の健康管理を意識した行動をとる。また、家庭や地域、職場においても健康管理を呼びかける気運が醸成されている。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名:健康対策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
					区分	年齢			
3 総合的な慢性腎臓病(CKD)対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心筋梗塞、脳血管疾患、腎不全による死亡率は、全国平均より高い。特に、男性の死亡率は全国平均より～3割増 ■ 人工透析患者数は、人口1万人あたり27.3人(全国22.1)と多い 【腎臓機能障害1級身体障害者手帳新規交付者数】 ・70歳未満のみ (高知市除く) H20年度 74名 (全交付者168名の44.0%) H21年度 62名 (全交付者140名の44.3%) H22年度 60名 (全交付者136名の44.1%) H23年度70歳未満の新規交付(県全体) <ul style="list-style-type: none"> ・全年齢高知県全体 H20年度:252名 H21年度:240名 H22年度:240名 H23年度:249名 ■ 慢性腎臓病(CKD)患者は、全人口の約10.7%といわれており、県内には、約7万人以上いると推計 ■ 慢性腎臓病(CKD)について知っている県民は少ない ■ 腎臓病専門医が少なく、中央医療圏に集中している(H23.5.31現在:25名) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村国保加入者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎臓病(CKD)啓発チラシ配布※H23年度から特定健診に腎臓機能検査が追加された ◆ 高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の設置(H23年2月) ◆ 市町村保健師等への研修会実施(H23年2月～) <ul style="list-style-type: none"> 慢性腎臓病(CKD)とは? <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓の動きが慢性的に低下していく病気 ・腎臓は、一度機能が低下するとともに戻りにくく、腎不全に移行しやすい ・腎機能が低下すると、心筋梗塞・脳血管疾患等の発症リスクが高くなる ◆ 腎臓の動きを悪化させる要因 <ul style="list-style-type: none"> ・加齢、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、喫煙、食生活(塩分の取り過ぎ等)、肥満など ◆ 慢性腎臓病の治療 <ul style="list-style-type: none"> ・病気の進行度合いや症状に応じた、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血改善、脂質代謝管理、糖代謝管理塩分摂取制限などの適切な指導・治療を総合的に行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民だけでなく、医療関係者にも慢性腎臓病について認知されていない ■ 市町村国保、医師国保の特定健診で、腎機能検査の項目が追加されたが、フォローアップ方法等、統一されていない ■ 人材不足 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓病専門医、保健指導者等 ■ 慢性腎臓病の管理体制が確立されていない <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と専門医の連携不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への知識の普及・啓発広報の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの配布 ・研修会開催 ■ 早期発見・早期治療の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・健診での腎機能検査結果への保健指導の徹底 ・地域保健、職域保健との連携 ■ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓専門医の育成、かかりつけ医の資質向上 ・専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成 ■ 保健・医療連携によるフォローアップ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会 ・地域連携のための様式等の作成・普及 ・かかりつけ医と専門医の連携強化(慢性腎臓病治療連携体制の整備) 					
4 心疾患・脳血管疾患対策のための医療体制の整備	<p>「連携による適切な医療体制の確保」、「救急医療体制の整備」に記載。</p>								

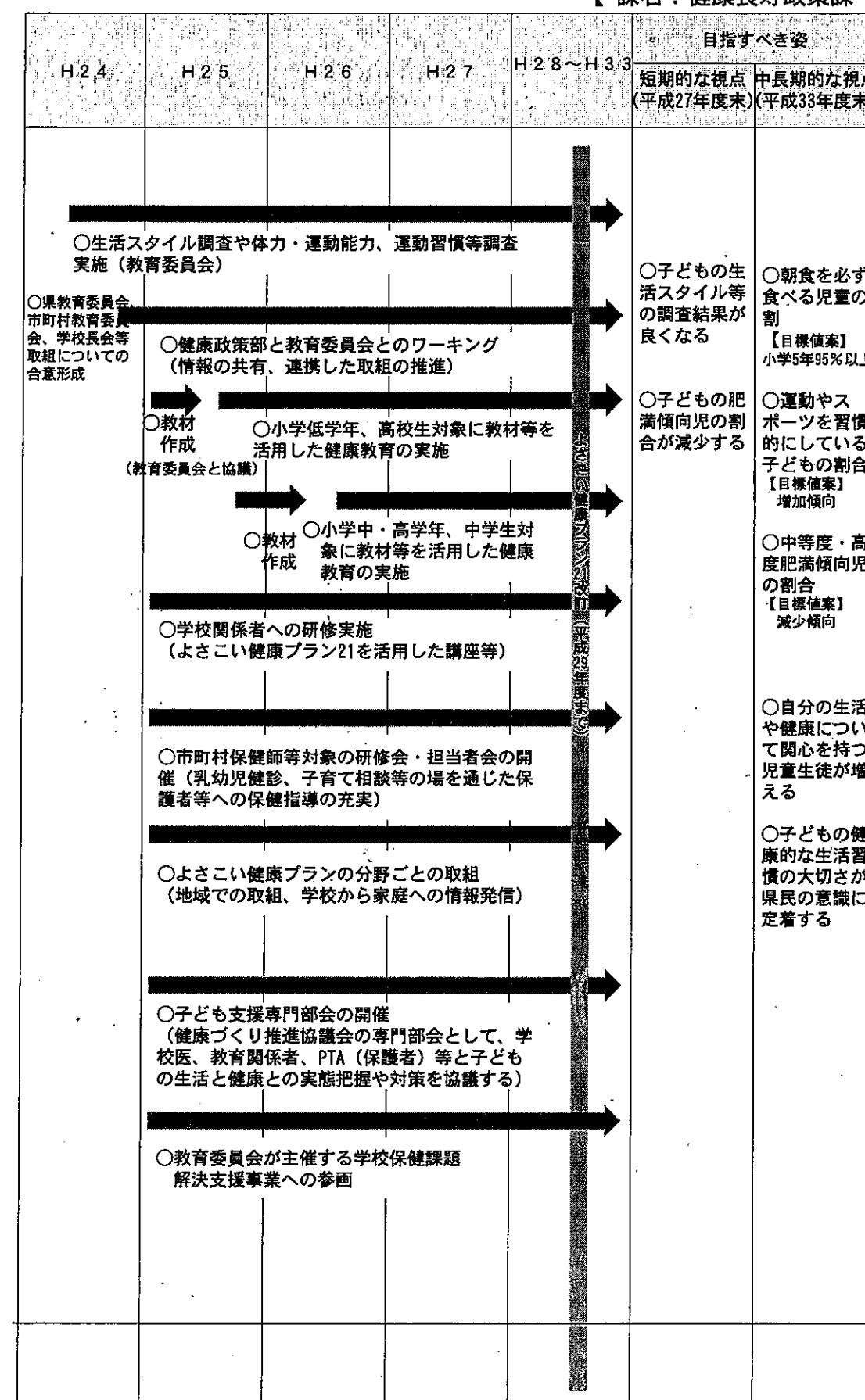


IV 自殺・うつ病対策の推進については、「高知型福祉の実現」(福祉分野)に記載。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長壽政策課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	区分	年齢
V 日々の健康づくりの推進	【重点1】子どもの健康的な生活習慣の定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■11歳の肥満傾向児の出現割合が全国で一番高く、小・中学生は全国と比較して、総じて肥満傾向児の出現率が高い傾向にある ■学年が高くなるほど、就寝・起床時間が遅い、朝食欠食の割合が高くなる傾向にある ■「平成23年県民健康・栄養調査」の結果では、「働き盛りの世代は、肥満者の割合が高く、運動習慣のある人が少ない」、「20歳代女性や30歳代男性の朝食欠食率も高い傾向にある」など、保護者世代に生活習慣の課題がある ■H23年現状値 <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる児童の割合 <ul style="list-style-type: none"> 小学5年 92% (生活スタイル調査) ・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 <ul style="list-style-type: none"> 小学5年 男子53.4% 女子30.6% (体力・運動能力・運動習慣等調査) ・中等度・高度肥満傾向児の割合 <ul style="list-style-type: none"> 小学5年 男子5.9% 女子3.3% (学校保健統計調査) 		<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけることが必要 ②保護者等と併せた生活習慣の取組が必要 ③子どもの生活習慣や健康について、課題解決に向けて検討・協議する場が必要 	<p>1 教育委員会と連携した取組の推進</p> <p>■子どもの生活習慣実態調査</p> <p>■小中高校生を対象にした副読本等の教材を活用した健康教育の実施</p> <p>※「食育講座」「歯の健康教育」「薬物乱用防止教室」など既存事業の積極的かつ拡大活用のための連携</p> <p>■学校関係者(PTAも含む)向け研修会、講演会の実施(県内の保護者世代の健康課題も併せ、子どもの健康的な生活習慣定着の重要性について)</p> <p>2 地域での取組強化</p> <p>■市町村保健師等への支援研修会、担当者会の実施</p> <p>■保護者世代への働きかけ よさこい健康プランの分野ごとの取組推進</p> <p>3 推進体制の構築</p> <p>■高知県健康づくり推進協議会に子ども支援専門部会を設置</p> <p>■学校保健課題解決に向けた地域ごとの検討</p>			
【重点2】高血圧対策の推進			※「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照					



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野	現状 （今まで何に取組んできたか）	これまでの取組 （今まで何に取組んできたか）	課題	これからの対策	対象者		区分	年齢	H 2.4	H 2.5	H 2.6	H 2.7	H 2.8～H 3.3	目指すべき姿	
					取組項目									短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
【重点3】 たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■本県の短命の要因は、男性の40-60歳代が早死、その死亡原因の37%を生活習慣病が占める。 ■生活習慣病のリスク要因のうち、“喫煙”的影響ががんで34%、心筋梗塞で26%、脳卒中で9% ■喫煙率 男性 32.1% 女性 9.2% (H23年県民健康・栄養調査) ■非喫煙率 男性 全国15位 女性 全国24位 (H22年国民生活基礎調査) ■とさ禁煙サポートーズ 養成数 282名(H22～24) 保健医療従事者:1250名 事務職員・その他:32名 ■禁煙治療により喫煙を止めた者の割合 56.4% 禁煙治療受診者数 2,190名 〔H24年度ニコチン依存症管理料の設置基準の報告〕 (H23.4～H24.3)) ■禁煙治療に保険が使える医療機関 92ヶ所 (H24.10.24) ■「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間)吸っていない」人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):9.2% ・飲食店(1回以上):43.0% ・職場(1回以上):33.1% (H23年県民健康・栄養調査) ■学校の受動喫煙防止の取組 学校の施設内禁煙 88.6% うち、敷地内禁煙 44.3% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査) ■多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合: 59.1% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ○とさ禁煙サポートーズ 養成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度:薬局薬剤師 ・H23年度:医療機関従事者 ・H24年度:衛生管理者 ○高知県医師会との連携研修会 ○禁煙方法や禁煙外来の情報の周知 ■受動喫煙防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設の認定 ○受動喫煙の害について正しい知識を伝えるための広報 ○官公庁への禁煙の働きかけ ■教育委員会と連携した喫煙防止教育の充実 ■より効果的な啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①喫煙をやめたい人を支える体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> △これまで養成したサポートーズは医療機関等で禁煙支援を行っているが、未受診者に対する支援体制が必要である △サポートーズ活動の強化及び活動支援が必要 <ul style="list-style-type: none"> △県医師会等関係機関との連携強化 ②受動喫煙防止の取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ■受動喫煙防止 <ul style="list-style-type: none"> ○「空気もおいしい！」認定事業 <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止の取組がすすみにくい飲食店等を対象とし、認定店を県ホームページやリーフレット等でPR ○ノンスモーキー応援施設 <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策を実施している施設を申請により登録 ポスター掲示等により禁煙や受動喫煙防止に関する情報の発信 ○学校・官公庁施設の禁煙 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、健康増進法第25条を周知徹底 ③防煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭等喫煙防止教育に携わる者への人材育成研修 ④啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○イベントやマスメディア等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ○とさ禁煙サポートーズ養成講座 <ul style="list-style-type: none"> とさ禁煙サポートーズ養成講座 ○喫煙者に対し、積極的な声かけや情報提供ができるよう、人材を育成 <ul style="list-style-type: none"> (対象者)健康づくり団体 等 (実施方法)福祉保健所等に実施 (講義, グループワーク) ■とさ禁煙サポートーズフォローアップ講習 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでに認定したサポートーズを対象としたフォローアップ講習会を実施 ■医師等を対象とした研修会 <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医からの禁煙のすすめや禁煙外来開設の条件等の周知を主な目的として研修会を開催 <ul style="list-style-type: none"> (実施方法)地域ごとに開催 講演内容や実施体制等は、医師会等関係機関との協議により決定 ■e-ラーニングによる人材育成研修 (11～1月開催) <ul style="list-style-type: none"> ○より効果的な禁煙治療・禁煙指導が実施できるよう、関係者のスキルアップをはかる <ul style="list-style-type: none"> (対象者)禁煙治療を実施している医師 市町村や健診機関等の保健指導従事者 等 ■あらゆる機会に禁煙の声かけ <ul style="list-style-type: none"> ○禁煙外来を周知するチラシ等の作成 かかりつけ医や保健指導者からの声かけ ■「空気もおいしい！」認定事業 <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止対策の推進(飲食店を対象とした取組) <ul style="list-style-type: none"> (実施方法)受動喫煙防止対策実施店舗からの申請により、認定リーフレットやホームページにて認定店のPR ■ノンスモーキー応援施設 <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止対策の推進(事業所等を対象とした取組) <ul style="list-style-type: none"> (対象)飲食店や公共施設を除く、健康増進法第25条該当施設 (実施方法)受動喫煙防止対策実施店舗からの申請により登録 ポスター掲示等による禁煙・受動喫煙防止の情報発信 ■学校・官公庁施設の禁煙に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会等関係機関と連携による健康増進法第25条の周知徹底 ■養護教諭等を対象とした喫煙防止研修 <ul style="list-style-type: none"> ○研修内容等については、教育委員会等と協議・調整 ■次年度の開催に向け準備 <ul style="list-style-type: none"> ○世界禁煙デーイベント <ul style="list-style-type: none"> ○働きざかりの健康づくり総合啓発の中で、高血圧対策や歯周病対策等関連するものと組み合わせて効果的に啓発 ○世界禁煙デー等時期をとらえて啓発 ○高知家健康づくり支援薬局を通じて啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙者と禁煙治療をつなぐ仕組みができるとさ禁煙サポートーズ:650名以上 ○禁煙治療の受診者数及び喫煙を止めた人が増加する ○禁煙治療を行う医療機関: 100ヶ所以上 ○「空気もおいしい！」認定店の増加 ○全ての学校が敷地内又は施設内禁煙となっている ○全ての市町村本庁舎が施設内禁煙となっている ○学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施される ○禁煙・受動喫煙防止の機運が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> ○[よさこい健康プラン21の目標値案] 喫煙率 男性 20.0%以下 女性 5.0%以下 ○非喫煙率が男女とも全国上位となる ○喫煙者と禁煙治療をつなぐ仕組みが機能している ○[よさこい健康プラン21の目標値案] 「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間)吸っていない」人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):3%以下 ・飲食店(1回以上):14%以下 ・職場(1回以上):10%以下 ○多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合 70%以上 									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野	取組項目	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	区分	年齢	目標すべき姿								
								短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)							
(1)歯科保健対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ■「高知県歯と口の健康づくり条例」(H23.4施行) ■歯と口の健康づくり実態調査 (H23) ■「高知県歯と口の健康づくり基本計画」(H24~28)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ①むし歯・歯肉炎対策、歯周病予防研修会開催 (H24~) ②女性の健能力応援事業、H21~) ③フッ素応用推進事業 (H12~) ④40、50歳代の進行した歯周疾患罹率は減少傾向 (H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ①むし歯・歯肉炎対策、歯周病予防研修会開催 (H24~) ②女性の健能力応援事業、H21~) ③フッ素の取組を推進 ④歯周病と全身の健康についての正しい知識の啓発 ⑤歯周病予防について保健指導を行う人材の育成 ⑥学校や地域で核となって普及啓発を行う人材の育成 ⑦在宅歯科医療連携事業 (H22~) ⑧在宅歯科診療設備整備事業 (H22~) ⑨在宅歯科人材育成事業 (H24~) ⑩歯の健能力推進事業 (H22~) 				<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯・歯肉炎予防研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①関係団体（県歯科医師会等）と連携した研修会を開催 ②保護者、学校、保育関係者、歯科医療従事者に対するフッ素応用の実施方法や良好な歯磨き習慣の定着など、むし歯予防・歯肉炎予防の正しい知識を周知し、フッ素応用の普及につなげる ○地域ごとのフッ素応用推進 <ul style="list-style-type: none"> ①各地域の実情に応じて、保育施設や学校でのフッ素洗口と、市町村の乳幼児健診時のフッ素塗布実施を促進し、全市町村へ拡大 ○マスメディア等を活用し、「糖尿病と歯周病」など、歯周病と全身の健康との関連についての具体的な啓発 <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ番組による知識啓発 ②知識啓発ポスター・リーフレットによる知識啓発 ③県民に対する知識啓発公開講座 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病と歯周病などについて、歯周病と全身の健康との関連についてのシンポジウム開催 ④歯周病について考える「歯っぴいデー」の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMによる広報 ○歯周病予防について保健指導を行う人材の育成 ○学校や地域で核となって普及啓発を行う人材の育成 ○在宅歯科連携協議会の開催 ○貸し出し用の在宅歯科医療機器の県内各地域への整備 ○在宅歯科医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①県外講師による研修会を開催し、在宅歯科医療に係る専門的な知識と技術を習得した人材を育成し、各地域での指導者を増加 ○介護職員等向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ②在宅歯科医療について広く知識啓発を行い、在宅歯科医療の重要性と必要性を習得 ○マニュアル（歯口応援手帳）を活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> ③出前講座や人材育成研修会等で在宅歯科医療に係るマニュアルを配布し、在宅歯科医療の重要性を啓発 ○地域ごとの歯科保健対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ④多団体による推進協議会の開催 ⑤歯科保健対策の連携管理を行う ⑥多団体による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科に関わる団体により構成する検討会で、具体的な歯科保健対策について検討 ⑦地域ごとに歯科保健地域連絡会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じた歯科保健対策を企画・立案、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの歯科疾患対策に加え、県の発育促進等、包括的な対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ①県の発育促進、むし歯予防対策のための啓発資料作成 ○むし歯・歯肉炎予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①1人平均のむし歯本数 (12歳) 1本以下 ②歯肉炎罹患率 (12歳) 3 %以下 ○フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 25/34 (H25.3) → 33/33 ・全市町村でのフッ素洗口の実施 23/34 (H26.3) → 34/34 ・フッ素洗口実施施設数 156箇所 (H26.3) ・保育所・幼稚園でのフッ素洗口実施率 33.2% (H26.3) → 30%以上 ○イベントによる歯周病啓発 <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ番組、ポスター・リーフレットによる知識啓発 ②広く県民に周知するとともに、市町村関係者や学校関係者などによる知識啓発活動を促進 ○県民に対する知識啓発公開講座 <ul style="list-style-type: none"> ①具体的な知識啓発により県民の理解をより深める ○テレビCMによる広報 <ul style="list-style-type: none"> ①「歯っぴいデー」を周知し、歯と口の健康について考える機会をつくる ○歯科医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①効果的な歯科保健指導ができる人材を増加し、地域での人材育成活動につなげていく ○医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①歯周病と全身の健康との関連など、相互の共通理解を深め、医科歯科連携を強化 ○学校関係者・健康づくり団体向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①学校や地域で核となる人材を育成し、子どもの健康教育や地域での啓発活動を推進 ○在宅歯科医療連携協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅歯科医療に係る関係団体の共通理解と連携強化を図る ○在宅歯科連携室の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ①県内歯科医院の状況を把握するとともに、県民と歯科医療機関をつなげる ○在宅歯科医療機器の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①各市町村で機器を活用可能にし、在宅歯科医療提供体制の充実を図る ○歯科医療従事者向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①専門技術・知識の向上により、指導者となる人材を養成し、各地域に拡大 ○介護職員等向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ②在宅歯科医療の重要性を理解し、県民と歯科医療機関の連携を促進 ○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> ③研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる ○推進協議会・検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ④関係者の連携が強化され、各地域で効果的な歯科保健対策を実施できるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯・歯肉炎予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①1人平均のむし歯本数 (12歳) 0.5本以下 ②歯肉炎罹患率 (12歳) 3 %以下 ○フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 25/34 (H25.3) → 33/33 ・全市町村でのフッ素洗口の実施 23/34 (H26.3) → 34/34 ・フッ素洗口実施施設数 156箇所 (H26.3) ・保育所・幼稚園でのフッ素洗口実施率 33.2% (H26.3) → 30%以上 ○イベントによる歯周病啓発 <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ番組、ポスター・リーフレットによる知識啓発 ②広く県民に周知するとともに、市町村関係者や学校関係者などによる知識啓発活動を促進 ○県民に対する知識啓発公開講座 <ul style="list-style-type: none"> ①具体的な知識啓発により県民の理解をより深める ○テレビCMによる広報 <ul style="list-style-type: none"> ①「歯っぴいデー」を周知し、歯と口の健康について考える機会をつくる ○歯科医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①効果的な歯科保健指導ができる人材を増加し、地域での人材育成活動につなげていく ○医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①歯周病と全身の健康との関連など、相互の共通理解を深め、医科歯科連携を強化 ○学校関係者・健康づくり団体向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①学校や地域で核となる人材を育成し、子どもの健康教育や地域での啓発活動を推進 ○在宅歯科医療連携協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅歯科医療に係る関係団体の共通理解と連携強化を図る ○在宅歯科連携室の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ①県内歯科医院の状況を把握するとともに、県民と歯科医療機関をつなげる ○在宅歯科医療機器の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①各市町村で機器を活用可能にし、在宅歯科医療提供体制の充実を図る ○歯科医療従事者向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①専門技術・知識の向上により、指導者となる人材を養成し、各地域に拡大 ○介護職員等向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ②在宅歯科医療の重要性を理解し、県民と歯科医療機関の連携を促進 ○マニュアルを活用した啓發 <ul style="list-style-type: none"> ③研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる ○推進協議会・検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ④関係者の連携が強化され、各地域で効果的な歯科保健対策を実施できるようになる 	H24	H25	H26	H27	H28 ～H33	H29 まで

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長壽政策課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分	年齢	目標すべき姿						
							H2.4	H2.5	H2.6	H2.7	H2.8~H3.3	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
(2) 栄養・食生活改善の推進		<ul style="list-style-type: none"> ■野菜の摂取量が少ない 277g (H23高知県) 277.4g (H23全国) ■食塩摂取量は減少傾向にある 9.7g (H23高知県) 10.4g (H23全国) ■20・30歳代の男女で朝食の欠食率が高い 20歳代男 20.0% " 女 26.3% 30歳代男 33.3% " 女 22.9% (H23高知県) ■40歳代では男女とも4割が肥満。50歳代の男性に至っては、6割近くが肥満 ■食生活改善推進員は減少傾向 1,960人 (H24.5.1) 1,986人 (H23.5.1) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発) ■食育応援店の拡大 (コンビニや直販所等)による、野菜と食塩の適正摂取の啓発の実施 ■子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への关心を醸成 ■量販店での開催が中心の「食育イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取組の実施 ■朝食&野菜で健康! キャンペーン ■「食育講座」や「食育イベント」の中で、野菜350g体験や食塩濃度の測定を実施 ■歯っぴいデーイベントで栄養相談や指導を実施 (2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■出前講座による啓発 (3) 人材育成 ■食生活改善推進協議会の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発) ■引き続き、野菜摂取と減塩の周知 ■食育応援店の拡大 ■親世代の朝食の欠食が子どもに影響 ■インパクトのあるキャンペーンの実施 ■8月31日「やさいの日」に県内一斉キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・1食のメニュー展示 ・野菜たっぷりレシピの試食 ・減塩や果物摂取の取組も併せて行う (2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■肥満は生活習慣病のリスクになるので、壮年期への働き掛けが重要 (3) 人材育成 ■若い世代や男性の推進員が少ない 									<ul style="list-style-type: none"> ○野菜摂取量350g以上 ○食塩摂取量8g以下 ○野菜摂取と減塩の必要性が理解される ○食育応援店：150か所 ○食育講座と食育イベントを全市町村での実施 ○「やさいの日」イベント：22か所 ○生活習慣病予防や低栄養予防の必要性が理解される ○食生活改善推進員：2,000名を維持

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H 2.4	H 2.5	H 2.6	H 2.7	H 2.8～H 3.3
(3) 運動の推進	<p>■日常生活における歩数（成人）は男女とも目標値を達成せず、H18年と変化なし 男性H18年 6,698歩 ⇒H23年 6,777歩 女性H18年 5,950歩 ⇒H23年 5,962歩</p> <p>■運動習慣のある者の割合は女性ではH18年より悪化 男性H18年 32.5% ⇒H23年 33.1% 女性H18年 31.2% ⇒H23年 24.9%</p> <p>■健康づくりのための身体活動や運動している割合 男性40.8% 女性44.9%</p> <p>■身体活動や運動に期待する効果として総数の60.4%が生活習慣病や肥満の予防・改善をあげている (出典：H23年県民健康・栄養調査)</p> <p>※参考【H23】 特定健診時の問診 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 男性 57.5% 女性 57.5%</p>	<p>■運動の効果や、手軽にできる運動についての健康教育の実施 ■運動できる施設やイベント・活動団体の情報提供 ■健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援（ウォーキングマップの活用）</p>	<p>①歩数、運動習慣とも前回と変化なし、または悪化傾向 ②健康教育や市町村のみの取組</p>	<p>■運動の効果や手軽にできる運動についての健康教育の実施 ■運動のできる施設やイベント・活動団体の情報提供 ■健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援</p>		<p>○出前講座等による健康教育の実施 ・年齢に応じた普及啓発 ・身体活動についても啓発</p> <p>○健康応援ハンドブックの活用 ○福祉保健所における情報収集及び情報提供</p> <p>○福祉保健所における、ウォーキング大会等支援（ウォーキングマップの活用）</p>	<p>○運動の大切さ、体を動かすことの楽しさが理解される ○各市町村等で運動できる施設の情報やウォーキングマップが作成され、運動できる環境が整備される</p> <p>※参考 特定健診時の問診 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 男性 60% 女性 60%</p>	<p>【よさこい健康プラザ21の目標】 ○歩数 20～64歳代 男性9,000歩 女性8,500歩</p> <p>65歳以上 男性7,000歩 女性6,000歩</p> <p>○運動習慣者の割合 20～64歳代 男性36% 女性33% 65歳以上 男性58% 女性48%</p> <p>○運動できる環境が整備され、積極的に運動や生活活動を行う県民が増える。</p>		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分	年齢	目標すべき姿						
								H 2.4	H 2.5	H 2.6	H 2.7	H 2.8～H 3.3	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
(4) 十分な休養の推進	■睡眠による休養を十分とれていない者の割合 15.3% (H23県民健康・栄養調査)	■健康応援ハンドブックを利用した健康教育を実施	①30歳～50歳代が他の年代に比べ睡眠による休養が十分にとれていない	■十分な休養や睡眠をとることの普及啓発									○十分な休養や睡眠をとることの必要性が理解される	【よさこい健康プラン21目標値】 ■睡眠による休養を十分とれていない者の割合 12%以下
(5) 適正飲酒の推進	■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性 17.5% 女性 8.2% (H23県民健康・栄養調査)		①前回調査時に比べ、男女とも多量飲酒者の割合が増加している	■適正飲酒・休肝日の普及啓発									○適正飲酒や休肝日を作ることの必要性が理解される	【よさこい健康プラン21目標値】 ■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性15%以下 女性7%以下
(6) 健康管理	■特定保健指導実施率 市町村国保(H22) 高知県 18.5% (全国第26位) 全国 20.8%	■保健指導実施者向け研修会の開催 ■福祉保健所担当者会における情報提供・検討などを実施 ■情報誌による啓発	①特定保健指導実施率が低い ②特定保健指導以外の対象者への保健指導に実施が不十分	■保健指導実施者的人材育成 ■高血圧と喫煙に対する保健指導の徹底 ■特定保健指導を受けることの啓発									○保健指導実施者的人材育成 ・保健指導実施者向け研修会の実施 (効果のある保健指導の実施について) ・福祉保健所における担当者会の実施	■特定保健指導実施率 45%
													○高血圧と禁煙に対する研修会を実施 (保健指導技術を習得し、指導の充実を図る)	
													○特定保健指導の利用についての啓発 (情報誌やメディアの活用)	

※特定健康診査は「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照

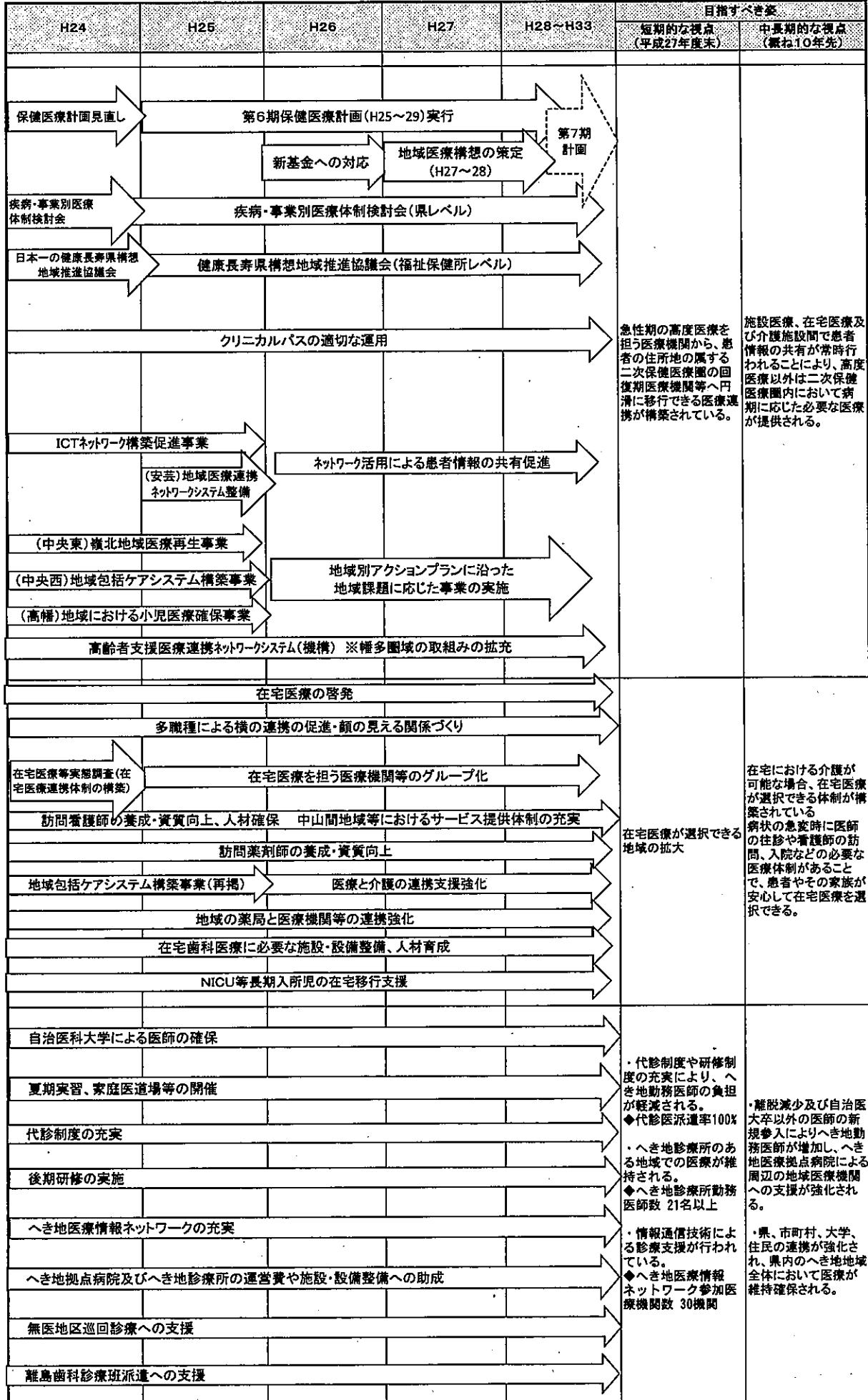
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

予算系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
					H24	H25	H26	H27	H28～H33
I 医師確保対策の推進 1. 中長期的な医師確保対策	<p>1. 人口10万人当たりの医師数(医療施設従事者は274.1人で全国5位(H22.12))</p> <p>2. 医師の3つの偏在 ・地域の偏在・中央保健医療圏に8割が集中 ・診療科の偏在・安芸・高幡保健医療圏で特に産婦人科、麻酔科等で不足 ・年齢の偏在・40歳未満の若手医師が減少</p> <p>【地域医療等を担う医師の養成】 1. 養成奨学金の創設・拡充による地域医療を担う医師の本県への定着・確保</p> <p>2. 高知大学への家庭医学講座(寄附講座)の設置による医学生に対する理解の涵養</p> <p>3. 産婦人科や小児科等特定診療科目を目指す医師への奨励貸付金の創設による特定診療科目の医師の確保</p> <p>4. 高知大学医学部地域枠の定員増を要請</p> <p>5. 災害救急医療の向上と若手医師の確保のため、高知大学への災害・救急医療学講座(寄附講座)の設置</p> <p>【医師招聘対策の推進】 1. 初期臨床研修医にとって魅力のある病院づくり</p> <p>2. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催などによる臨床研修医の確保</p> <p>【総合的な医師確保対策の推進】 1. 地域医療再生計画の策定</p> <p>2. 医師確保対策推進の核となる高知医療再生機構の設立</p>	<p>1. 若手医師(40歳未満)にとって魅力のある環境の整備</p> <p>2. 地域医療に対する若手医師の理解を深める取り組み</p> <p>3. 高知大学卒業生の本県への定着率の向上</p> <p>4. 増加している女性医師に対する就業支援</p> <p>5. 全国の医師養成数の増加</p> <p>6. 地域医療支援センターと医療機関との協力、連携によるシームレスな教育及び研修ができる環境の整備</p> <p>7. 地域医療支援センターによる、診療科目毎の継続した一貫性のある研修プログラムの作成</p> <p>8. 地域医療支援センターによる、医師不足の実情と研修プログラムに沿った医師の適正配置調整</p> <p>9. 専門医・指導医資格取得、留学支援等、若手医師のキャリア形成支援</p> <p>10. 奨励金支給や研修会開催支援による後期研修医の確保及び質向上支援</p> <p>【初期臨床研修医確保・育成】 1. 県内機関型臨床研修病院の相互受け入れによる研修体制の充実</p> <p>2. 高知県臨床研修連絡協議会の運営</p> <p>3. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催等による臨床研修医の確保</p>	<p>若手医師及び医学部学生 18～40歳が中心</p>		<p>●医師の3つの偏在の緩和 ●若手医師の増加により医師の偏在が解消されている</p> <p>(1) 若手医師数の県内定着率の向上(40歳未満) ・若手医師の県内定着率が向上し、40歳未満の医師が増加に転じている。 ◆40歳未満医師数 H22年末 551人 → H33年末 750人 ◆県内の初期臨床研修医数 H33年4月：72人 ◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H33年4月：40人</p> <p>(2) 地域による医師の偏在の解消 ・安芸・高幡・幡多保健医療圏の医師の偏在が緩和されている。</p> <p>(3) 中央保健医療圏以外の地域の小児科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科などの診療科において、医師が充足されている。 ◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H33年4月：196人</p>				
2. 短期的な医師確保対策	<p>1. 郡部中核病院での産婦人科・麻酔科・脳神経外科等の医師不足</p> <p>2. 医療再生機構による医師派遣事業として、榜原病院に医師1名を派遣</p> <p>3. 県立私立大学との連携(寄附講座設置)による本県への医師派遣についての協議</p> <p>4. 医師ウェルカムネットにより、県外医師1名が高北病院(内科)に採用</p> <p>5. 首都圏の医師を協力員(こうちの医療RYOMA大使)に委嘱するため、高知県出身者等との調整</p> <p>6. 救急勤務医手当支給の支援、輪番制小児救急勤務医の支援。(H24.1～)</p>	<p>1. 高知県と県外大学との関係づくり</p> <p>2. 高知県関係の医師についての情報収集</p>	<p>【県外からの即戦力医師の招へい】 1. 県外大学との連携による医師の招へい 2. 医師ウェルカムネットの運営及び広報 3. こうちの医療RYOMA大使の情報提供による医師の招へい 4. 医師専門業者や専門誌の活用による情報提供及び情報収集 5. こうちの医療見学ツアーの実施による県内医療機関の紹介 6. 赴任医師に対する研修修習金の貸与</p> <p>【就業環境改善支援】 1. 相談窓口、研修支援等による女性医師の復職支援 2. 分娩手当、輪番制小児救急勤務医手当等の支給による支援</p>			<p>●医師の義務年限内医師数 H27年4月：37人(産婦人科2人、小児科4人)</p>			
3. 看護職員の確保対策	<p>1. 県内看護職員の約8割が中央保健医療圏に集中(安芸710人、中央1056人)高幡752人)幡多1422人)看護師等養成奨学金貸与者の4割弱が指定医療機関以外(高知市など県中心部)に就職⇒急性期病院や中山間地域での看護職員の確保が厳しい。</p> <p>2. 県内の看護師等養成所では教員としての経験が浅い採用後4年未満の教員が多いが、能力アップの機会が少ない。</p> <p>3. 看護の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。</p> <p>4. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募集し医療施設での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する关心を高める。</p> <p>5. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。</p> <p>6. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるよう必要な知識と技術を習得させる。</p>	<p>1. 看護師等養成奨学金…県内地域において将来看護師等の勤務に從事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、必要な看護師等の確保を図る。 <H25～></p> <p>2. 看護学校を訪問し、説明会、集団面接、指定医療機関関係者と共に説明会を実施</p> <p>3. 専門分野(がん、糖尿病)における質の高い看護師の育成研修を実施し、臨床実践能力を高める。 <H24～></p> <p>長期研修を見直し、中期・短期研修に移行</p> <p>4. 新人看護職員研修を実施し、離職実践能力向上のための新人研修の開催や看護学校養成所の教員への研修を継続して実施</p> <p>5. 看護職員の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。</p> <p>6. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募集し医療施設での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する关心を高める。</p> <p>7. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。</p> <p>8. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるよう必要な知識と技術を習得させる。</p>	<p>1. 急性期病院や中山間地域での看護職員の確保</p> <p>2. 看護学校を訪問し、説明会、集団面接、指定医療機関関係者と共に説明会を実施</p> <p>3. 専門分野(がん、糖尿病)における質の高い看護師の育成研修を実施し、臨床実践能力を高める。 <H24～></p> <p>4. 新人看護職員の定着への支援</p> <p>5. 看護職員の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。</p> <p>6. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募集し医療施設での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する关心を高める。</p> <p>7. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。</p> <p>8. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるよう必要な知識と技術を習得させる。</p>		<p>●看護師、准看護師・県内の主な急性期病院や中山間地域で働く看護職員を一定数確保していることを目指す ◆看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 H24年度:57% → H27年度:80%</p> <p>●助産師 ◆助産師緊急確保対策奨学金貸与者の新規県内就職者数 H24年度:6人 → H27年度:14人</p> <p>●「第8期看護職員の需給見通し」においてほぼ均衡状況(H28年～H32年)</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

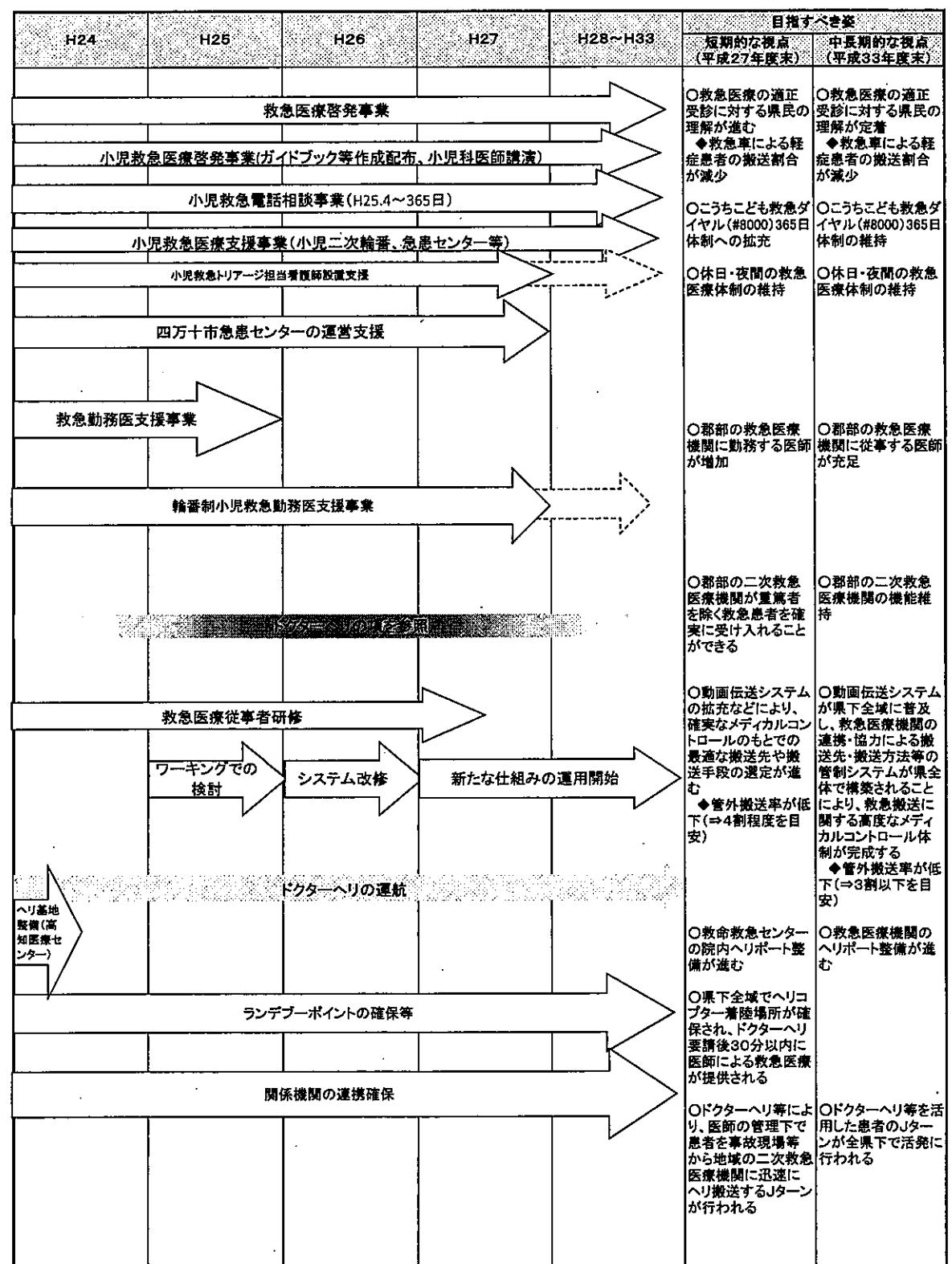
分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき事							
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)	
II 連携による適切な医療体制の確保													
1 病期に応じた医療連携体制の構築	1)患者の病期に応じた医療の連携が不十分	◇4疾病5事業ごとに医療の流れ、各医療機能を担う医療機関名を明示(第5期高知県保健医療計画:H20～H24) H25～H26高知県保健医療計画を策定し、5疾病5事業及び在宅医療について、同様に明示。 ◇地域別に保健医療福祉推進会議(第25から「日本一の健康長寿県構想推進会議」に改組)を設置し、地域課題に応じた連携方策を検討(H20～) ◇べき地医療対策の実施(別途記載) (注)5疾病5事業 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療(小児救急を含む)、精神疾患、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療	病院間の役割分担についての医療機関間の意思疎通 医療機関と介護施設等関係機関の情報共有	◇5疾病5事業及び在宅医療について、急性期、回復期、生活期(含、在宅・施設)などの段階に応じた、あるいは疾病・受傷の重症度に応じた連携の仕組みづくり 病期・重症度ごとの病院間の役割分担を進めるため、疾病・事業別、エリア別の各会議を運営し、医療機関の意識啓発と医療機関間の意思疎通を図る ◇医療法改正に伴い、地域医療構想を策定する									
	2)医療機関の機能連携が不十分	◇県内で多い疾病又は重症化する疾病について地域連携クリニカルバスが作成され、バスの活用について関係機関の意思疎通が行われた。 がん:7大がん(初期)についてバス運用開始 脳卒中:中央医療圏、幡多医療圏で運用中 糖尿病:一部地域・医療機関でバスを運用開始 (県域での連携は「糖尿病連携会議」、バス導入には至っていない)(H23末現在) ◇地域医療連携ネットワークシステムの整備(幡多医療圏、安芸医療圏) ICTを活用した連携体制の整備により、救急医療をはじめとする地域医療が圏域内で完結できる医療連携を推進した。 (幡多医療圏H21、安芸医療圏H25) ◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」に基づく事業の実施 ・横北地域の急性期医療体制の整備(中央東) ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、ブロック別の拠点病院を中心とする退院支援の仕組みを作った(中央西) ・小児医療シンポジウムの開催、地域における小児医療確保について市町との検討を開始した(高幡) ◇第6期高知県保健医療計画の地域別アクションプランを策定した。	クリニックバスの共用化 導入に対するインセンティブ不足のためバスの導入が進まない。または急性期一回復期の対応にとどまり、その後に普及していない 一部の医療機関の理解が進んでいない	◇医療機関・介護施設等において、地域連携クリニックバス又はバスに代わる情報共有手段の普及の促進									
	3)医療資源の偏在	◇在宅医療に対する高い県民ニーズがある。 【県民が望む、長期に療養が必要な場合の対応】 (H23県民世論調査) ①入院 29.6% ②在宅医療 24.4% ③介助による通院 17.1% ④施設入所 11.4% ※自宅療養志向(②+③) 41.5% 病院・施設志向(①+④) 41.0%	◇在宅医療についての普及啓発・情報提供 ・シンポジウム、フォーラムの開催 ・リーフレット、DVD等の啓発資料の作成 ◇医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり 多職種連携事業の実施(H25) ◇在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19～) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22～) 地域リーダーの育成(H24) 【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答) ①家族の身体的・時間的負担が大きいならない 36.6% ②経済的な負担が少ない 34.2% ③病状急変時に入院できる 27.3% ④病状変時に往診してくれる	◇在宅医療についての共通理解の促進 在宅医療ができるレベルの保健・医療・福祉のネットワークの強化 県民・医療関係者の在宅医療についての認識が十分でない ・在宅で受けられる医療・介護に関する患者や家族への適切な情報提供 ・在宅医療を選択できる環境が整備されていない ・在宅医療従事者の確保とレベルアップ ・多職種による質の高い退院支援の実施 ・在宅での医療と介護の連携強化 ・在宅医療資源の確保 ・在宅医療を担う機関の連携による急変時に24時間対応できる体制づくり	◇県民・医療関係者に対する在宅医療の普及啓発、情報提供(看取りに関する適切な情報提供を含む) ◇在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療を担う人材(医師を含む)の育成、レベルアップ ・円滑な退院支援を行える人材の育成 ・在宅医療・在宅ケアに関わる多職種の連携強化、見える関係づくり ・訪問診療可能な医療機関数の増加方策の検討 ・中山間地域等における訪問看護サービス提供体制充実のための事業の実施、訪問看護資源の確保策の検討 ・在宅医療に係る機関のグループ化による24時間対応体制の強化 ・在宅医療に必要な施設・設備の整備 ・NICU等長期入所児の在宅移行支援								
2 在宅医療の推進													
		◇在宅医療に対し高い県民ニーズがある。 【県民が望む、長期に療養が必要な場合の対応】 (H23県民世論調査) ①入院 29.6% ②在宅医療 24.4% ③介助による通院 17.1% ④施設入所 11.4% ※自宅療養志向(②+③) 41.5% 病院・施設志向(①+④) 41.0%	◇在宅医療についての普及啓発・情報提供 ・シンポジウム、フォーラムの開催 ・リーフレット、DVD等の啓発資料の作成 ◇医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり 多職種連携事業の実施(H25) ◇在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19～) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22～) 地域リーダーの育成(H24) 【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答) ①家族の身体的・時間的負担が大きいならない 36.6% ②経済的な負担が少ない 34.2% ③病状急変時に入院できる 27.3% ④病状変時に往診てくれる	◇在宅医療についての共通理解の促進 在宅医療ができるレベルの保健・医療・福祉のネットワークの強化 県民・医療関係者の在宅医療についての認識が十分でない ・在宅で受けられる医療・介護に関する患者や家族への適切な情報提供 ・在宅医療を選択できる環境が整備されていない ・在宅医療従事者の確保とレベルアップ ・多職種による質の高い退院支援の実施 ・在宅での医療と介護の連携強化 ・在宅医療資源の確保 ・在宅医療を担う機関の連携による急変時に24時間対応できる体制づくり	◇在宅医療の啓発 多職種による横の連携の促進・顔の見える関係づくり 在宅医療等実態調査(在宅医療連携体制の構築) 在宅医療を担う医療機関等のグループ化 訪問看護師の養成・資質向上、人材確保 中山間地域等におけるサービス提供体制の充実 訪問薬剤師の養成・資質向上 地域包括ケアシステム構築事業(再掲) 医療と介護の連携支援強化 地域の薬局と医療機関等の連携強化 在宅歯科医療に必要な施設・設備整備、人材育成 NICU等長期入所児の在宅移行支援								
3 へき地医療の確保													
	1. へき地診療所は、出張診療所も含めて29か所ある。 2. 無医地区数は、18市町村45地区ある。(H21.10現在) 3. へき地医療はぎりぎり維持できている。 4. 県では県内のへき地診療所等で勤務する医師を自治医科大学を経て年2～3名養成している。 4. 自治医科大学義務年限明けの医師も含め、H24.12月現在34名の医師がへき地医療に従事している。	◇新規参入の確保・安定的な確保対策 1. 自治医科大学への負担金の支出等により、へき地医療を担う医師を養成する。 2. へき地医療夏期実習や家庭医道場の開催等により、医学生のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 3. こうち医師ウェルカムネット等を通じてへき地医療を担う医師の県外から招聘する。 4. 「地域保健・医療研修」をへき地診療所で実施することで、初期臨床研修医のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図る。 2. 先進地病院での後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上を支援する。 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備により、医療情報手段を確保する。 2. へき地拠点病院及びへき地診療所の施設・設備整備への助成により、勤務環境の改善を図る。 3. 無医地区巡回診療に対する助成により、医療機会の確保	1. リタイア数をカバーする新規参入者の確保 2. へき地の厳しい勤務条件の解消による離脱の防止 3. 時代に応じた医療技術レベルの維持	◇新規参入の確保 1. 自治医科大学による医師の養成 2. 医生のへき地医療に対する理解の涵養 3. 県外からの医師の招聘 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備による医師の負担軽減 2. 後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上 3. 勤務環境の改善 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備による医療情報手段の確保 2. 医療機器の更新 3. 無医地区巡回診療に対する助成による医療機会の確保	医師 及び 医学 部学 生 18～ 50歳 が中 心	自治医科大学による医師の確保 夏期実習、家庭医道場等の開催 代診制度の充実 後期研修の実施 へき地医療情報ネットワークの充実 へき地拠点病院及びへき地診療所の運営費や施設・設備整備への助成 無医地区巡回診療への支援 離島歯科診療班派遣への支援	・代診制度や研修制度の充実により、へき地勤務医師の負担が軽減される。 ◆代診医派遣率100% ・へき地診療所のある地域での医療が維持される。 ◆へき地診療所勤務医師数21名以上 ・情報通信技術による診療支援が行われている。 ◆へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数30機関 ・県、市町村、大学、住民の連携が強化され、県内のへき地地域全体において医療が維持確保される。						

【 課名:健康長寿政策課、医療政策課、医師確保・育成支援課、医事業務課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

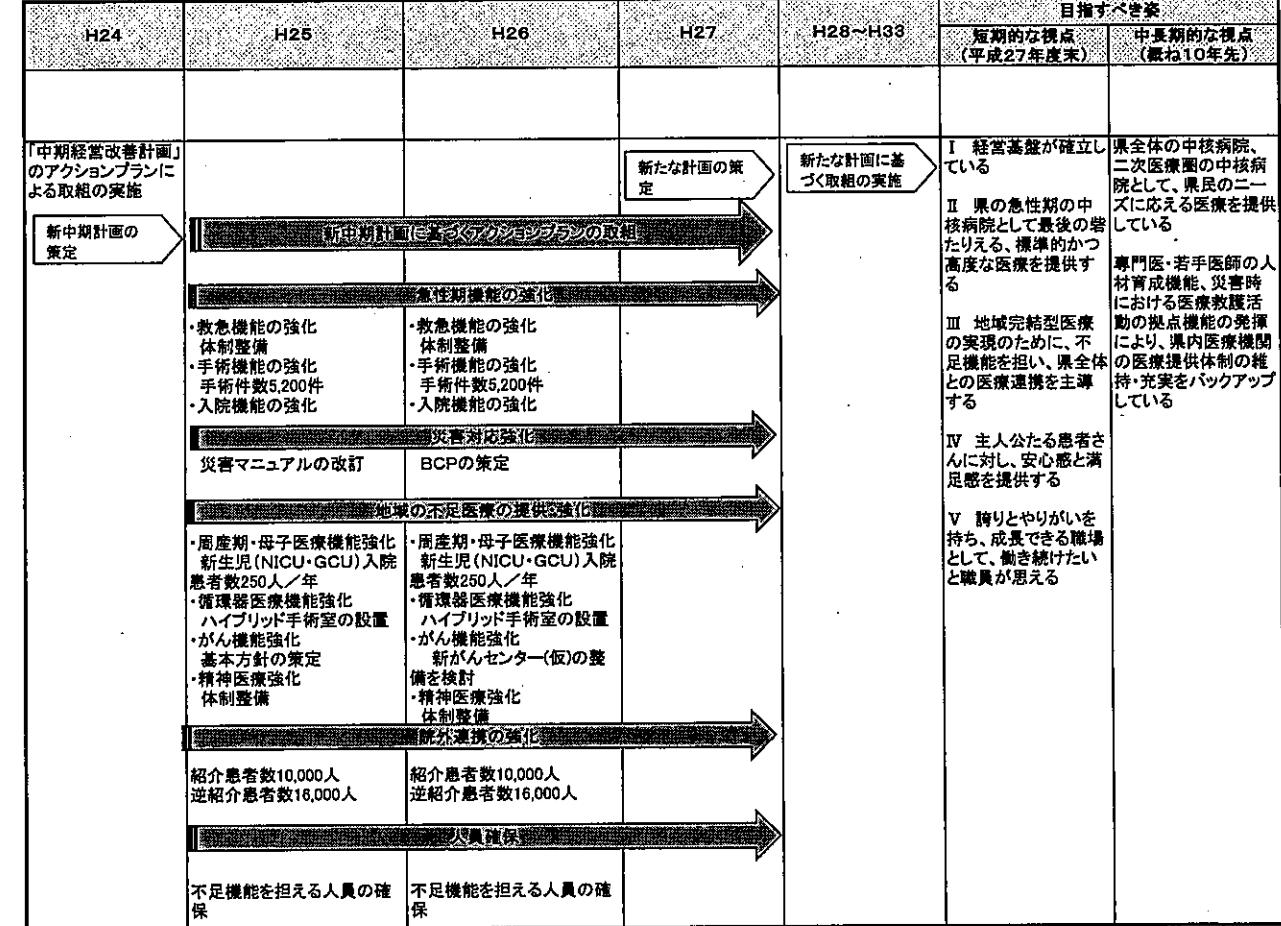
分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者		目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
				区分	年齢		
III 救急医療体制の整備							
1 現行の救急医療体制の維持拡充	<p>本来救急医療を受ける必要の無い軽症患者が多収受診 通常の診療時間以外の時間帯に受診</p> <p>△こども救急ダイヤル(#8000)を開設し、子供の急病時に受診が必要かどうかの助言を行っている。 △急病時の対応をまとめたガイドブック、DVDを作成・配布し、保護者への啓発を行ってきた。 △こども救急ダイヤル(#8000)をH25.4.1から365日に拡充 △休日・夜間の医療体制を維持した。 (当面医師を確保するための団体等の調整、休日等における救急診療確保事業の実施) ・休日歯科診療、休日眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急患センター ・小児二次輪番制 ・都部の二次輪番制(安芸、高幡) ・四十万急患センターへの設備整備支援(H26.2.3から開設) △救急勤務医手当の支給 △輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金(H24.1～) △医師事務作業補助者設置支援事業費補助金(H21) △短時間正規雇用支援事業費補助金(H22) △地域の開業医による救急診療の支援(H22)</p> <p>県中央部以外の医師が減少して、地域の救急医療体制の維持が困難になっている。</p>	<p>△救急医療シンポジウムの開催により高知県の救急医療の現状を知つてもらい、適正受診を呼び掛けた。</p> <p>△接種されたメディアを使った適正受診の広報 ・具体的な事例の紹介により、救急現場の現状についての県民の理解を深める ・特にCM等を活用し視覚に訴えかけることで、県民の行動変容につなげていく</p> <p>△急病について県民、保護者の不安解消</p> <p>△急病に対して、県民が自己判断できるようにする ・小児救急医療啓発事業(ガイドブック等作成配布、小児科医師講演)に対する急病時の対応DVDを活用した啓発 ・小児救急電話相談事業(うちこども救急ダイヤル)を拡充し、保護者が救急受診の必要性について自己判断できるようにする</p> <p>△休日等における救急診療確保事業の実施 ・四十万急患センターの運営支援</p> <p>△医師の勤務環境・待遇の維持改善</p> <p>△救急勤務医の疲弊をやわらげる</p>			<p>○救急医療の適正受診に対する県民の理解が進む ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少</p> <p>○うちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制への拡充</p> <p>○休日・夜間の救急医療体制の維持</p> <p>○部部の救急医療機関に勤務する医師が増加</p> <p>○部部の二次救急医療機関が重篤者を除く救急患者を確実に受け入れることができる</p> <p>○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携・協力による搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</p> <p>○救命救急センターの院内ヘリポート整備が進む</p> <p>○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターへり要請後30分以内に医師による救急医療が提供される</p> <p>○ドクターへリ等を活用した患者のJターンが全県下で活発に行われる</p>	<p>○救急医療の適正受診に対する県民の理解が定着 ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少</p> <p>○うちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制の維持</p> <p>○休日・夜間の救急医療体制の維持</p> <p>○部部の救急医療機関に從事する医師が充足</p> <p>○部部の二次救急医療機関の機能維持</p> <p>○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携・協力による搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</p> <p>○救命救急センターの院内ヘリポート整備が進む</p> <p>○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターへり要請後30分以内に医師による救急医療が提供される</p> <p>○ドクターへリ等を活用した患者のJターンが全県下で活発に行われる</p>	
2 迅速・的確な救急医療提供体制の確保	<p>高知市内的一部の医療機関に救急受診が集中している。</p> <p>中山間地域住民に対する救急医療の提供が困難</p> <p>管外搬送件数の増に伴う都部の救急業務の負担増(救急車の不在の増)</p>	<p>△教急対応の緊急性度判断の標準化 (救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(消防政策課))</p> <p>△消防防災ヘリのドクターへり的運用による三次救急の広域的提供(H16～) △ドクターへりの運航開始(H23.3～) △救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS, ACLS, JATEC) △救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(再掲)(H23.2, 消防政策課) △「救急医療連携体制検討ワーキンググループ」によるICTを活用した救急医療連携体制について検討。</p> <p>△ドクターへりの導入(H23.3)、高知医療センターのドクターへり(FMRC)導入(H22.8～)による、事故現場等への迅速な医師派遣システムの構築</p>	<p>△都部の救急医療の確保</p> <p>△救急患者の救急搬送及び医療機関の受入れ基準に基づく迅速・的確な救急医療の提供</p> <p>△メデカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施</p> <p>△ICTを活用した救急医療連携体制の強化 ・高知県救急医療・広域災害情報システムを改修し、医療機関と救急隊との連携体制強化の仕組みの導入。</p> <p>△ドクターへり搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備(危機管理部) ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保</p>			<p>△動画伝送システムの拡充などにより、確実なメデカルコントロールのもとでの最適な搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</p> <p>△ヘリ基地整備(高知医療センター)</p> <p>△ドクターへりの運航</p> <p>△新たな仕組みの運用開始</p> <p>△ワーキングでの検討</p> <p>△システム改修</p> <p>△ランデブーポイントの確保等</p> <p>△関係機関の連携確保</p>	<p>○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携・協力による搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</p> <p>○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターへり要請後30分以内に医師による救急医療が提供される</p> <p>○ドクターへリ等を活用した患者のJターンが全県下で活発に行われる</p>



【課名:医療政策課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者		目指すべき姿
					区分	年齢	
IV 県下全体の中核病院としての高知医療センターの機能充実							
①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化	高知医療センターは、 急性期の中核医療機関として、急性期機能の効率的な発揮が望まれているのに加え、公立病院として、県全体の不足機能を補うべく、地域資源との連携を図り、地域全体の視点から医療を提供し、新中期計画の達成に向けて必要となる戦略課題に基づいています。また、他地域からの流入患者を受け入れる中央医療圏において「地域医療支援病院」「DPC病院II群」として位置づけられることに加え、5疾患、5事業の個別の領域でも県全体の医療を担うべき立場にある。こうしたことから、高知医療センターは、公立病院として、地域全体の不足機能を補うべく、地域との連携のみならず自ら不足機能を担うことも含め、積極的に行動していくことが求められている。	1 「中期経営改善計画」に基づく取組(H22～H24) ・中期経営改善計画アクションプランを策定(H22.10、H23.4、H24.4改訂) PDCAIによる経営改善を行ってきた。 ・23年度決算では中期経営改善計画の目標としていた「23年度単年度黒字」を達成(90百万円)、24年度も単年度黒字(131百万円)となっている。 2 「新中期計画」の策定 ・H25～H29を計画期間とした「新中期計画」を策定 ・新中期計画の達成に向けて必要となる戦略課題に基づいています。 ・H25年度のアクションプランを策定、以下の取り組みを実施した。 ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化 ②災害対応強化 ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化 ④院外連携の強化 ⑤人員確保 ⑥地域の個別の領域でも県全体の医療を担うべき立場にある。 こうしたことから、高知医療センターは、公立病院として、地域全体の不足機能を補うべく、地域との連携のみならず自ら不足機能を担うことも含め、積極的に行動していくことが求められている。	DPC II群の病院として、高度な急性期医療を提供し続ける一方で、公立病院として不採算領域や地域の不足医療にも取り組まなくてはならないため、中長期的な収支の安定が欠かせない。 限られた資源の中でこれらを実現していくためには、それぞれの領域で果たすべき役割について、院内で共用化をすることはもちろん、診療所をはじめとした地域資源との連携強化が必要。 診療科による医師の偏在の解消、各種ケアユニットの増床に対応した看護師の確保、病棟配置強化を目指した薬剤師の確保、各職種において、今後の診療機能の強化方針に対応できる人員体制の整備が必要。	①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化 ②災害対応強化 ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化 ④院外連携の強化 ⑤人員確保	「新中期計画」の経営ビジョン達成に向けて必要な戦略課題に基づくアクションプランの実行		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【 課名:県立病院課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	目標達成のための課題	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末) 中長期的な視点 (概ね10年先)					
						H24	H25	H26	H27	H28~H33	
V 地域の中核病院としてのあき総合病院の機能充実											
1. 安芸病院と芸陽病院を統合し、二次救急医療などの機能を備えた地域の中核的病院(拠点病院)として整備を図る。	旧安芸病院は、医師不足などの影響から、地域の中核的病院としての役割を果たすことができなくなってきたている。	○新病院の整備(建て替え) ○安芸病院と芸陽病院を統合し、地域の中核病院として整備することとした。(全県を対象とした精神科領域の政策医療は、高知医療センターへ移管する。) 1. 「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2. 「安芸地域県立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3. 地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4. 基本設計の作成(H22.3) 5. 院内に設置した「建設委員会」で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6. 地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5~6) 7. 本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の締結(H22.12) 8. 病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9. 地元説明会の開催:安芸市(H23.4) 10. 病院統合に係る運営システム等構築委託業務契約(H23.7) 11. 津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12. 津波対策補正予算の締結(H23.10) 13. 津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14. 津波対策についての地元説明会開催:安芸市(H23.10) 15. 病院統合に係る条例改正議案を議決(H23.12) ・新名称:高知県立あき総合病院 ・病床数:448床(一般230床、結核28床、精神90床) 病院統合を行なうあき総合病院として診療開始(H24.4) 新地震想定に基づく構造解析業務を委託(H24.6) I期工事(精神科病棟)完成(H24.8) II期工事(病院本体)完成(H26.2) ・病床数:270床(一般175床、結核5床、精神90床)(H26.3)	○新病院の着実な整備 ○新病院に向けた体制等を検討するための推進体制を構築し、具体的な検討を開始する 新病院の運営システムの検討 (後段項目) ・各部門の運営マニュアルの策定 ・薬品など物品管理体制(物流システム) ・医療情報システム ・医療機器整備計画 ・組織・定数 ・患者移送計画 等								
	旧芸陽病院は唯一の公立精神科病院だが、立地場所から全県を対象とした精神科領域の政策医療への対応が課題となっている。	○中核病院としての医療機能の再構築 1. 県立病院改革プランの策定(H21.3) ・県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)素案を作成(H23.12) 2. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 3. 県立病院改革プラン改訂版の策定(H24.3) 4. 県立病院第5期経営健全化計画の策定(H26.2) ① 医師の確保 ・呼吸器内科の常勤医不在を解消(H26.4) ② 良質で安全な医療の提供 1) 救急医療の充実 2) がん治療・緩和ケアの充実 3) 地域医療連携の推進 4) 新生児施設基準の取得 5) 職員研修の計画的実施 6) 地域住民との連携促進 7) 接遇の向上 ③ 経営の健全化	○新病院の円滑な立ち上げ ○入院・外来患者への適切なインフォメーション ○各種運用マニュアルの実施検証 ○安芸保健医療圏において二次救急など地域の医療を支える中核病院としての機能の再構築 ○県立病院改革プランのPDCA ○県立病院第5期経営健全化計画の着実な実行 ○医師の確保 ○高知大学に対する医師派遣の継続要請 ○知事部局の医師確保対策部署や高知医療再生機構と連携しながら、高知大学医学部学生へのアプローチ、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘に取り組む。								
2. 安芸保健医療圏地域医療再生計画により、病院GPの養成拠点として整備する。	若手医師の県内定着に向けたキャリア形成のひとつとして、病院GPが求められている。 病院GPとは、 地域で必要とされ、かつ地域の医療機関や専門医との連携により、多くの疾患に幅広く対応できる総合的な診療能力を備えた医師 ※GP: General Practitioner (一般開業医)	1. 安芸保健医療圏地域医療再生計画で、新病院が病院GPの養成拠点として位置づけられた(H22.1) 2. 病院GP養成研修に係る検討会設立準備会の開催(H22.2) 3. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 「病院GP養成」を盛り込む 4. 病院GP養成プログラム検討委員会の設立(H22.4) (委員会開催:H22.5, H22.7, H22.9) 5. 安芸病院で勤務する医師との共通認識の形成 ・高知大の医師と安芸病院の医師代表とで意見交換(ペクトル合わせ)を実施した(H22.8) ・安芸病院医師会開催(H22.9) 6. 大学教授など主要メンバーによる協議を実施(H22.11) 7. 新病院長の就任(H23.4)後、16回にわたって、高知大、医療再生機構等、関係者と協議を実施 8. 病院GP養成研修の中心的役割を担う医師が着任し、具体的な検討を開始(H24.4) 9. 高知大学医学部学生との意見交換会の開催(参加者16名)(H25.3) 10. 高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラムの策定(H25.11)	○計画の着実な実行 ○高知大学医学部、健康政策部、高知医療再生機構との連携 ○病院GP養成プログラムの策定 -プロジェクト検討会(仮称)で議論を行う ○指導医の確保 -高知大、自治医大の関係者と協議する ○学生への周知 -高知大と協議・連携のうえ、広報活動を行う ○基幹型臨床研修指定病院の再指定を受けるための体制整備など ○指定に向けた取り組み ○研修プログラムの策定 ○高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラムの実施								

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【 課名:県立病院課 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策 区分 年齢	目標すべき姿					
					H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)
VI 地域の中核病院としての機能充実										○地域がん診療連携拠点病院など地域の中核病院として、機能充実
1. これまでの機能の維持に加えて、機能の充実を	○地域の中核的病院として、機能充実できる医療の提供 <入院患者・圏域内受療率>(H17) ・壇多 88.8% ← ほぼ圏域内で完結している ・中央 98.5% ・安芸 59.4% ・高幡 59.7% ○事実上、圏域唯一の救急病院として、ヘリポートやICUを設置し、24時間365日体制で救急患者の受入れを行ない、地域の救命救急センターとの役割を果たしている。 ・救急受入件数:2,648件(H22)、2,589件(H23)、2,734件(H24)、2,589件(H25) ・救急受入件数:3消防本部全体の55.9%を受入(H25年) ・ヘリポート使用件数:27件(H22)、32件(H23)、32件(H24)、40件(H25) ・ICU(4床):稼働率70.4%、延患者数1,028名(H22) 稼働率71.9%、延患者数1,052名(H23) 稼働率64.9%、延患者数1,421名(H24) 稼働率62.6%、延患者数1,371名(H25) ※H24.4から6床で運用 ○NICU的病床を設置し、圏域唯一の分娩取扱病院として、ハイリスク母体・胎児及び新生児を常時受け入れ、母体・胎児及び新生児の集中管理を行う医療機関としての機能を果たしている。 ・分娩件数:414件(H22)、418件(H23)、501件(H24)、436件(H25) ・圏域内分娩率:93.2%(H17) ・NICU的病床(6床) :稼働率 63.3%、延患者数1,387名(H22) :稼働率 44.3%、延患者数 973名(H23) :稼働率 53.3%、延患者数1,167名(H24) :稼働率 65.2%、延患者数1,427名(H25) ・母体搬送受入件数:3件(H22)、6件(H23)、1件(H24)、1件(H25) ○急性期病院として、心臓血管外科手術など高次医療が必要で発生頻度が低い症例を多く、手術全般に対応している。 ・年間手術件数:1,968件(H22)、2,074件(H23)、2,248件(H24)、1,977件(H25) ○地域連携窓口を設置し、紹介予約の受付や転院調整等を実施。 ・紹介患者率:34.7%(H22)、36.0%(H23)、31.8%(H24)、34.4%(H25) ・逆紹介患者率:21.3%(H22)、21.2%(H23)、34.4%(H24)、45.8%(H25) ○地域連携クリニックバスを導入し、地域の医療機関と連携した診療を実施。 ・連携先医療機関数:13施設(H22)、22施設(H23)、28施設(H24)、28施設(H25) ・連携バス使用件数:409件(H22)、661件(H23)、725件(H24)、752件(H25) ○地域医療連携システムを導入し、電子カルテ情報を地域の医療機関に公開。(H22.3) ・参加医療機関数:3施設(H22.8)、27施設(H23.0)、37施設(H25.3)、48施設(H26.3) ○がん治療については、外科的治療(手術)に加えて、放射線治療や化学療法にも対応しているが、専門医確保の問題などから、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の指定は受けていない。 ・圏域内がん入院患者受療率:77.5%(H17) ・がん入院患者数:892件(H22)、1,085件(H23)、1,100件(H24)、1,011件(H25) ・がん手術件数:437件(H22)、457件(H23)、466件(H24) ・放射線治療件数:1,764件(H22)、2,389件(H23)、2,326件(H24) ・外来化学療法件数:2,201件(H22)、2,104件(H23)、2,292件(H24)、1,729件(H25) ○地域がん診療連携拠点病院指定に向けた取り組み ・高知がん診療連携推進病院(準する病院)に指定。(H23.4) ・外来化学療法室に専任の看護師2名を配置。(H23.4) ・診療情報管理士1名を採用。(H23.4) ・地域住民への啓発を目的として、機能充実のための啓発活動を実施。(H23.4～) ・がん患者対象のセカンドオピニオン外来を開始(H23.5) ・地域がん診療連携拠点病院に指定(H24.4) ・細胞検査士の増員(2名から3名へ)(H24.4) ・がん化学療法認定看護師の配置(2名)(H24.7) ・高度医療機器の更新(MRI)(H25.3) ・高度医療機器の更新(CT)(H26.2) ○医師不足の影響により常勤医が不在となる診療科が発生している。 ・呼吸器科、眼科、精神科等 ○皮膚科の常勤医不在を解消 ・H23.4 常勤医採用 ○基幹型臨床研修病院として、医師の臨床研修を実施。 ・初期研修医:2名(H22)、2名(H23)、4名(H24)、5名(H25)、2名(H26) ・学生実習生:47名(H21)、40名(H22)、41名(H23)、40名(H24)、86名(H25) ○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施した。 ・ホームページへの掲載(H22.10) ・院内広報紙への掲載(H22.9・10月号) ・四万十市及び宿毛市広報への掲載(H22.12月号) ・時間外の受診相談用電話の設置(H23.6) ・機能充実のための機能分担を進めるとともに「外来診療の方針」についての院内掲示及び医師会への依頼を実施(H25.2) ○健全経営の維持 ○県立病院改革プランの策定(H21.3) ○県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)を策定(H24.3) ○県立病院第5期経営健全化計画を策定(H28.2)		○地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実 ・地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実 ・取り組みと必要な医療スタッフの確保 ○医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。 ○地域がん診療連携拠点病院の指定更新に向けた取り組み ○地域連携の機能充実に向けて検討を行う。 ○「しまんとネット」の利用拡大 ○高知大に対する医師派遣の継続要請 ○啓発活動の実施 ○改革プランの着実な実行 ○県立病院第5期経営健全化計画の着実な実行 ○経営健全化推進委員会からの指導・助言 ○経営コンサルタントの導入 ○新たな経営管理体制の実行(経営幹部会議)							○地域がん診療連携拠点病院など地域の中核病院として、機能充実

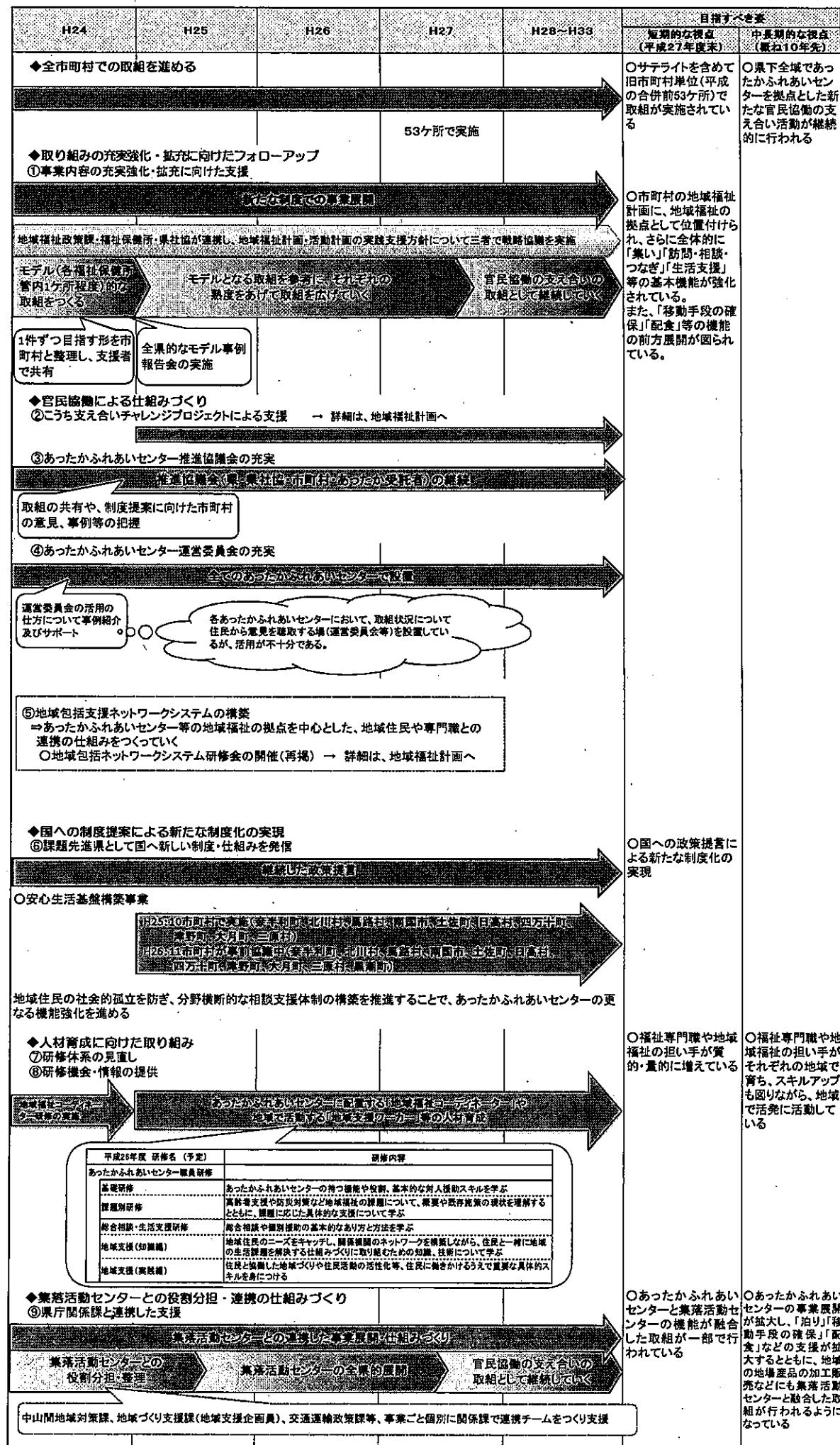
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	【課題解決プロセス】					目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末) 中長期的な視点 (既ね10年後)
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	
1 ともに支え合う地域づくり		<ul style="list-style-type: none"> ◆支え合いの地域づくり(地域福祉計画等の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・支え合いの仕組みづくりの支援(H18～20) ・モデル5地区 <ul style="list-style-type: none"> (室戸市、仁淀川町、梼原町、黒潮町、四万十市西土佐) ○高知県地域福祉支援計画をH23.3策定 H25.3月末現在 <ul style="list-style-type: none"> 「市町村地域福祉計画」策定率100%(4市町村) 「市町村社協地域福祉活動計画」策定率100%(33市町協) ※梼原町社協はH26.4.1設立のため除く (1)地域で支え合う仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉保健課と県社協が連携し、積極的に市町村地域福祉計画と社協地域福祉活動計画の一体的な策定および実践を支援 ・地域福祉支援計画の策定(H23.3) <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> H21年度までに策定(6市町村) H22年度策定(0市町村) H23年度策定(17市町村) <ul style="list-style-type: none"> ※2期計画策定(室戸市、土佐清水市)除く H24年度策定(9市町村) H25年度策定(2町) ※策定率100% ・地域福祉活動計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> H21年度までに策定(6市協) H22年度策定(2社協) H23年度策定(15社協) <ul style="list-style-type: none"> ※2期計画策定(土佐清水市、本山町、土佐町、日高村)除く H24年度策定(9社協) <ul style="list-style-type: none"> ※2期計画策定(佐川町社協)除く H25年度策定(1社協) ※策定率100%(梼原町除く) ・地域福祉計画及び活動計画策定にむけた研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> H22年度:2回(6月、10月) H23年度:2回(5月、10月) 市町村主体の研修会開催への支援1回(7月) ・地域福祉計画の実践に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> H24年度:地域福祉(活動)計画実践研修会(1/7) ・トップセミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> H24年度:1回(12/4) H25年度:1回(9/10) ・あつたかふれあいセンター全国セミナー(これからの某県福祉を考えよう!)の開催 <ul style="list-style-type: none"> H24年度:1回(2/16～17) ・こうち支え合いチャレンジプロジェクト研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> H25年度:第1回(7/5)、第2回(11/27) ◆地域福祉アクションプランの策定・実践支援の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉アクションプラン策定及び実践活動を支援する県社協への取組への助成及び職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> H23年度から県職員2名を県社協に派遣 ・支え合いの地域づくり事業費補助金(H25～26) <ul style="list-style-type: none"> 25年度実績 <ul style="list-style-type: none"> 4市町 1,506千円 23市町村社協 2,046千円 ◆地域包括支援ネットワークシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催(6回) ・地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催(2回) H24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワークシステム説明会(7/9) ・地域包括支援ネットワークシステム研修会(11/14) 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの市町村で策定された地域福祉アクションプランを「輪に描いた餅」にしないことが重要 ・新たな支え合いによる地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉アクションプランに基づく、地域の支え合いの意図的な再構築の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支え合いの弱まり、生活課題の深刻化(社会的孤立等)への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉と防災・減災対策の連携 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉と防災・減災の取組みを連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一体的に支援 ○「支え合いの地域づくり事業費補助金(小地域活動・見守り支援)」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉アクションプランに基づき、県内全域で地域福祉の話し合い・実践活動の展開 ○地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、お互いが助け合い、支え合う地域づくりを推進 ○あつたかふれあいセンターや、自主防災組織等を中心とした地域活動との連携 ○地域福祉の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村、市町村社協への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県と県社協による定例会開催(月1回程度) ・県、市町村、県社協、市町村社協による4者会議の開催(年3回程度) ●こうち支え合いチャレンジプロジェクトを推進するための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立促進支援モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の実情に即した制度となるよう積極的に活用 ○安心生活基盤構築事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、安心して生活できる基盤づくりの構築 	<p>市民 市町 村</p>	<pre> graph TD A["H24 市町村地域福祉計画の策定"] --> B["H25 「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」の実施"] B --> C["H26 「地域福祉と防災・減災対策の連携」"] C --> D["H27 「地域の支え合いの再構築」"] D --> E["H28～H33 「地域福祉支援計画策定(2期計画)」"] E --> F["H28～H33 「地域の支え合いの再構築」"] F --> G["H28～H33 「地域福祉支援計画の見直しを行い、新たな支援目標を整理する」"] G --> H["H28～H33 「平成27年度から生活困窮者自立支援モデル事業の実施予定」"] H --> I["H28～H33 「地域住民の社会的孤立を防ぎ、分野横断的な相談支援体制の構築を推進することで、安心して生活できる基盤づくりを進める」"] I --> J["H28～H33 「地域福祉の継続的・持続的発展」"] </pre>	<p>●「地域福祉アクションプラン」や「あつたかふれあいセンター」など地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築につなげる</p> <p>○高知県地域福祉支援計画見直し、2期計画の策定</p> <p>○全市町村で市町村地域福祉計画、市町村協地域福祉活動計画が一括的に策定されている</p> <p>○全市町村で計画に基づいた実践活動が円滑に実施されている</p> <p>○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)ができる</p> <p>○全市町村において、地域福祉の拠点を中心とした地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。</p>				
						<p>●地域福祉計画策定支援 未策定市町村及び2期計画策定市町村への策定支援</p> <p>○地域福祉アクションプラン 展開のための支援 地域福祉活動支援事業費補助金の活用による実践支援</p> <p>○地域支援懇談会議の実施</p> <p>・市町村及び市町村社協に対する計画的かつ、具体的な取組に基づいた支援体制の確立。 <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーによる市町村支援についてのサポート。 </p> <p>○トップセミナーの開催</p> <p>市町村及び市町村社協の地域福祉推進体制の強化を目的として、首長および社協会長を対象としたセミナーを実施</p> <p>○あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催 あつたかふれあいセンターや「高知型福祉」のあり方について県内外の関係者と協議を行うとともに、高知県の取組みを全国へ発信</p> <p>○地域福祉推進・実践講座【チャレンジプロジェクト研修】</p> <p>市町村が地域福祉を推進するため、具体的な手法について専門家から学ぶ講座の実施</p> <p>○生活困窮者自立支援モデル事業</p> <p>・市町村の実情に即した制度となるよう積極的に活用</p> <p>・安心生活基盤構築事業</p> <p>・H25年度は市町村による「安心生活基盤構築事業」(室戸市、仁淀川町、本山町、土佐町、日高村)、H26年度は「地域福祉活動支援事業」(室戸市、仁淀川町、本山町、土佐町、日高村)、H27年度は「地域福祉活動支援事業」(室戸市、仁淀川町、本山町、土佐町、日高村)、H28～H33年度は「地域福祉活動支援事業」(室戸市、仁淀川町、本山町、土佐町、日高村)</p> <p>○地域包括支援ネットワークシステムの構築</p> <p>小地域ケア会議の開催への支援 モデル地域(各福祉保健所内)1箇所程度</p> <p>●地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催</p> <p>ネットワークシステムの必要性について学ぶ機会を持つことで、仕組みづくりを進めていく。(年間2回程度を予定)</p>	<p>●「地域福祉アクションプラン」や「あつたかふれあいセンター」など地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築につなげる</p> <p>○高知県地域福祉支援計画見直し、2期計画の策定</p> <p>○全市町村で市町村地域福祉計画、市町村協地域福祉活動計画が一括的に策定されている</p> <p>○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)ができる</p> <p>○全市町村において、地域福祉の拠点を中心とした地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：地域福祉政策課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年～22年) ・人口816千人→764千人 (▲52千人) ・高齢化率20.6%→28.8% (+8.2%)	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～) H21～22市町村28箇所(新規雇用 76人) H22～30市町村39箇所(新規雇用 113人) H23～31市町村40箇所(新規雇用 121人) H24～27市町村35箇所(雇用人数 129人) H25～27市町村36箇所(雇用人数 約140人) H26～28市町村38箇所(雇用人数 約148人)		◆あつたかふれあいセンターの整備促進	
1 権もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1)地域で支え合う仕組みづくり		[H22] ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11、10/19、12/6) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、11/29) ・事業分析においてテモ版を5ヶ所で実施 (宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み県会(7月) ・あつたかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(6/27) ・事業分析利用者調査実施(8月、12月) ・事業分析中間報告(11/15) ・事業分析調査研究報告書(2/28) ・福祉保健所地域支援策との協議(1/7～2/4、3/8～16) [H23] ・厚生労働省への政策提言(5/18、6/10、10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察(8/4、7) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、1/5～11) ・新あつたかスキーム実財政課協議及び市町村への概要説明 ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/3、4、9/20、21) スキルアップ研修(子育て支援1/24、25、障害者支援12/8、9) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/25、7/3再放送) 地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) 安芸WHC管内あつたか活動報告会(12/17) ・ひだせヘルプマン(12/21・佐野町) ・福祉保健所地域支援室との戦略会議(5/13～20) [H24] △H24から県単独事業として継続実施 3年間の成果を踏まえて機能を強化 (必須機能) H23まで⇒「美しい」 H24から⇒「美しい」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 ・厚生労働省への政策提言(5/14、6/11) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(6/6) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/23、7/1再放送) ・福祉保健所地域支援室、県協との地域支援戦略会議(7/12～20) ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/29、30、10/3、4) スキルアップ研修(子育て支援:11/8、9 障害者支援:12/20、21) ・中山間地における地域福祉施策のあり方に関する研究会(9/4) ・第1回町内・集落福祉全国サミット(湯沢 部長パネラー参加)(9/8、9) ・厚生労働省との協議 高知県で開催(10/30、31) ・あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催(2/16、17) [H25] ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(7/5) ・あつたか人材育成研修 ・あつたかふれあいセンター職員研修(4/19、5/22) ・地域福祉の課題別研修(8/19～20) ・地域支援ワーカーフォローリサーチ (マップづくり:10/3～4、ファシリテート技術:12/10)	○地域ニーズを把握し、柔軟に対応できる「小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)」としての活動を充実させるため、24年度から訪問・相談・つどい等の機能強化を図っているが、適切な支援につなげていくためにも、あつたか職員のアセスメント能力の向上が求められる。	◆取組の充実強化・拡充に向けたフォローアップ ①こうち支え合いチャレンジプロジェクトとの一体的な展開により、課題解決のための機能を一層強化 ②介護保険制度の見直しに伴う介護予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行や生活支援事業の拡充などへの対応を検討。	
◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている		[H23] ◆官民協働による仕組みづくり ③あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ④地域住民が参画した「あつたかふれあいセンター運営委員会」の充実 ⑤地域包括支援ネットワークシステムの構築 あつたかふれあいセンター等の地域福祉の拠点を中心とした、地域住民や専門職との連携の仕組みをつくっていく			
◆中山間地域では全国一律の収割りの福祉サービス基盤、では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがあるが、それぞのサービスが提供されにくい状況となっている		[H24] ○制度提案に向けた全国発信 ◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑥高知県から中山間地域等の課題、取組の成果等を元に、全国展開に向けた働きかけを行う(日本福祉大学と連携) ◆プロジェクトを推進するための環境整備 ○安心生活基盤構築事業 ・住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、安心して生活できる基盤づくりの構築 ◆人材育成に向けた取組 ⑦研修体系の見直し ⑧研修機会・情報の提供 人材育成研修については、受講者の経験年数や資格の有無等により、研修の理解度に差が出ている。段階別の研修課程となるよう見直しが必要。	市町村・県民	①事業内容の充実強化・拡充に向けた支援 ②地域福祉政策課、福祉保健所、県協が連携し、地域福祉計画、活動計画の実践支援方針について三者で戦略協議を実施 モデル(各福祉保健所管内1ヶ所程度)的で取組をつくる モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく 官民協働の支え合いの取組として継続していく	
		③あつたかふれあいセンター運営委員会の充実 △推進協議会(県民会議等市町村はあつたか支え合いの本拠地) 取組の共有や、制度提案に向けた市町村の意見、事例等の把握 ④あつたかふれあいセンター運営委員会の充実 △全てのあつたかふれあいセンターで 運営委員会の活用の仕方について事例紹介及びサポート 各あつたかふれあいセンターにおいて、取組状況について住民から意見を聴取する場(運営委員会等)を設置しているが、活用が不十分である。			
		⑤地域包括支援ネットワークシステムの構築 ⇒あつたかふれあいセンター等の地域福祉の拠点を中心とした、地域住民や専門職との連携の仕組みをつくっていく ○地域包括ネットワークシステム研修会の開催(再掲) → 詳細は、地域福祉計画へ			
		◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑥課題先進県として国へ新しい制度・仕組みを発信 ○安心生活基盤構築事業 △H25:10市町村で実施(美半原町、北川村、馬路村、山田町、土佐町、日高村、四万十町、鹿野町、大月町、三河町) △H26:江町町内が実施(美半原町、北川村、馬路村、山田町、土佐町、日高村、四万十町、鹿野町、大月町、三河町、黒潮町)			
		地域住民の社会的孤立を防ぎ、分野横断的な相談支援体制の構築を推進することで、あつたかふれあいセンターの更なる機能強化を進めること			
		◆人材育成に向けた取り組み ⑦研修体系の見直し ⑧研修機会・情報の提供 △地域福祉センターの運営の実習 △あつたかふれあいセンター自ら育むコーディネーターの育成 △あつたかふれあいセンターで活動するワーカーへの人材育成			
		平成25年度 研修名(予定) 研修内容 あつたかふれあいセンター職員研修 基礎研修 あつたかふれあいセンターの特徴や役割、基本的な対人援助スキルを学ぶ 課題別研修 あつたかふれあいセンターのニーズや行政対応など地域課題の講義について、需要や既存対策の実状を理解するとともに、直面に応じた具体的な支援について学ぶ 総合相談・生活支援研修 関係組織や相談援助の基本的な考え方と方法を学ぶ 地域支援(知識編) 地域住民のニーズをキッカケに、関係機関のネットワークを構築しながら、住民と一緒に地域の生活支援を実施する組織づくりに取り組むための知識、技術について学ぶ 地域支援(実践編) 住民と接觸した地域づくりや住民活動の活性化等、住民に働きかけるうえで重要な具体的なキル舟について学ぶ			
		◆集落活動センターとの役割分担・連携の仕組みづくり ⑨県関係課と連携した支援 △集落活動センターとの連携した事業展開・仕組みづくり △集落活動センターとの連携した事業展開・仕組みづくり △集落活動センターの全般的展開 △官民協働の支え合いの取組として継続していく			
		中山間地域対策課、地域づくり支援課(地域支援企画員)、交通運輸政策課等、事業ごとに別に関係課で連携チームをつくり支援			



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【譯名：地域福祉政策課】

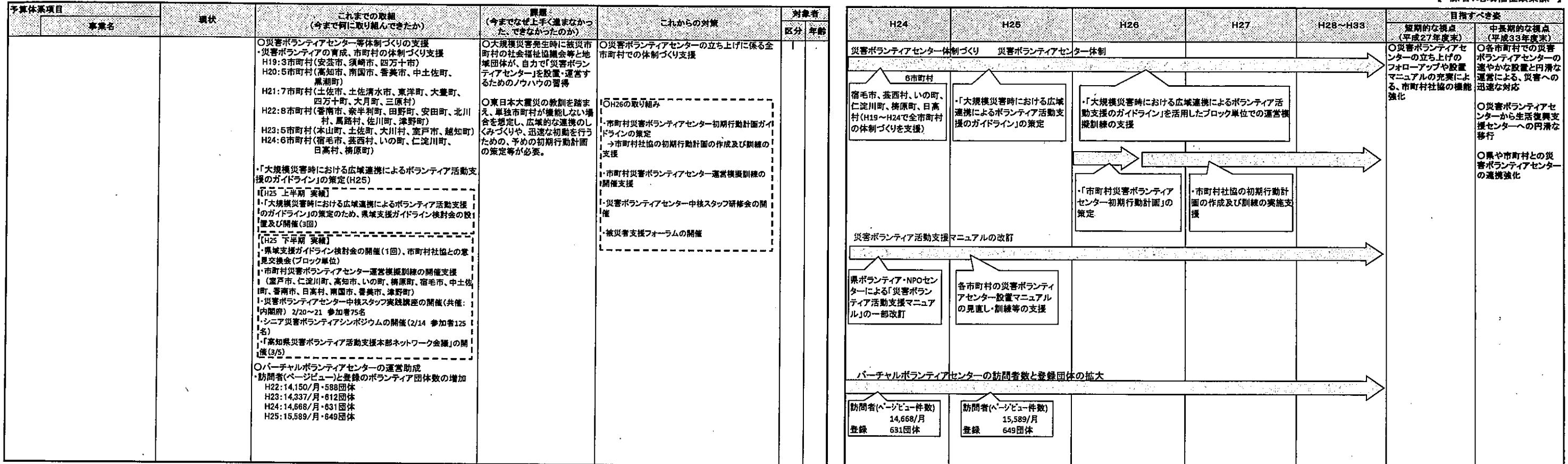
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策 (これまでの取組と何を組み合わせて、どうするか)	対象者 区分・年齢	中期的な視点 (平成27年度末)								
						H24	H25	H26	H27	H28-H33	目標オペレーター	中長期的な視点 (平成33年度末)		
(2)地域福祉推進の基盤づくり		<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <県社協> <ul style="list-style-type: none"> ・運営活動費の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ふくし交流プラザ管理運営委託(H20~23) ・プラザ駐車場の確保(H21) <市町村社協> ・活動ステップアップ実践研修の実施(H20~21 9市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社協 <ul style="list-style-type: none"> ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としての プラザの利用拡大 ○市町村社協 <ul style="list-style-type: none"> ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるため のステップアップ <ul style="list-style-type: none"> (地域福祉の推進役を担う社会 福祉協議会の意識、体制の弱 さに加え職員にも現業務での手 一杯感) 	県社協・ 町村社協	<ul style="list-style-type: none"> ◆活動の活性化支援 ○県社協 <ul style="list-style-type: none"> ・人材交流等組織機能強化支援 ・指導監査による体制と事業内容の協議等 ・意欲的な社協の集中支援 ・地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の 策定支援等 					新たな指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の 体制が充実し活動が 活発化 			
(3)地域福祉を支える人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と高齢化の進 展(H7→H22) <ul style="list-style-type: none"> 人口 816千人→764千 人(▲52千人) 高齢化率 20.6%→28.8% (▲+8.2%) ・要介護認定者の増加 (H14→H26推計) <ul style="list-style-type: none"> 30千人→45千人(+15千 人) ・福祉・介護の仕事はき つく、收入も少ないという 本ガバーナンスイメージがあ り、人材確保が厳しい状 況にあることから、介護 福祉士養成校の定員割 れによる若い人材の減少 や離職率高騰として高い 状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉を支える担い手の育成と確保 ○福祉人材の育成・確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> 【福祉研修センター】 <ul style="list-style-type: none"> H24年度 H25年度 延べ研修日数:326日 延べ研修日数:340日 延べ参加者数:8,065人 延べ参加者数:8,743人 	<ul style="list-style-type: none"> 【福祉研修センター】 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材センターで新たに発 展した人材を、福祉研修セン ターで育成し、福祉・介護職場 への就職につなげる仕組みづ くり 【福祉人材センター】 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なPRによる福祉人材センターの利用者の 増に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査によるPR方法の検討と対策 対象:センター来所者、一般求職者(ハロー ワーク、ジョブカフェ等) ・福祉人材センターのホームページのリニュー アル(9月~) ・資格取得講座等でのPR ・未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復 職支援につながる研修メニューを提供 <ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事ワンポイントセミナー (概ね1時間、随時) ・福祉の職場体験:県内各地、随時 ・学校、専門学校等での説明会 ・ふくし就職フェア、福祉の仕事セミナーの開催 ○求人・求職者情報の提供機 能が弱い ○ハローワークとの連携が十分 でない ・マッチングの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員によるキャリア相談 ・ふくし就職フェアの開催(3回、延145か所、参加者467名) ・中山間地域等における就職面接会の開催 (5地域、7回開催、38事業所・参加者64名が参加) ・福祉職場への関心を高める取組み <ul style="list-style-type: none"> ・高校生福祉のしごとセミナーの開催 ・中高生等福祉の仕事はじめの一歩セミナー ・福祉職場体験(56名、270日) ・高校用福祉・介護の仕事ガイドブックの改訂・配布、啓発 リーフレットの作成・配布 ・関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催 (7回、544名) ○ボランティアセンターの機能強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター研究会の開催(H23,H24 計5回) ・ボランティア受入のための実践講座 <ul style="list-style-type: none"> →ボランティアコーディネーター講座(H25~) ・地域のボランティアコーディネーション機能強化事業(社協) H21:四十万市 H22:南国市 H23:香南市 H24:佐川町 →ボランティアセンター機能強化事業(社協) H25:土佐清水市、大豊町 ○福祉教育、ボランティア学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福社教育、ボランティア学習の推進の支援 ・福社教育・ボランティア学習実践講座 ・福社教育・ボランティア学習ステップアップ事業 H21:香美市、北川村 H22:香美市、土佐清水市 H23:土佐清水市、南国市 H24:南国市、馬路村 H25:馬路村 ・新たな福祉教育の展開の向けた検討委員会の開催(H25 ~) ○全国ボランティアフェスティバル開催(H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉を支える担い手の育成と確保 ○福祉人材センターで新たに発 展した人材を、福祉研修セン ターで育成し、福祉・介護職場 への就職につなげる仕組みづ くり 【福祉人材センター】 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なPRによる福祉人材センターの利用者の 増に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査によるPR方法の検討と対策 対象:センター来所者、一般求職者(ハロー ワーク、ジョブカフェ等) ・福祉人材センターのホームページのリニュー アル(9月~) ・資格取得講座等でのPR ・未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復 職支援につながる研修メニューを提供 <ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事ワンポイントセミナー (概ね1時間、随時) ・福祉の職場体験:県内各地、随時 ・学校、専門学校等での説明会 ・ふくし就職フェア、福祉の仕事セミナーの開催 ○求人・求職者情報の提供機 能が弱い ○ハローワークとの連携が十分 でない ・マッチングの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員によるキャリア相談 ・ふくし就職フェアの開催(3回、延145か所、参加者467名) ・中山間地域等における就職面接会の開催 (5地域、7回開催、38事業所・参加者64名が参加) ・福祉職場への関心を高める取組み <ul style="list-style-type: none"> ・高校生福祉のしごとセミナーの開催 ・中高生等福祉の仕事はじめの一歩セミナー ・福祉職場体験(56名、270日) ・高校用福祉・介護の仕事ガイドブックの改訂・配布、啓発 リーフレットの作成・配布 ・関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催 (7回、544名) ○ボランティアセンターの機能強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター担当職 員のスキルアップ ・ボランティアコーディネーターの 育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> →ボランティアコーディネーター講座(H25~) ・地域のボランティアコーディネーション機能強化事業(社協) H21:四十万市 H22:南国市 H23:香南市 H24:佐川町 →ボランティアセンター機能強化事業(社協) H25:土佐清水市、大豊町 ○教育委員会等と連携した福社教育ボランティア 学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福社教育、ボランティア学習の推進の支援 ・福社教育・ボランティア学習実践講座 ・福社教育・ボランティア学習ステップアップ事業 H21:香美市、北川村 H22:香美市、土佐清水市 H23:土佐清水市、南国市 H24:南国市、馬路村 H25:馬路村 ・新たな福祉教育の展開の向けた検討委員会の開催(H25 ~) ○全国ボランティアフェスティバル開催(H25) 	県社協・ 町村社協									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

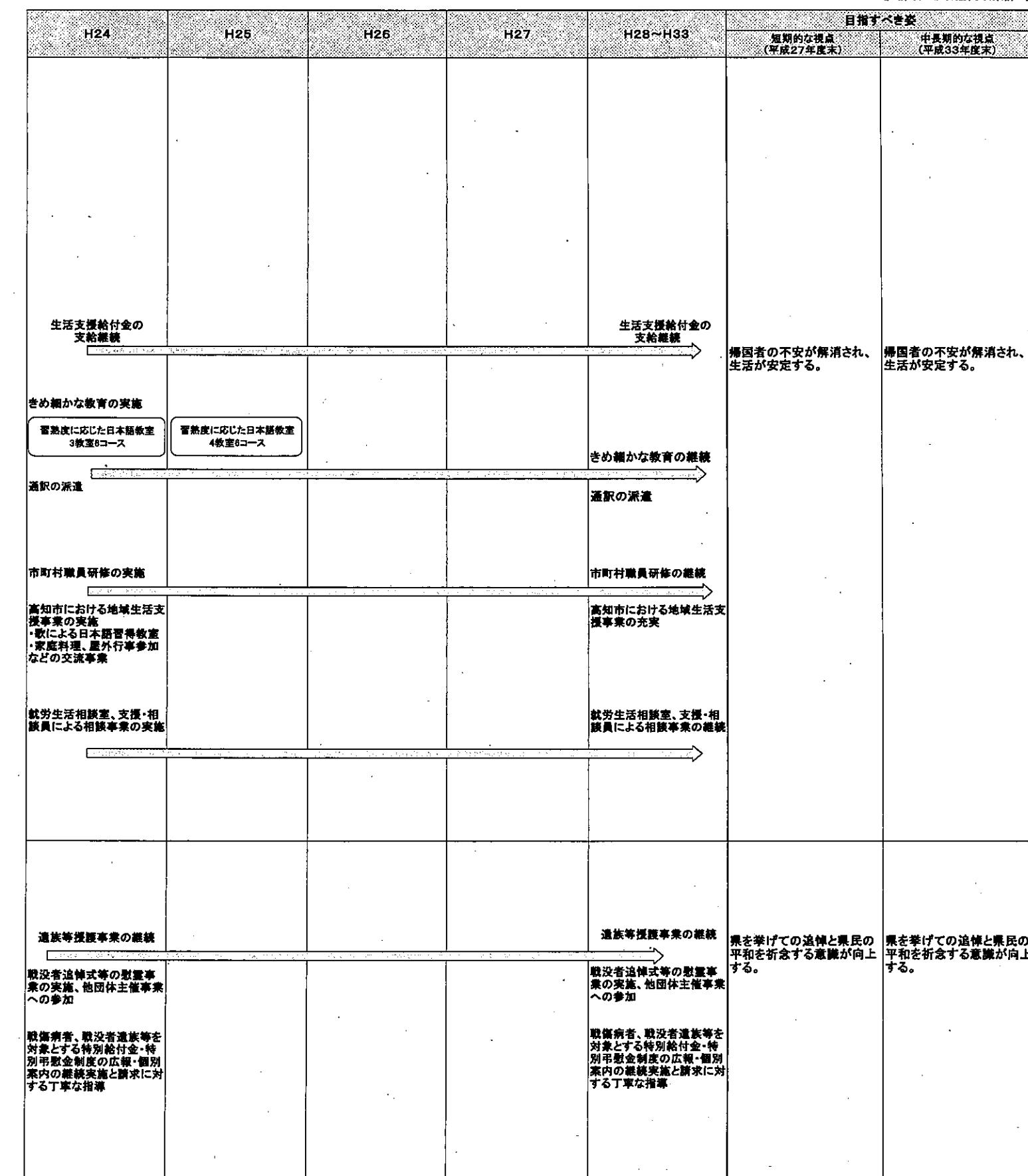
【 課名:地域福祉政策課 】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
(4) 遺族等の援護対策						
○中国残留邦人 62人 中国からの帰国時ににおける年命が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。(H26.2現在) 居住地: 高知市51人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人(平均年齢73歳) (参考)支援の対象となる国費同伴帰国した親族 約90名 ◆収入や資産形成が不十分 ◆社会への適応が不十分 ①日本語が不自由な方が多い。 ②市町村役場のサポートが不十分 ③就労問題、生活上の問題がある。 ◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 (H26.3現在) ・(公財)高知県遺族会 正会員(妻) 539人 準会員(子等) 5,021人 ・(財)高知県傷痍軍人連合会(H25法人解散) ・高知県軍恩連盟(H24解散)	◆中国帰國者の生活支援 国の援護対策を基本にした支援 ・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4) ・日本語教室の開催 浙江南教室 2コース 入门、初中級 北竹島教室 2コース 初級、中上級 横浜教室 初級 新倉教室 初中級 計4教室 6コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10) 市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10) 就労生活相談室の設置 場所: 県保健衛生総合 庁舎2階 運営 1日 10時～16時 相談員 2名 支援・相談員の派遣 2名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10) ◆戦傷病者、戦没者遺族等援護(H24年度) ・全国戦没者追悼式 参列 8/15 参列者84名 ・高知県戦没者追悼式 実施 11/1 参列者約740名 ・沖縄「土佐之塔」慰靈祭 参列 11/18 参列者34名 ・団体等慰靈祭へ参列 謹因神社慰靈祭 (4/2, 11/2) 2回 海洋会等団体主催 9回 市町村等主催 42回 ・援護団体へ事業費助成 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給 ・相談員の配置 ・戦傷病者相談員 11名 ・戦没者遺族相談員 23名	生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保険所において支給 帰國者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要 市町村職員は人事異動により交替していくので研修を継続していく。 支援の必要な帰國者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の充実を進める。 相談事業の継続 遺族等援護事業の継続 高齢化により特別弔慰金等の請求行為が十分できない方がいる。	中国 残留 邦人 (高 齢 者)	63 ～ 96		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H26	H26	H27	H24～H33		
3 セーフティネット施策の充実・強化	(1)低所得者等の生活支援の充実・強化	◆生活保護世帯数(県内) H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,635世帯 H24:15,786世帯 H25:15,757世帯	◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援) ○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 478件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円 H23貸付決定 475件 331,977千円 H24貸付決定 448件 226,795千円 H25貸付決定 319件 213,168千円 高知県生活福祉・就労支援協議会 H22.5.31 H23.5.23 H24.5.28 H25.5.28 ※生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置 (9市10人:高知市2名) 県社協窓口に貸付・相談員を配置(1名) ※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ	○制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間がかかる	◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進 ◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化 ○今後の取り組み ・国の相談体制への支援が修正予算によりH24も継続となった。また、H25は財源が依然財源となり、引き続き、生活福祉資金の窓口、相談	県社協・市町村社協						○制度が十分に周知されるとともに円滑で迅速な対応が図られる ○生活福祉資金や生活支援を必要とする人が利用しやすくなる	
		○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人 H23契約 123人 H24契約 154人 H25契約 95人	◆成年後見人制度への移行 ◆介護福祉士等修学資金の貸付	◆市町村社会福祉協議会が主体となり、利用者のより身近なところで日常生活自立支援事業が実施される ◆市町村社協における法人後見人受任等を含めた検討 ◆介護福祉士等修学資金の貸付								○市町村社協に日常生活自立支援事業の円滑な実施が行われるとともに、成年後見制度との連携が図られ、利用者が適切な制度を利用できる。	
		○介護福祉士等修学資金の貸付 (H21～23.25～事業主体:県社協、H24事業主体:県) 21年度貸付21人、22年度貸付27人、23年度貸付31人、24年度貸付20人、25年度貸付42人											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (これまでの取組を踏まえ、今後どのように取り組むか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H24～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
4 災害保護対策の推進													
(1) 災害救助対策													
	◆災害救助基金(H26.4.1) ○残高 283,077千円 ・現金 237,312千円 ・物資 45,765千円	○基金運営と流通備蓄の促進 『基金』 ・災害救助法第23条に定められた基金額の積立 ・会計管理課による基金運用及び給与品の現物備蓄 ※備蓄物資…食料、水、毛布、日用品セット、学用品 「災害備蓄」 ・食糧 70,500食、水70,500リットル、毛布 7,000枚、日用品 セット 6,200セット、その他ノート等の学用品 <食糧、水について> ・平成17年の避難者予測に基づく1日分の20%分を累積 の目標値とし、平成23年度に目標値の全量を購入した。 ・平成25年5月15日に公表された南高トラフ巨大地震における被害想定を踏まえ、L2想定の避難者予測1日分の20%を新たな目標とした。(食糧178,200食、水178,200リットル)	・市町村備蓄が進んでいない ・県の備蓄物資の市町村への提供方法がマニュアル化されておらず、災害時の迅速な対応ができない可能性がある。	・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄 ・県としての一定量の備蓄の計画的な確保 ・市町村備蓄の促進要請 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大 ・備蓄物資の配置・配送検討 『今後の取り組み』 ・今後2カ年で(H26,H27年度)食料、水の目標量を確保し、総合防災拠点へ保管する。 ・H24年備蓄WGで検討された県有施設の避難所への保管を進める(既備蓄分の更新時に応じる)。	県民							○官民協働での備えが進む ○官民協働での備えが整い避難対策が進む	
	◆県との供給協定の締結 ・飲料水:7事業者 ・食料品等:19協定	○市町村備蓄の促進要請 ・市町村担当者会の開催 H22年度…H22.6.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22 H25年度…H25.7.26 ○災害発生における飲料水の調達に関する協定(流通備蓄)の締結 H17年度…5事業者 H19年度…1事業者 H22年度…1事業者 ※協定事業者への提供量等の確認										○災害発生において、十分な備蓄物資を確実かつ円滑に提供できる体制の確立	
	◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定(H26.4現在) ・現策定率100% (策定済34市町村)	○避難支援プラン策定支援 ・各市町村訪問により、災害時要援護者避難支援プランや要援護者台帳の整備、福祉避難所の指定促進について依頼。 ・市町村福祉・介護保険担当者連絡会議において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼。 H22年度…H22.4.27 H23年度…H23.4.20 H24年度…H24.4.27 H25年度…H25.4.24 ・市町村災害救助担当者会において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼 H22年度…H22.6.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22 H25年度…H25.7.26	・要援護者情報の地域での共有が進まない。 ・支援者が決まらない。 ・福祉部門と危機管理部門との連携 ・新想定や国の対策の強化に対応した取組みが必要。	○災害時要援護者の避難支援対策 ・市町村に対し、災害対策基本法の改正に基づいた避難行動要支援者名簿の作成や、「避難支援の手引き」を活用した個別の避難計画(個別計画)の策定を関係機関と連携し支援する。	市町村等							○県内全市町村で個別計画の策定体制が構築され、見直し作業や新たな個別計画の策定作業が進んでいる。 ○地域での災害時要援護者対策に対する意識が醸成されている。	
	◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H26.4現在) ・整備済 10市町村 ・着手済 24市町村	・市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H26.4現在) ・整備済 10市町村 ・着手済 24市町村											
	◆要援護者台帳の整備状況(H26.4現在) ・整備済 23市町村 ・着手済 11市町村	○災害対策基本法の改正に伴う、市町村の取組みの周知等(説明会:H26.1.24, H26.3.24) ○「避難支援ガイドライン」「避難支援の手引き」「リーフレット」の策定(H26.3月)											
	◆福祉避難所の指定・協定(H26.3現在) 26市町村108施設(延べ126施設)	○福社避難所の指定促進 ・こうちぎょうせいネット「災害対策支援のページ」による市町村への情報提供(H22.9月開設) →社会福祉施設状況の調査結果を掲載(H22.9月、H23.3月) ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.9月)及び周知 ・宮城県庁職員を講師とした、設置運営研修会(講演会)を開催(H24.11.2)(行政、施設関係者等約150名が参加) ・指定促進等事業費補助金の創設(H24～) ・社会福祉施設に対し、指定可能調査の実施(H25) ・運営に必要な人材の育成及び確保の検討(H25) ・手記、点証等ボランティアの養成 ・啓発用ビデオの作成 ・在宅要医療者災害支援マニュアルの作成	・想定される要援護者に対する福祉避難所の受け入れ可能数の不足 ・運営する際の専門的な人材の育成・確保	○福祉避難所の整備促進 ・補助金や指定可能調査の結果を活用した指定促進を行うとともに、運営ができる体制づくりの支援を行う。 『今後の取り組み』 ・福祉避難所を運営する上で最低限必要な物資等の購入補助金の活用 ・指定可能調査結果の市町村への提供 ・福祉避難所を運営し、要援護者を支援する体制整備 →「運営訓練マニュアル」の作成 ・モデル3市町(黒潮町、中土佐町、安芸市)での運営訓練の実施 → マニュアルに反映 ・ブロック別の運営研修会の実施 → マニュアルの周知及び市町村の要請に応じた訓練の支援 ・福祉避難所として活用可能な地域交流スペースの整備促進 ・情報伝達に配慮を要する方への支援体制の整備 ・災害時要援護者等への啓発の推進	市町村等								○全市町村で福祉避難所が指定され、必要数を確保するとともに必要な物資器材が確保され、福祉避難所としての機能が充実している。 ○各福祉避難所において、地域住民と協力した運営訓練を実施するなど、災害に備えた取組みが行えている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★高齢者人口は増加傾向 二次予防対象者数は基本チェックリスト実施率の低下に伴い減少しているが、二次予防事業への参加者数については増加(H23～H24(国調査)) ・高齢者人口 221千人→227千人 ・二次予防事業対象者数 26,433人→17,118人 ・二次予防事業参加者数 579人→786人 <p>☆介護保険制度改正により、平成29年4月までに、全ての市町村において、要支援者に対する予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行を開始する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村 (H25 → H26) なし → 四万十市 <p>☆住民主体の介護予防活動は年々広がってきている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の取組(H24年度末) →29保険者で実施(1,110箇所) ・地域リーダー養成 →27保険者、3,072人(累計) ・地域リーダーフォローアップ →14保険者で実施 <p>～市町村ヒアリングより～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の取り組み箇所数は増えたが、何箇所になれば十分なのかわからない。 ・地域リーダーの数は充足してきたが、実際活動してくれる方は少ない(活動率が低い)。 ・地域リーダーの活動が長続きしない。 ・地域リーダーも高齢化している(若い世代への引き継ぎ困難)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ヒアリングにて個別課題を把握 <p>【市町村のしくみづくりへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ(10保険者)を設置し、地域の課題を踏まえた介護予防事業の実施を支援 <p>【地域リーダー養成・活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを対象に、介護予防に関する知識と技術の習得を目的として、地域リーダーステップアップ講座を実施 H25受講者:74名 H25受講市町村:13保険者 (H24～25計 23保険者) 【介護予防手帳の作成と活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の必要性や効果的なプログラム、効果検証結果等を掲載(参加者・リーダー用) ・オリジナルキャラクターを用いてリニューアル ・民生委員・児童委員への配布 ・老人クラブ連合会との連携 モデル老連(室戸市、南国市、香南市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町)にて介護予防リーダー養成を実施 <p>【介護予防手帳の活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の介護予防手帳を活用:27市町村 <p>【介護予防広報番組の制作放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の取り組みをTVで紹介 おりおり 大歓喜 H25平均視聴率:14.4% <p>【介護予防従事者研修会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員対象研修 ・介護予防サービス従事者対象研修 <p>☆取り組みの少ない口腔機能向上や、認知症予防をテーマに研修会を実施</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 【新しい介護予防のしくみづくり】 ①セミナーの開催とアドバイザーの派遣 <p>市町村の高齢者のニーズ把握と地域の実情やニーズに応じたサービス確保策の検討について支援するため、全市町村を対象にしたセミナーを開催するとともに、地域ごとに必要なアドバイザーを派遣</p> <p>②リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>地域ケア会議における個別事例や介護予防事業の検討において、リハビリテーション専門職の助言を受け、効果的な基盤整備ができるよう支援</p> <p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダー数は増加してきたが、活動率が低い * 高知市調査→実際に地域活動に従事している割合は約4～5割 ・地域リーダーが継続的に地域で活動できるような支援が必要 <p>【介護予防手帳の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーステップアップ講座や市町村でのリーダー向け研修等において積極的に配布 口腔機能、運動機能向上カレンダーをより活用できるよう、積極的に配布 <p>【介護予防従事者のスキルアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識・技術の提供が必要 	<p>対象者区分 年齢</p> <p>H24 H25 H26 H27 H28～H33</p> <p>Prevention Support → New Prevention System ※H29～すべての市町村で移行開始 段階的な移行 新しい総合事業</p> <p>新しい介護予防のしくみづくり ①セミナーの開催とアドバイザーの派遣 ②リハビリテーション専門職等の派遣 サービス単価の決定等の広域調整(意見交換会等) 新しいサービスの段階的な開始</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>住民主体の介護予防のしくみづくり 住民主体の介護予防未実施市町村(2町村)への支援 → 全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組を実施 ③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※1クール実施 → 地域リーダーステップアップ講座の開催 ※2会場で実施</p> <p>④介護予防手帳の活用 ・オプションの追加 ・リニューアル版の作成 → 全ての市町村で介護予防手帳を活用</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あったかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>介護予防広報番組 → 既存の広報番組の活用等 【再掲】生きがいづくり広報番組</p> <p>⑤介護従事者のスキルアップ～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p>	<p>短期的な視点 (平成27年度末)</p> <p>・予防給付 介護予防事業</p> <p>段階的な移行 ※H29～すべての市町村で移行開始</p> <p>新しい総合事業</p> <p>新しい介護予防のしくみづくり</p> <p>①セミナーの開催とアドバイザーの派遣</p> <p>②リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>サービス単価の決定等の広域調整(意見交換会等)</p> <p>新しいサービスの段階的な開始</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>住民主体の介護予防のしくみづくり</p> <p>住民主体の介護予防未実施市町村(2町村)への支援 → 全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組を実施</p> <p>③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※1クール実施 → 地域リーダーステップアップ講座の開催 ※2会場で実施</p> <p>④介護予防手帳の活用 ・オプションの追加 ・リニューアル版の作成 → 全ての市町村で介護予防手帳を活用</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あったかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>介護予防広報番組 → 既存の広報番組の活用等 【再掲】生きがいづくり広報番組</p> <p>⑤介護従事者のスキルアップ～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p> <p>既存の広報番組の活用等 【再掲】生きがいづくり広報番組</p>	<p>中長期的な視点 (平成33年度末)</p> <p>・全ての市町村が新しい総合事業に取り組み、地域の実情やニーズに応じたサービスを提供する体制が整いつつある</p> <p>・全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組が実施される</p> <p>H23 27保険者 →H27 30保険者</p> <p>・地域リーダー養成を実施する市町村が増える</p> <p>・県民が身近な場所で介護予防に取り組んでいる</p> <p>H23 24保険者 →H27 30保険者</p> <p>*地域リーダー数 H23 2,743人 H27 3,600人以上 ・高齢者人口の5%が二次予防事業対象者(国予測) → 約11千人 ・二次予防事業対象者の3～4人に1人のリーダーを要成 → 約3,600人必要 - 実績の試算を参考-</p> <p>・全ての市町村において介護予防手帳(リーダー用)を活用する</p> <p>H23 7保険者 →H27 30保険者</p> <p>・介護予防手帳(参加者用)を活用する市町村が増える</p> <p>H23 2保険者 →H27 20保険者以上</p> <p>・県民に介護予防の必要性が理解されている</p> <p>・ほとんどの介護保険施設で、介護予防に関する知識や技術を持つ人材の育成ができる</p> <p>・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持つ人材の育成ができる</p> <p>・全ての市町村に、運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持つ人材がいる</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿														
												短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)													
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり	(2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高知県の高齢化率は、全国平均より先行している。 高知県 28.4% 全国 23.1% 高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者である。 百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H25) 55歳から64歳の就業者に占める雇用者の割合は上昇しており、退職者が増加するこどが見込まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい・健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援 ①こうちシニアスポーツ交流大会の開催 (H22) 1,032名 (H23) 1,087名 (H24) 1,292名 (H25) 1,470名 *種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣 (H22) 123名 (H23) 126名 (H24) 98名 (H25) 547名 ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで) ④オールドパワー文化展の開催 (H22) 506作品 4,456名来場 (H23) 471作品 4,396名来場 (H24) 467作品 3,763名来場 (H25) 471作品 4,573名来場 ⑤高齢者情報誌「五手箱」の発行部数:5,000部×4回 ⑥生きがい活動情報の提点機能整備 ⑦地域生きがい活動推進事業 ・「退職前世代の生きがいに対する意識調査」(H25年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 ・地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある。 ・地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない。 ・生きがい活動団体の実態把握と情報発信の強化 ・市町村社会福祉協議会や総合型地域スポーツクラブと連携した生きがい活動団体の把握。高知いきがいネットによる広報と情報発信の充実 ○生きがいづくりを推進するための普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくりの介護予防面での重要性等に関する番組を作成し放送 		<ul style="list-style-type: none"> ・ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に参加する高齢者が増加する。 ◆シニアスポーツ交流大会参加者 H23 1,087名 →H27 1,400名以上 オールドパワー文化展出展数 H23 471作品 →H27 500作品以上 ・高齢者が生きがいを持っていきいと生活できる 																				
		<table border="1"> <tr> <td>加入率</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>加入率</td> <td>16.7%</td> <td>16.5%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村老連数</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>クラブ数</td> <td>824</td> <td>785</td> <td>724</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>31,954</td> <td>29,621</td> <td>26,543</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口は増えているが、老人クラブ加入者・加入率は減少している 	加入率	H23	H24	H25	加入率	16.7%	16.5%	15.0%	市町村老連数	32	31	32	クラブ数	824	785	724	会員数	31,954	29,621	26,543	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブの活動助成 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の教養の向上、健康の増進、地域社会との交流活動等を促進し、高齢者福祉の向上を図った。 【地域老人クラブ活動】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業:単位老人クラブへの活動助成、市町村老人クラブが実施する介護予防支援事業、地域支え合い事業等に対する助成 H23から市町村老連での介護予防への取組みを支援 (H23) 7老連での取り組み (H24) 6老連での取り組み (H25) 13老連での取り組み 【高知県老人クラブ連合会活動】 補助先:(財)高知県老人クラブ連合会 補助対象事業:県老連が実施する活動推進員設置(人件費)、健康づくり・介護予防事業、地域支え合い事業等に対する助成 H23から市町村老連での取り組みを支援 (H23) 7老連での取り組み (H24) 6老連での取り組み (H25) 13老連での取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。 →若手高齢者のニーズにあった事業展開により、加入率の増加を図っていく必要がある。 ・リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。地域で動いている個々の人をどうリーダーに育成するかという課題もある。 →若手リーダーの養成、地域リーダーステップアップ講座など、老人クラブの活動基盤の強化が必要 ・ねんりんピックの開催を契機とし、活動を広くPRしていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ加入者の減少傾向が改善される ・老人クラブ会員が地域で多彩な活動ができ、会員が増加する。 ・老人クラブでの健康づくり、介護予防への取り組みが増加する。 ◆介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 H23 7老連 → H27 31老連
加入率	H23	H24	H25																							
加入率	16.7%	16.5%	15.0%																							
市町村老連数	32	31	32																							
クラブ数	824	785	724																							
会員数	31,954	29,621	26,543																							
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成20年国勢調査) 全国83.3% 高知県86.5% 平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうにしていいか?」の問い合わせに対して「現在の住宅を改造して住みやすにする」が26.3%で、最も高かった。 ・介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難 ・郡部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【住宅等改修支援】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合 【高齢者住宅改修】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が住みなれた自宅で暮らし続けることができるよう、身体状況に応じた住宅改修の支援が必要。 ・適切な改修・改築について、担当者やケアマネジャーに知識を深めてもらう必要がある。 →アドバイザーについてさらに周知する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる 各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる 																				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのが)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのが)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
										短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2. 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり (1) 地域包括ケアシステムの構築 ・医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進	<p>○H22県民世論調査 介護が必要になつても約6割の方が自宅や住まいでの生活したいと答えてる。</p> <p>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するために必要なことは? 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること」との回答が最も多い。</p> <p>○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 病院の医師や、在宅医療を担う医師、訪問看護師、ケアマネジャー等による在宅生活継続に向けた接対体制の構築が必要。 徐々に県内各地域に広がってきてるが、全域には至っていない。</p> <p>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅療養を支える訪問看護ステーションが微減傾向にある。 (H12: 53事業所→ H26.4: 50事業所)</p> <p>○在宅介護の充実強化 ・高齢者の多様なニーズに応える在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要。 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要</p> <p>○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体との連携に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22= 9団体 9事業 ・H23= 5団体 5事業</p> <p>○団体を支援するため、フォローアップ会議の開催 ・H20～23: 年間3回程度</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構造の県民への普及啓発 ・H20～H23: シンポジウム、住民座談会の開催 (高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)</p> <p>○医療・介護福祉ネットワークづくり費補助金 ・H24=1団体1事業 ・H25=4団体4事業</p> <p>○訪問看護支援体制の支援 H20-21: 地域ケア体制整備推進事業 H22: 地域医療再生計画 H23-24: 介護保険事業(国費10/10) H25: 医療提供体制推進事業(国費1/2) H25実績 利用者から相談: 7件 訪問ST、ケアマネ等から相談: 99件 訪問STへのコンサルテーション: 19件</p> <p>○在宅介護の充実化 ・高齢者の多様なニーズに応える在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要。 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要</p> <p>○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。</p>	<p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国9位)</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・総合的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。</p> <p>○ケアマネジャーは、医師の救星が高いと感じており、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</p> <p>○医療処置が必要な場合、「病院内で対応すべき。」との意識が医療及び利用者にあり、訪問看護を選択することが考えられていない。</p> <p>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。 (※次頁参照)</p> <p>○自己負担が高額となることから、訪問看護サービスの必要にもかかわらず利用していない場合がある。また、ケアプランを作成するケアマネジャーに訪問看護に関する十分な認識がない場合がある。</p> <p>○緊急用ショートステイ体制づくり事業 ◆22年度 ・緊急用ショートステイベッドの確保事業開始(8月1日 14施設17床) ・相談窓口の開設(10月1日) ・利用実績: 利用者89名、利用日数569日 ◆23年度 ・利用実績: 利用者173名、利用日数994日 ・老健の空床状況提供の拡充 ◆24年度 ・緊急用ベッド確保枚数の見直し(12施設15床) ・利用実績: 利用者148名、利用日数908日 ◆25年度 ・緊急用ベッド確保枚数の見直し(11施設13床) ・利用実績: 利用者122名、利用日数685日</p> <p>○より身近なショートステイ事業 ◆24年度 ・通所介護事業者への説明会実施 ・整備実績: 3事業所18床 ※H25繰越(4月完了)含む ◆25年度 ・整備実績: 5事業所28床</p> <p>○中山間地域における在宅介護サービスの充実確保(一別紙参照)</p>	<p>○これまでの連携体制づくりをもとに、その成果を拡大するため、県内各地における在宅医療と在宅介護の連携体制づくりを支援する。</p> <p>・医療・介護・福祉のネットワークづくり補助金による、多職種連携に取り組む団体への活動支援</p> <p>・福祉保健所による、医療・介護・福祉の連携体制整備の推進(講演会、研修会等の開催)</p> <p>・地域医療連携体制整備モデル事業の活用(中央西圏域)等</p> <p>○訪問看護ステーションに対するコンサルテーション、訪問看護マニュアル作成等、訪問看護の質向上への支援を継続。 ○ケアマネジャーへの研修。</p> <p>○遠方のショートステイを利用しても負担が大きいという問題に対応するため、また、ショートステイを利用しても満床のため利用できないことが多いという当初からの課題を根本的に解決するため、高齢者にとって身近な場所にショートステイベッドを必要な数だけ整備する必要がある。</p> <p>○老健にはショートステイ専用ベッドがないため、緊急用として確保することが困難。</p> <p>○基準該当ショートステイ開設にあたって、通所介護事業所に居室を設けるためのスペース確保及び夜勤可能な人員の確保が課題となつていて。</p> <p>○地震・津波対策あるいは経営上の不安等の理由により早期の設備投資が困難と考えている通所介護事業所が多い。</p>	<p>高齢者とその家族</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション連絡票の普及、医療と介護等の連携の重要性を共有し、安心して在宅介護に取り組むことができる環境整備を根付かせる。 ・現在実施している地域は、近隣の地域へ普及する活動を実施し、これから実施する地域は、先行事例を参考とし、地域に相応しい仕組みづくりを検討し、根付かせる。 <p>取組の達成状況の確認、課題を次年度の事業に反映。</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画との一連的推進 (高齢者の「もしも」と「いつも」をサポートする体制づくり)</p> <p>高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画</p> <p>県民への啓発、意識改革 ⇒ 住民座談会等の開催 自分たちが住み慣れた自宅や住まいでの人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることはいかないか?を住民一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p>訪問看護支援事業 ・医療機関と訪問看護ステーションの連携の支援 ・訪問看護の普及啓発、ケアマネへの利用促進 ・訪問看護フォーラムの開催 ・訪問看護普及啓発グッズの作成 等</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。 【事業内容】 ・コールセンター支援事業(利用者や関係者からの相談対応、訪問看護ステーションへのコンサルテーションの実施、訪問看護の普及啓発ステーションの業務の効率化・能力向上支援、訪問看護の利用促進) ・研修事業(ケアマネジャーに対する、訪問看護への理解を深めるための研修→ケアプランにおける訪問看護)</p> <p>緊急用ショートステイ体制づくり ・各介護保険者による地域のニーズに応じたショートステイ整備 ・ショートステイ空床情報の提供</p> <p>在宅での介護における「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保 ・通常のショートステイ(老健含む)の空床情報をインターネット上で提供 ※H24～26の3年間で、ショートステイ整備率を全国平均にまで引き上げる。(整備が終了するまでの期間は、緊急ショートステイ事業を継続し、不足による緊急的な利用の困難に対処する。)</p> <p>ショートステイの整備率は全国平均に達している。 ◆全国平均: 要介護認定者千人当たり21.69床(H20) ◆ショートステイ550床→850床</p> <p>整備の進展により、緊急にショートステイを利用したいが満床により利用できない件数が大幅に減少したため、緊急用ショートステイ体制は必要なくなっている。</p>	<p>【短期的な視点】 各團域で、医療・介護・福祉の連携体制が根付き、各團域で新たな連携の仕組みが構築されている。</p> <p>【中長期的な視点】 中山間地域でも医療・介護の資源が充実し、高齢者が介護が必要となるも、県内各市町村のどの地域でも住み慣れた自宅や住まいでの介護や医療のサービスが受けられる。</p> <p>全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができている。</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	これからの方針 ・対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿	
										短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
・療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進 ▶ 入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。 ▶ 住み慣れた自宅や地域で暮らしたいといふ県民の希望にできる限り応える。 65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多	○療養病床数 (H26.3月現在) 医療療養 3,969床 介護療養 2,097床 計 6,066床 ・介護療養病床からの転換は医療機関33床。(現在建設中) 転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換) ⇒4医療機関97床 (平成25年度末) ・療養病床の転換意向等アンケート調査(平成25年12月時点)の結果、転換の予定はない。(県内89の病院・診療所を対象) ・介護療養病床廃止は平成29年度末まで延期	○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等 ○国への提案・要望 ・施設基準の緩和(老健、特養の面積基準) ・老人保健施設の体制の強化 ・特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和 ○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設 ○療養病床の転換意向等アンケート調査(平成25年12月時点)の結果、転換の予定はない。(県内89の病院・診療所を対象) ○介護療養病床廃止は平成29年度末まで延期	○転換を具体的に進めるには、介護報酬、診療報酬の改定の動向を見極める必要がある。 ⇒H24年度の介護報酬改定で介護療養型老健の評価がプラスされるとともに、介護療養型医療施設の単位は減らされ、介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっている。 ⇒医師不足によりやむを得ず老健へ転換する動きも見られる。 ○特別養護老人ホームへの転換は、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕を持つた対応が必要となる。 ○介護療養病床の廃止期限が、H30年3月末まで延期となつたため、様子見の傾向が一層高まっている。	○療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関・福祉保健所、市町村へ提供していく。	医療機関の転換意向調査を尊重した転換支援の実施 医療機関の転換実施計画の確認 日本の動向を注視する。 ▶ 必要に応じて、転換施設種別が未定・検討中の医療機関との個別面談	療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供				○急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受入機関としての役割を担う。 ○退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。	
地域包括支援センターの機能強化 230000 228000 226000 224000 222000 220000 218000 216000 214000 212000 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 ~第5期高知県介護事業支援計画~	・高齢者人口、要支援者数の増加に伴い、介護予防支援業務が増加している ○介護予防支援業務の簡素化及び効率化 ・簡素化マニュアルの作成・配布及び研修会の開催 ○地域包括支援センターの職員の資質向上 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施(H24年度で終了) ・人材育成研修の体系化 ・研修企画会議の開催 ・体系化した研修の実施(初級・中級・上級) ○地域包括ケア推進モデル事業の実施 ・H23:南国市をモデルに、地域ケア会議の実践を通じたコーディネート機能等の強化への取組 ・H24:南国市に加え、中芸広域連合、いの町、土佐清水市における取組を実施 ・H25:市町村の地域ケア会議立ち上げ等への支援 ○権利擁護業務への支援 ・高齢者権利擁護等推進事業(県政協への委託)による支援 第1号被保険者数 H21 217千人 H23 218千人 H25 227千人 要支援者数 H21 9,816人 H23 10,352人 H25 11,302人 (運営状況調査より) ・主任介護支援専門員等の専門職確保が困難 ・地域包括支援センター業務だけでなく、保健業務等との業務職員が多く、業務が多岐にわたる ・支援困難事例に対する時間が増加しているが、その一方で個別の対応が施策に反映されていない	○職員のスキルアップへの支援 ○介護保険、保健衛生担当との役割分担と連携強化への支援 ○地域包括支援センターの職員の資質向上 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施(H24年度で終了) ・人材育成研修の体系化 ・研修企画会議の開催 ・体系化した研修の実施(初級・中級・上級) ○地域包括ケア推進モデル事業の実施 ・H23:南国市をモデルに、地域ケア会議の実践を通じたコーディネート機能等の強化への取組 ・H24:南国市に加え、中芸広域連合、いの町、土佐清水市における取組を実施 ・H25:市町村の地域ケア会議立ち上げ等への支援 ○権利擁護業務への支援 ・高齢者権利擁護等推進事業(県政協への委託)による支援 介護保険制度の見直しの方向性	○地域包括支援センター職員のスキルアップ推進 * PDCAサイクルにより適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援する 経験年数等に応じて研修を体系化 【初級・中級・上級】 ○地域ケア会議推進に向けた人材育成への支援 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施(H24年度で終了) ・人材育成研修の体系化 ・研修企画会議の開催 ・体系化した研修の実施(初級・中級・上級) ○在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等新たな課題に対する支援 ○地域ケア会議開催等への支援 * 地域ケア会議の実践、研修会を通じて、ケアマネジメント能力、コーディネート機能等の向上を図る。 ○困難事例等への専門家のアドバイス ○地域包括ケア推進モデル事業の実施 ・H23:南国市をモデルに、地域ケア会議の実践を通じたコーディネート機能等の強化への取組 ・H24:南国市に加え、中芸広域連合、いの町、土佐清水市における取組を実施 ・H25:市町村の地域ケア会議立ち上げ等への支援 ○権利擁護業務への支援 ・高齢者権利擁護等推進事業(県政協への委託)による支援 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例検討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢者の権利擁護に関する研修会・事例椡討・弁護士等による専門相談の実施 地域ケア会議 地域包括支援センター(※)レベルでの会議 (地域ケア個別会議) ○地域包括支援センターが開催 ○個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①高齢者の自立支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域課題の把握 などを行なう。 ※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加 地域課題の把握 地域づくり・資源開発 政策形成 介護保険事業計画等への位置づけなど 高齢								

【課名:高齢者福祉課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、なぜながったのか)	対象者 区分 年齢	これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
・中山間地域における介護サービス等の確保対策	<p>高知県の老人人口比率は、県全体で29.0%だが、町村部では37.1%にも達しており、地域での支え合いも限界。(H24.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。(制度導入時)</p> <p>住み慣れた地域で暮らしても、必要とするサービスを受けられないため、城外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p> <p>中山間地域における介護サービス確保のため、条件不利地域へサービス提供する事業者への支援を開始(H23～)</p> <p>平成25年度実績 18市町村 102事業所(実数) 延べ利用者数 750名</p> <p>【実施効果】(H25.4～H25.11) ・利用者の27.3%でサービス充実(サービス回数増など) ・サービスの維持 92事業所(16市町村) ・サービス提供地域の拡大 10事業所(4市町村) ・営業日の拡大 1事業所(1市町村) ・雇用の増 8事業所:13名(4市町村)</p>	<p>○市町村社協の事業活動の実態把握(経費、移動時間等の調査実施)</p> <p>○市町村、社協等の関係機関と、中山間地域での課題整理、支援方法について協議。 ↓</p> <p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望</p> <p>○県独自の支援策検討: ・中山間地域における介護サービスの現状把握のため調査実施(H22.6～9月)</p> <p>・調査内容: →訪問、通所サービスの提供状況、課題 ・介護職員雇用状況 ・調査方法: →中山間地域の7市町村の在宅介護事業所にアンケート、ヒアリング等を実施 ↓</p> <p>○事業実施に向けたフォロー: ・市町村への事業説明会、意見交換等実施 ・事業実施効果検証実施(H23年度～年3回)</p> <p>○国へ政策提言実施 ・中山間地域における在宅サービスの強化</p>	<p>○背景: 道路事情等が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難</p> <p>○中山間地域における介護サービス確保対策: ・事業実施が見込まれる市町村があるが、一部では実施できていない。 (理由) ・実施状況をみてから。 ・補助要件の設定に時間を要した。 ・対象者がいない。 など</p> <p>○国への提言: 制度化には財源確保が必要</p>	<p>○背景: 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における中山間地域の取組に基づき、関連する施策を実施</p> <p>○中山間地域において、ヘルパー養成に取り組む市町村への助成を引き継ぎ実施</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・市町村に対する事業の必要性の理解促進 ・補助対象となる事業者へ、遠距離での十分なサービス確保の働きかけ ・報酬改定に応じた補助制度の見直し調査検討</p> <p>○国への提言: 財源確保も含めた制度提案が必要</p>	<p>中山間地域の高齢者、家族介護者、介護・福祉サービスを行なう事業者</p>	<pre> graph TD A[中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施] --> B[調査結果等により、必要に応じて制度見直し検討] B --> C[報酬改定影響調査] C --> D[効果検証・分析] D --> E[高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における位置づけ] E --> F[課題解決の進捗状況把握 次期計画へ対応方針反映] F --> G[第6期計画] G --> H[次期計画における中山間地域での介護サービスの充実・確保 ・中山間地域における医療・介護・福祉のネットワーク化の推進] </pre>	<p>全ての中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届くようになっている。</p>	<p>全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができるおり、中山間地域でもほとんどの地域で、高齢者の身体状況や生活環境に応じた迅速で的確な介護・医療のサービスが受けられ、介護が必要になっても、安心して暮らせるようになっている。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

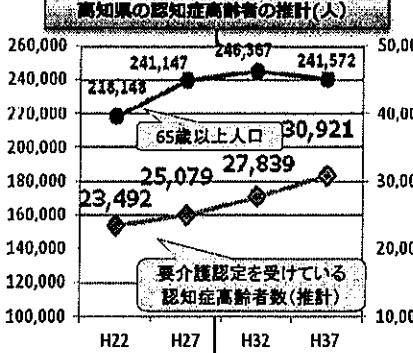
【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	年次計画					目指すべき姿
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (2)介護サービスの基盤整備 施設サービスの充実	◆県内特別養護老人ホームの待機者 H25年10月末で、2,923人(うち在宅611人) ◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国33位 介護老人保健施設 全国45位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成23年3月末現在) ◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 19.2%(H25. 12) ◆介護コストへのね返り ◇一人当たりのサービス費 全体 209.0千円 (全国 2位) 居宅 121.3千円 (全国 16位) 施設 318.1千円 (全国 1位) (新想定H24.12.10) 浸水予想区域内の高齢者施設数 87施設(30%)	○高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進 <計画>(H24～H26) 791床 (混合型特定施設、養護含め921床) <実績>(H24・H25) 115床 広域型特別養護老人ホーム 20床 認知症高齢者グループホーム 75床 地域密着型特定施設(介護専用型)20床 (県の取組) 広域型特別養護老人ホームの整備 【平成24年度】 ・広域での公募を行うことについて、市町村に意見照会を実施(7月、11月) ・H24.12月発表の津波浸水予測や、H25.3月発表の被害想定を受け、事業者公募要綱等を検討 【平成25年度】 広域型施設の事業者公募を実施(6月) →施設整備の補助金交付手続きの開始 ○その他の取り組み ◇個室・ユニット施設の整備(再掲) 259床 ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備 ※スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関通報設備 <実績> H24年度:9カ所 H25年度:4カ所 ◇グループホーム等防災改修整備 <実績> H24年度:7カ所 H25年度:1カ所 ◇特別養護老人ホームユニット化改修整備 <実績> H25年度:1カ所(20床)	●特養入所待機者の解消 ●バランスの取れた施設整備 ◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 ◇地域の実情に応じた施設整備 ●施設の居住環境の向上 ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備 ◇個室・ユニット化の推進 ○防火安全設備の整備の推進 ◆「介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金」の活用 ○個室・ユニット化の推進 ◆「認知症グループホーム等防災改修等支援事業費補助金」の活用								<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設や居住系サービスが整備され、重度の要介護者等優先入所が必要な入所希望者が、長期に待機しなければならない状況は解消されている。 	
												<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの意志と人格を尊重し、地域の中で、在宅でも施設でも個人の希望や状態に応じて必要な介護サービスが受けられる。
												<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入所系施設の防火安全設備が整備されている。
												<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入所系施設の耐震補強等が完了している。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

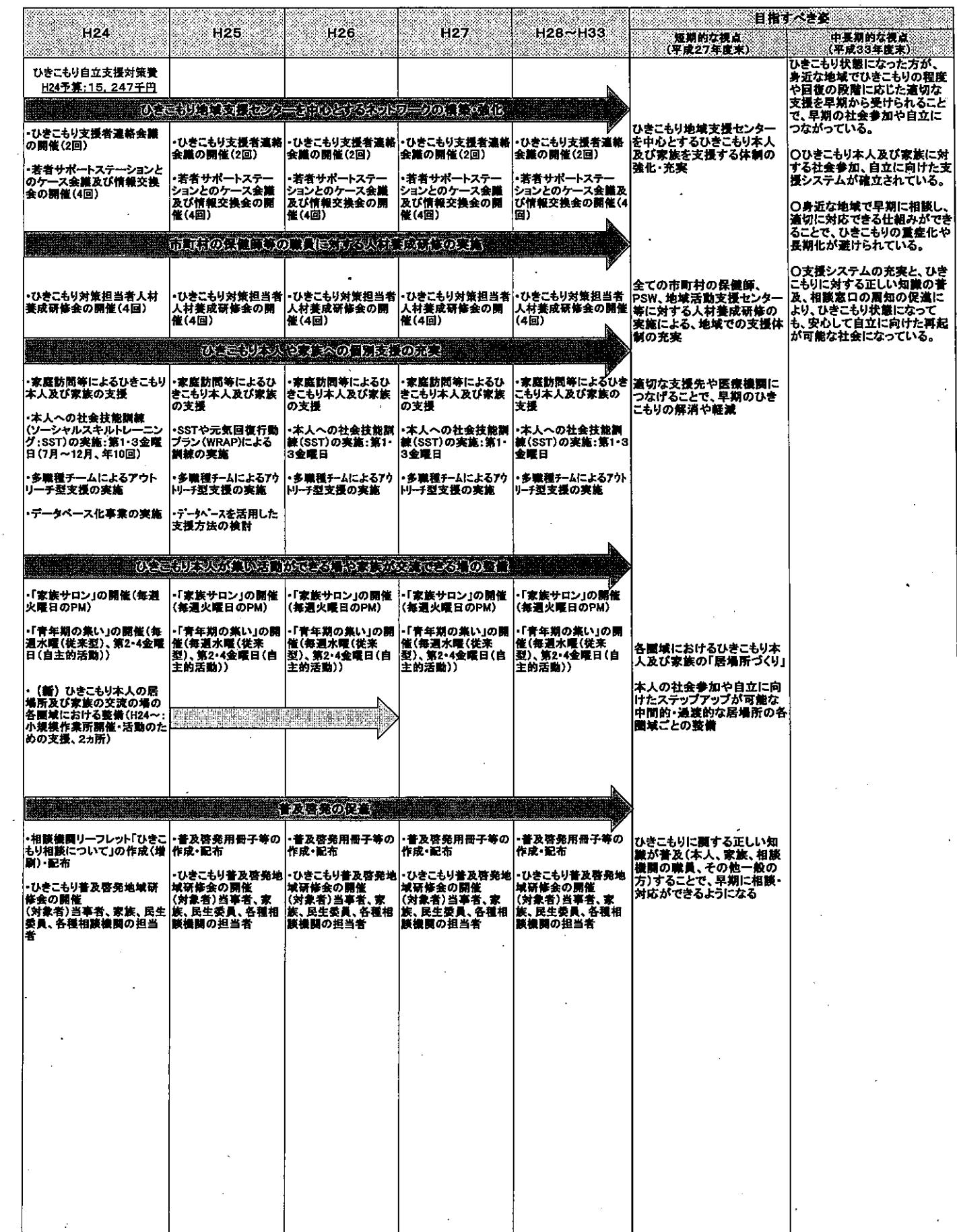
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これから対策 対象者 区分年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿		
										短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4)認知症高齢者対策の推進-1	認知症高齢者が年々増加している ・H25.12月末 キャラバン・メイト 1,537人 認知症サポート 26,345人	認知症に関する正しい知識の普及 地域の支援体制構築	・認知症キャラバン・メイトの養成 ・企業向け認知症サポート養成講座の実施 ・テレビ・ラジオ等による普及啓発 ・啓発パンフレットの作成と配布 (市町村、病院、コンビニ等への約10,000部配布)	・地域でのサポートの活動の活性化が必要 ・スーパー、コンビニ、金融機関以外の企業からもサポート・養成講座の希望があり、様々な業種での実施が必要 ・パンフレット等を活用した普及啓発	・サポートを対象とした活動活性化への啓発イベントの開催 ・企業で活動するキャラバン・メイト養成への支援 ・パンフレット等を活用した普及啓発	キャラバン・メイト・サポートの養成(H20～) 新 サポートを対象としたイベントの開催	・認知症サポートの養成講座を開催する市町村が増え、正しい知識を持った県民が増える。 *認知症サポート H23 12,649人 →H27 25,000人以上	地元の家族の集い H23 14か所 →H27 20箇所以上	・認知症に関する正しい知識が普及し、それぞれの地域で認知症の方とその家族を支える体制が構築される			
						広報・啓発	パンフレットによる啓発					
		介護家族の負担軽減のための支援	・コールセンターの設置、運営 ・アルツハイマー記念講演会の実施 ・家族の交流の場づくり ・定例の集いの開催 ・地域ごとの家族の集いの場づくりへの支援 ・在宅介護サービス職員への介護家族支援の研修の実施	相談件数の増加に向けて、さらなる広報が必要 講演会の実施等が、新たな集いの場や参加者の増につながった。	様々な広報媒体を活用したコールセンターの広報	コールセンターの設置・運営						
		認知症疾患医療の充実	・高知錦川病院に認知症疾患医療センター・地域型の設置(H23.4.1) ・県立あき総合病院、一陽病院、波川病院に地域型認知症疾患医療センターの設置(H25.10.1) ・高知大学医学部附属病院の基幹型認知症疾患医療センターの設置(H26.2.1)	・基幹型センターを中心とした、県内の認知症疾患連携		介護家族等を対象とした交流会や講演会の開催						
			・認知症専門医の養成支援 ・サポート医の養成 ・かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の実施 ・歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施	・養成には時間がかかり、長期的な取組みが必要 ・人材育成を中核的に行う複数の位置付けがなかった	・認知症専門医の養成支援を継続 ・基幹型認知症疾患医療センターによる人材育成 ・サポート医の養成 ・かかりつけ医に相談しやすい体制が整ったが、県民に周知されていない	「こうちオレンジドクター」登録制度	認知症サポート医の養成(H17～)					
		認知症医療体制の整備	・専門医療機関とかかりつけ医の連携バス(医療情報バスを作成) ・南国市・香美市・香南市において、医療と介護の連携体制の構築に関するモデル事業を実施	・かかりつけ医、専門医等の連携のためのツールが必要 ・認知症の早期発見、早期対応に向けた医療と介護の連携体制の整備が必要	・地域連携クリティカルバスの作成 ・認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施(香美市、四万十市)	かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～)の充実						
			・身体合併症等への対応	・一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施 ・一般病院で、職員の認知症への理解や対応力の不足から、身体合併症への対応ができない場合がある ・一般救急病院と精神科医療機関が、認知症高齢者の救急時の対応について検討	・一般病院の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施 ・一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施	歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修の実施(H23～)	新 薬剤師、社会福祉士等を対象とした研修の実施					
		介護実践研修等修了者数	H24 189 実践者研修 22 実践リーダー研修 103 管理者研修 3 開設者研修 5 計 322	H25 188 実践者研修 18 実践リーダー研修 18 管理者研修 50 小規模多機能計画作成担当者研修 9 開設者研修 12 計 277	認知症の人を支える人材の育成 介護サービス体制の整備	・認知症介護を担う介護施設等の職員の質の向上に向けた研修の実施 ・実践者研修、実践リーダー研修 ・小規模多機能計画作成担当者研修 ・開設者研修、管理者研修 ・介護サービスの充実・確保	研修内容が、各施設における実践につながる支援が必要 第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備	各施設への出前型のフォローアップ研修の実施 第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備	認知症介護実践者研修等の実施 新 フォローアップ研修の実施	施設等の整備		
			若年性認知症の人への支援	・若年性認知症に関する実態調査実施	・地域の実情に応じた支援が必要 ・若年性認知症の人とご家族の交流会を実施	実態調査の実施	新 若年性認知症の方と家族への支援					
		高齢者の権利擁護の推進	・高齢者総合相談窓口の設置、虐待防止に関する研修会の開催 ・権利擁護連携会議の開催 ・成年後見制度講演会の開催	・今後認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のさらなる活用に向けた啓発が必要	・権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催	相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発	成年後見制度講演会の開催	権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今まで上手く進まなかったこと)	これからの対策 (今まで上手く進むべきこと)	対象者 区分 年齢	日指すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
ともに支えあう地域づくり	自殺・うつ病対策の推進	県内の自殺者数は、平成10年以降200人前後で推移しており、人口10万人当たりの自殺死亡率では、全国的にも低い水準にある。	◆自殺・うつ病対策の推進 【自殺対策行動計画、自殺対策連絡協議会】 ○福祉保健モデル事業の実施(H18～20) ○自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19～) ○高知県自殺対策行動計画の策定(H21～) ○地域自殺対策緊急強化基金積立金 115,558千円(H21～23年度) ○高知県自殺予防情報センターの設置(H21.5～)	○自殺死亡率が全国的にみて高い状況が続いている。 ○改正後の自殺対策行動計画に基づく自殺対策の一層の推進	新計画に基づく自殺対策の一層の推進	精神障害者等 全年齢	・自殺対策行動計画の見直し	・自殺対策行動計画の見直し	・自殺対策行動計画の見直し	・自殺対策行動計画の見直し	・自殺対策行動計画の見直し
自殺・うつ病対策の推進	自殺者の年齢別では、50歳代、60歳代が44人で最も多く、次いで70歳代が36人、30歳代が11人で続いている。	【思春期の自殺・うつ病対策】 ・思春期精神疾患対応力向上研修(H23～) ・教育関係者心のケア対応力向上研修(H23～) 【課題】 ・若年層の自殺防止のために、人材育成とともに自殺につながる疾病を早期に発見し、医療につなげる体制づくりを進める必要がある。	○年代に応じた取組が必要 ○思春期・若年層の自殺・うつ病対策	・かかりつけ医思春期精神疾患対応力向上研修 ・教育関係者心のケア対応力向上研修	研究計画 H23～H28 50名×6年=300名						・自殺死亡率が「高知県自殺対策行動計画」(H21年4月策定)の目標である、成17年比20以上減少に近づいている。 【数値目標】 自殺死亡率(人口10万人当たり) H17 29.7 →H28 23.7以下 自殺者数 H17 236人 →H28 176人以下
自殺・うつ病対策の推進	自殺者の年齢別では、50歳代、60歳代が44人で最も多く、次いで70歳代が36人、30歳代が11人で続いている。	【多重債務の相談機関と連携した取組】 ・多重債務相談と連携した心理健康無料相談会の開催(H20～) 【うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり】 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修(H20～) ・認知行動療法研修会の実施(H23～) ・かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業、一般科医から精神科医への紹介システム(G-Pネットこうち)の構築・拡充(H22～)及び医師相互交流会(H23～) 【高齢者と在宅介護者に対する支援】 ・高齢者ごころのケアサポーターの養成(H22～) 【相談・支援体制の充実】 ・自殺予防情報センターへの専門員の配置 ■精神保健福祉センターにおける自殺に関連した相談件数は、平成19年度電話3件、面接7件 合計10件、平成20年度電話11件、面接3件の合計14件 ■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センター相談件数 平成21年度 電話484件、来所29件 合計513件 平成22年度 電話665件、来所81件 合計726件 平成23年度 電話895件、来所21件 合計718件 平成24年度 電話448件、来所76件 合計524件 平成25年度 電話460件、来所42件 合計502件 ■高知いのちの電話の相談件数 平成20年 4,911件 平成21年 6,498件 平成22年 8,203件 平成23年 10,043件 平成24年 13,087件 平成25年 12,552件 【シングポジウム、パンフレット、マスマディア活用等による普及啓発】 ・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンポジウムの開催(H19～) ■基金事業を活用し、自殺予防月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・自殺対策シンポジウム ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎) ・各種媒体を活用した啓発 ・自殺予防街頭キャンペーン 【自殺対策緊急強化基金を活用した市町村、民間団体等の取組に対する支援】 ・地域自殺対策緊急強化支援事業による支援 市町村(H21～) H21:1か所 H22:13か所 H23:17か所 H24:19か所 H25:15か所 民間団体(H22～) H22:5団体 H23:5団体 H24:8団体 H25:9団体	○自殺のハイリスク者に対する支援体制の充実 ○自殺の大きな要因となる、うつ病対応力向上研修(200名)(受講者累計631名) ・認知行動療法研修会(100名)(受講者累計200名) ・G-Pネットこうちの拡充 ・医師相互交流会 ○自殺未遂者に対する支援体制の充実 ○高齢者と在宅介護者に対する支援	・かかりつけ医うつ病対応力向上研修(200名)(受講者累計631名) ・認知行動療法研修会(100名)(受講者累計200名) ・G-Pネットこうちの拡充 ・医師相互交流会 ○身近な地域における関係機関等の連携強化や相談支援体制づくり ○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の人材養成が必要	研究計画 H20～H27 200名×8年=1600名 研究計画 H23～H27 100名×2年=200名 県全域での実施 高齢者ごろのケアサポーター養成研修の実施 研究計画 H22～H28 100名×6年=600名 自殺予防情報センター相談員による相談員の養成 ・自殺予防関係機関連絡調整会議 ・関係機関合同研修会 ・福祉保健所領域における関係機関のネットワークづくりと人材育成 ・自殺予防・アルコール関連問題研修会及び相談会(中央西WHO) ○相談支援を行える人材の養成 ○いのちの電話の24時間相談体制確立に向けた相談員の養成	・自殺予防関係機関連絡調整会議 ・自殺予防関係機関連絡調整会議 ・関係機関合同研修会 ・福祉保健所領域における関係機関のネットワークづくりと人材育成 ・課題に応じた取組 ・自殺予防・アルコール関連問題研修会及び相談会(中央西WHO) 人材の養成 ・自殺対策担当者研修 ・専門分野研修会 ・自殺対策ゲートキーパー研修 ・横断ボランティア養成研修 ・横断ボランティア養成研修 研究計画 H21～H28 100名×6年=600名 いのちの電話の24時間相談体制確立に向けた相談員の養成 いのちの電話活動強化支援事業 (支援内容) ・相談員成績度開催事業 ・相談員スキルアップ研修 ・相談員マニュアルアップ研修 ・リーフレット、相談機関カードの作成、配布等 ・相談時間の延長 いのちの電話活動強化支援事業 (支援内容) ・相談員成績度開催事業 ・相談員スキルアップ研修 ・相談員マニュアルアップ研修 ・リーフレット、相談機関カードの作成、配布等 ・相談時間の延長 相談員養成会員登録50名(2013年)(H24～26年度) 相談時間の24時間化 (月1回、1月2回) H27～ 白死遺族の分かち合いの会の開催 ・白死遺族のための講演会の開催(東部、幡多) 自殺未遂者支援事業:支援体制づくり 自殺対策緊急強化基金を活用した広報等自殺予防キャンペーン事業等 ・自殺対策緊急強化基金を活用した広報等自殺予防キャンペーン事業等 ・課題に応じた啓発 自殺対策緊急強化基金を活用した市町村が実施する自殺対策事業への支援 ・自殺対策緊急強化基金を活用した民間団体が実施する自殺対策事業への支援(公募による)	・自殺死亡率が「高知県自殺対策行動計画」(H21年4月策定)の目標である、成17年比20以上減少に近づいている。 【数値目標】 自殺死亡率(人口10万人当たり) H17 29.7 →H28 23.7以下 自殺者数 H17 236人 →H28 176人以下				
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	自殺死亡者数の年次推移	自殺者数:厚生労働省 人口動態統計	自殺死亡者数の年次推移	自殺死亡者数の年次推移						◆高齢者ごろのケアサポーター養成研修の実施により相談支援体制が充実している。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	年代別割合(H24)	90代 2.8% 80代 8.5% 70代 11.3% 60代 12.3% 50代 9.9% 40代 9.0%	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆いのちの電話の24時間相談体制での電話相談が実施できている。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の養成向上により相談支援体制が充実している。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆高齢者ごろのケアサポーター養成研修の実施により相談支援体制が充実している。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆再発防止に向けた支援体制の整備が進んでいる。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆全市町村で自殺対策事業への取組ができるようになっている。
自殺・うつ病対策の推進	自殺・うつ病対策の推進	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数	高知いのちの電話相談件数						◆各団体の特徴に応じた様々な自殺対策が実行されている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢
事業名						
2 ここでの健康対策の推進						
(1)自殺・ひきこもり対策		■若年無業者(ニート) 数:約3,400人(平成24年度就業構造基本調査) ※15歳から34歳の2.5%	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・ひきこもり地域支援センターの設置(H21.5) ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21～) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(H21～)	○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取り組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行なうことができるよう連絡会議を定期的開催し、県全体のネットワークの構築・強化を図る。	精神障害者等 全年齢
ひきこもりの相談支援体制の充実・強化		・平成24年度に病気や経済的理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数:小学生215人、中学生777人(出現率:1.73%、平成25年度学校基本調査) ・平成24年度県内公立高校の不登校生徒数:401人(出現率:1.95%、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の問題に関する調査)	■人材育成 ・ひきこもり対策担当者人材養成研修会(H21～、H21.2回のべ152人、H22.2回のべ163人、H23.4回のべ71人、H24.4回のべ75人、H25.4回のべ67人) ※H21～H24 19市町村参加 ・ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座(H22.3回のべ95人)	○専門的な支援ができる人材や、各地域で支援を行う人材が不足している。	■人材育成 ・市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、地域での人材育成を行う。	
・ひきこもり自立支援対策費		■ひきこもりの背景には、精神障害や発達障害をはじめ、様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となってしまっている。	■個別支援の充実 (ひきこもり地域支援センターによる支援) ・電話や来所面談による相談対応(H20以前も精神保健福祉センターに対応) ・ケース会議、事例検討会の開催(H22～) ・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援(H23～) ・社会技能訓練(SST:ソーシャル・スキル・トレーニング)の実施(H23.6～、第1・3金曜日)(その他の) ・多職種チームによるアウトリーチ体制の整備(H23～)	■個別支援の充実 ○家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ○社会参加や自立に向かう社会技能訓練の充実 ○データベースを活用した支援方法等の検討		
ひきこもり地域支援センターの相談件数推移		■居場所づくり ・家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM) ・青年期の集いの開催(H21.12～:毎月第1、3金曜日の午後、H22.9～:毎週金曜午後、H23.4～毎週水曜・第2・4金曜日(当事者中心で活動)に回数増加。月2回～月5回へ) ・地域毎の集いの場の開設(親の会の活動への支援)(H23～)	■居場所づくり ○本人や家族の社会参加や自立などにつながる居場所が不足している。	■居場所づくり ○各領域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。 ○本人の社会参加・自立につながる活動を行う小規模作業所を各領域ごとに設置する。		
(注)		1. H19・20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数 3. H22年度～25年度は4月1日～3月31日の件数	○ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。	■普及啓発の促進 ○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。		
		■普及啓発の促進 ・ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(H22) ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(H23～) ・カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21) ・相談機関リーフレット1,000部及び啓発ガイドブック1,500部の作成・配布(H22) ・ひきこもりミニガイドブック(改良版)4,000部の作成・配布(H23) ・ひきこもり社会資源集1,600部の作成・配布(H23) ・相談機関リーフレット「ひきこもり相談について」の作成・配布3,000部(H21～) ・啓発用チラシの作成・配布3,000枚(H25)	■普及啓発の促進 ○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。			
		■ひきこもり専門外来の確保 ・高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討	■ひきこもり地域支援センターの概要 			



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名・障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿	
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
1 障害福祉サービスの確保・充実											●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、いつでも身近な地域で必要なサービスがほぼ利用できるようになっている。また、事業所を中心とした地域の支え合いの仕組みが構築している。	
(1)中山間地域のサービス確保 ①中山間地域におけるサービス拠点の整備	●サービスが不足している地域(H26.3現在) ・障害者施設がない地域 8町村 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、萬路村)、大川村、大月町 ・障害者施設が1箇所のみの地域 8町村 芸西村、大豊町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町、三原村 ・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 都巿部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) H22.1ヶ所(大豊町) H23.1ヶ所(大豊町) H24.2ヶ所(大豊町、中芸広域連合) H25.1ヶ所(四十万市) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域にもサービス事業所が設置され、かつ事業継続ができる支援策の実施を要望 【成果】 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成立しない。 ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで違う交通手段が乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業を行う事業への助成の継続・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	区 分						◆通所系サービス定員 H23:2,709人→ H27:3,600人 ◆グループホーム定員 H23:905人→ H27:1,400人	
②中山間地域における居宅サービスの確保	◎居宅介護事業所の現状(H26.3現在) ・居宅介護事業所がない町村→5町村(安田町、北川村、萬路村、大川村、三原村) ・居宅介護事業所が1の町村→11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、横原町、黒潮町、大月町) ・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中16町村 ・全149事業所のうち72事業所が高知市に集中	◎国の取り組み H21.4の報酬改定で、振興山村、特定農山村、通疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設 ◎県の取り組み 高齢者福祉課が本山町などの町村をメンバーとして検討会を立ち上げ、対応策を検討(H22)	中山間地域における居宅サービスの確保対策事業の定着。							●児童発達支援センターを拠点として、各地域で、看護師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等の多職種の職員が連携した支援体制が整備され、専門的な療育支援が行われている。 ◆障害児通所支援事業所 H23:10か所→ H27:24か所		
(2)重度障害児への支援の充実	■6歳未満 ■6歳以上18歳未満 ■18歳以上65歳未満 ■65歳以上 300 274 200 14 100 65 0 17 16 10 1 重度障害児 うち特別な医療が必要	■6歳未満 ■18歳以上65歳未満 ■65歳以上 特需医療の生年(該当者数) ・6歳未満(31) ・6歳以上(26) ・18歳以上(24) ・レピレーター(16)など	■6歳未満 ■18歳以上65歳未満 ■65歳以上 特需医療の生年(該当者数) ・6歳未満(31) ・6歳以上(26) ・18歳以上(24) ・レピレーター(16)など	・医療的ケアが必要な重度障害児者が在宅生活を維持するために必要なサービスを提供することで、家族の介護負担を軽減するとともに、周産期医療機関などから円滑な在宅療養への移行を促進する。	障 害 者 年 齢 層					●医療的なケアを必要とする超重症児者・準超重症児者のショートステイ利用への助成 見守りが必要な重度障害児者のヘルパー利用支援事業		●医療的なケアを必要とする重度障害児者のショートステイや日中活動支援などのサービスが充実し、地域での生活を選択できるようになっている。
(3)障害児支援の充実	・児童発達支援又は放課後等デイサービス 16ヶ所 ・児童発達支援センター(医療型を含む) 4ヶ所 ・児童発達支援又は放課後等デイサービス 3ヶ所	●通所型の障害児施設は高知市やその周辺に集中している。		・各領域に少なくとも1～2箇所の児童発達支援センターを設置する。 ・特別支援学校の長期休暇中に地域において障害児の援助を行い、障害児及びその保護者の地域生活を支援する。						児童発達支援センター等による早期療育支援体制の整備 安芸圏域の障害児通所支援事業所を支援 安芸圏域、高橋圏域、幡多圏域の障害児通所支援事業所を支援		
(4)障害特性に応じたきめ細かなサービス	・医療的ケアの必要な方へのサービスがない。	・小規模作業所「オープンハート」への支援	・法定外の小規模作業所は、財政基盤が脆弱であり、看護職員の配置など重度障害者の受け入れ体制が十分に整っていない。また、利用のニーズに十分応えられないため、利用者数が少なく、法定の事業所への移行が難しくなっている。 ・自傷や他害といった不適行動の見られる準強度行動障害者も助成の対象にする。	・看護職員を確保して重度障害者に対する一定の助成を行い、医療的なケアが必要な重度障害者の支援体制を充実するとともに、法定のサービスへの移行を支援する。 ・強度行動障害者に短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成する。 ・身体障害者手帳の対象となる軽度・中等度難聴児の健聴と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。						新体系導入 医療的ケアの必要な障害者への支援 小規模作業所「オープンハート」への支援 強度行動障害者のショートステイ利用への助成 軽度・中等度難聴児の補聴器助成		

(高次脳機能障害者支援) ・県内の新規高次脳機能障害者発生件数 158人(推計)	(高次脳機能障害者支援) ・平成19年3月 第1回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施	(高次脳機能障害者支援) ・平成20年11月 支援拠点「高次脳機能障害相談支援センター」を高知ハビリテーリングセンターに設置	(高次脳機能障害者支援) ①障害についての理解が不十分(医療機関、福祉サービス提供機関、県・市町村職員) ②支援のための社会資源の不足 ③支援センターと行政機関を中心とする各種関係機関との支援ネットワークが不十分	(高次脳機能障害者支援) ・支援センター(支援拠点)の機能充実、強化を図る。 ・各種支援機関の人材養成のための研修の実施。 ・地域ごとの支援ネットワークの充実・強化を図る取組の検討・実施。	(人材育成) 支援機関への指導ができる専門家の養成(高次脳機能障害相談支援センター職員) 市町村・福祉保健所職員を対象とした研修の実施 病院・福祉サービス提供機関の専門職員を対象とした研修実施 地域ごとの支援体制の構築に向けた検討	●高次脳機能障害相談支援センター職員の専門性の向上による相談支援の充実が図られている。 ●支援ネットワークの充実・強化により、身近な地域で支援・サービスの利用が可能となっている。
---	---	---	---	---	---	--

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	対象者 区分	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																							
										短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)																						
③ 障害者の就労促進と工賃アップ (1) 障害者の就労支援 ① 障害者就労支援対策事業費 ② 障害者職業訓練費	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の就労の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 就職者数(年度集計) <table border="1"> <tr><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr> <tr><td>高知県: 464</td><td>→ 467(+1%)</td><td>509社</td><td></td></tr> <tr><td>全 国: 68,321→77,883(+14%)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 人口10万人当たり就職者数 <table border="1"> <tr><td>H22: 54.7人/10万人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H23: 53.0人/10万人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H24: 61.6人/10万人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H25: 62.5人/10万人</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ② 就用率(H25.6.1時点) <民間企業: 法定2.0%> ・高知県: 1.94%(全国12位) 全 国: 1.76% <公的機関> 知事部局: 法定2.3% ・高知県: 2.43%(全国18位) 全 国: 2.54% 教育委員会: 法定2.2% 高知県: 2.43%(全国1位) 全 国: 2.02% 警察本部: 法定2.3% 高知県: 2.98% 市町村等: 法定2.3% 高知県: 2.21%(全国35位) 全 国: 2.34% ③ 福祉施設から一般就労 H24: 80人 ② 市町村等への雇用の要請 <ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率未達成団体 2団体(H24)⇒H25.3.31までに解消 * H25.4.1法定雇用率引き上げにより9団体(H25.6.1)が未達成 ※不足数: 2人(H24)→8.5人(H25) 市町村等の実雇用率 H24: 2.09%→H25: 2.21% ③ 職域の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野への就労促進 介護職員初任者資格取得者: 22人 (うち、特別支援学校生10人) ・介護分野への就職者数 一般求職者: 1人 在職者: 3人(雇用の継続) 特別支援学校生(H23からの累計) : 7人／卒業生33人 ○農業分野への就労促進 農産物の食品表示、鳥獣害対策に関する基礎知識を学ぶ研修会開催 (参加事業所: 6事業所) ○発達障害者の就労促進 高知大学附属特別支援学校のキャリア教育(菓子製造)における作業環境の整備とA型事業所との連携 テスト販売 12月(高知空港、高知はちきん家、高知大学附属特別支援学校、Mirais) 	H22	H23	H24	H25	高知県: 464	→ 467(+1%)	509社		全 国: 68,321→77,883(+14%)				H22: 54.7人/10万人				H23: 53.0人/10万人				H24: 61.6人/10万人				H25: 62.5人/10万人				<ul style="list-style-type: none"> ① 働く場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○企業等への普及啓発、就職先とのマッチング、定着支援 企業訪問:H25 509社 *新たに雇用義務の対象となる82社に対する早期個別訪問 ○職場実習型職業訓練 12人／11社 ○知識習得訓練 ・座学コース 17人／3コース ・日本版デュアルシステムコース 5人／1コース ○在職者の知識習得訓練 3人／2コース <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用された障害者数 H24: 464人(過去最高) ・雇用されている障害者数 H25: 1,455人(過去最高) ・人口10万人当たりの障害者就職者数 H24: 61.6人 ・民間企業における障害者の雇用率 H25.6.1時点: 1.94% (全国12位) ・職場実習型訓練受講者就職者数: 5人、就職率55.5% ・新規開拓企業: 9社／11社 ② 公的機関の雇用 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減により、特に規模の小さい市町村では、職員定数の中での障害者に求められる能力レベルを一定、高めざるを得ない傾向がある。 ・都道府県では、特別支援学校卒業後、高知市内等を生活拠点にして働く障害者が多く、市町村が募集しても雇用につながり辛い。 ●法定雇用率引き上げ 2.1%→2.3% (H25.4~) ・法定雇用率引き上げにより不足が見込まれる団体(6市町3一部事務組合) ③ 職域の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野 ・特別支援学校生では、志望動機の弱さから、資格を取得しても必ずしも介護分野への就職に至らないケースがある。 ○農業分野 ・農業の受託や農業分野への就労に必要な利用者の訓練レベルの確保が不十分である事業所が少なくない。 農地等の環境、指導員の技術 ○発達障害者の就労促進 ・特別支援学校、就労支援事業所、民間企業との連携による相互販売、教員・指導員の実習の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 働く場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○企業訪問による雇用率引き上げの周知徹底(継続)及び障害者雇用モデル啓発冊子による多様な働き方提案 年間 約500社 ○職業訓練機関(中小企業)の開拓強化と中小企業に対する雇用促進 職場実習型訓練コーディネーターの体制強化 ○障害者の職場定着の支援体制充実 働く障害者の交流拠点を整備し、相談支援体制の充実を図る。 ○企業側に立った障害者の職場定着支援体制の仕組み構築 企業をサポートする「障害者雇用継続支援センター」の運営を支援 ② 公的機関に対する雇用要請 <ul style="list-style-type: none"> ・未達成市町村等への働きかけ ・雇用促進セミナーによる啓発 障害者雇用優良事業所、優良勤労障害者知事表彰による普及啓発 障害者就業・生活支援センターを中心とした障害者の就業生活の定着支援 職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 【一般】・知識・技能習得(座学)、・実践能力(職場実習型)等 【在職者】・知識・技能習得(座学) 【特別支援学校生】・実践能力(職場実習型) 職業訓練(知識・技能習得訓練)のコース強化 <ul style="list-style-type: none"> 【一般】・日本版デュアルシステムによる職場実習訓練併用型コースの設定 職業訓練実施機関の開拓 職業訓練実施機関(中小企業)の開拓強化 職業訓練コーディネイト体制強化 障害者の雇用継続を企業側から支援 働く障害者の交流拠点整備による職場定着の支援強化 介護分野、農業分野への就労促進 <ul style="list-style-type: none"> 農福連携支援員による農家、産地とのマッチングによる農業分野への就労機会の促進 農業分野の専門家派遣による就労継続支援事業所の農業生産の高度化を支援 介護職員初任者研修の実施 介護職場実習訓練併用コース実施により介護分野への就労促進を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な分野で障害者がそれぞれの能力を活かして働いている ◆ 障害者就職件数 : 500件／年 * 人口10万人当たり: 65.4人 ◆ 公的機関(市町村等)の法定雇用率達成(2.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の程度や態様に応じた働く場が確保され、経済的な自立ができる ◆ 障害者就職件数 : 700件 * 人口10万人当たり: 91.6人 ◆ 公的機関(市町村等)の法定雇用率 : 2.5%
H22	H23	H24	H25																														
高知県: 464	→ 467(+1%)	509社																															
全 国: 68,321→77,883(+14%)																																	
H22: 54.7人/10万人																																	
H23: 53.0人/10万人																																	
H24: 61.6人/10万人																																	
H25: 62.5人/10万人																																	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかったのか)	これからの対策 対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿	
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
③ 障害者の就労促進と工賃アップ (2)障害者の工賃アップ ②障害者生産活動支援事業費		<p>●障害者の工賃の状況(B型事業所) ・H25年度: 18,738円／82事業所 　　対前年 +1,008円(5.7%)</p> <p><H25工賃:B型> 10,000円未満 : 10事業所 10,000円台 : 40事業所 20,000円台 : 26事業所 30,000円台 : 2事業所 40,000円台 : 4事業所 ・全国5位の工賃(H24)であるが、障害基礎年金と合わせての経済的自立を目指した目標額57,000円(「高知県工賃向上計画」H24～26)を達成した事業所は、82事業所中5事業所</p> <p>・県平均工賃を下回った事業所は、全体の56.1%(46事業所)</p> <p>最低賃金を保障するA型事業所でも十分な仕事の確保ができるない事業所もある(A型事業所) ・H25年度: 71,483円／21事業所 　　対前年 903円(1.3%)</p> <p><H25工賃:A型> 30,000円台 : 1事業所 40,000円台 : 1事業所 50,000円台 : 5事業所 70,000円台 : 5事業所 80,000円台 : 4事業所 90,000円台 : 3事業所 100,000円超 : 2事業所</p> <p>【成果】 ・地元の農業生産者、JAと連携した加工品の製造・販売</p> <p>【農福連携】 ・地域の農業生産者、JAと連携した加工品の製造・販売</p> <p>【成果】 ・土佐市の中高生、JAやっこネギ部会との連携による「ねぎドレッシング」シリーズの商品化、販売を就労継続支援B型事業所が行い、工賃向上に成果を上げた 　　H25平均工賃 : 24,334円／月・人 　　対前年: +20%</p> <p>【官公庁からの発注促進】 ・平成25年度障害者施設等からの物品等の調達方針策定、実行 ・福祉版アウトソーシングの推進(県) ・市町村、府内に対し施設への発注増の要請</p> <p>【成果】 ・県内官公庁からの受注実績の増加 　　H24 : 110,492千円 　　対前年: 1,729千円増加 ・県から施設等への発注増 　　H24 : 26,882千円 　　H25(H26.1.31) : 29,941千円 　　対前年: 3,059千円増</p>	<p>●障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援 【自主製品の商品力の向上】 ・工賃向上アドバイザーの施設への派遣 　　商品改良 　　商品開発 　　衛生管理の高度化 　　販路開拓 等</p> <p>【成果】 ・工賃向上アドバイザーの派遣を受け、集中的に取組む事業所が増加 　　H24 : 11事業所 　　H25 : 14事業所 【施設の製品、受注可能な作業のPR】 ・ホームページの充実 ・企業、市町村等への訪問(営業) ・下請け作業の高品質化支援</p> <p>【成果】 ・障害者施設の製品カタログ作成 ・同カタログの情報に各施設のPRチラシを加えて該HPに掲載 ・下請け作業の高品質化に取り組むことにより、共同受注窓口の斡旋から、企業との直接取引へと進んだ施設: 1か所</p> <p>【農福連携】 ・地域の農業生産者、JAと連携した加工品の製造・販売</p> <p>【成果】 ・土佐市の中高生、JAやっこネギ部会との連携による「ねぎドレッシング」シリーズの商品化、販売を就労継続支援B型事業所が行い、工賃向上に成果を上げた 　　H25平均工賃 : 24,334円／月・人 　　対前年: +20%</p> <p>【官公庁からの発注促進】 ・平成25年度障害者施設等からの物品等の調達方針策定、実行 ・福祉版アウトソーシングの推進(県) ・市町村、府内に対し施設への発注増の要請</p> <p>【成果】 ・県内官公庁からの受注実績の増加 　　H24 : 110,492千円 　　対前年: 1,729千円増加 ・県から施設等への発注増 　　H24 : 26,882千円 　　H25(H26.1.31) : 29,941千円 　　対前年: 3,059千円増</p>	<p>●価格に見合った商品づくり(企画、製造、情報伝達)の体制と技術力が大幅に不足</p> <p>●多くの事業所にビジネスの経験がない(社会貢献に熱心な企業とのパートナーシップを築ける土台がない)</p> <p>●営業担当者がおらず、新たな販売先(製造能力に見合った販売先)が確保できない</p> <p>●戦略的に販路を開拓していくノウハウがなく、それを担う人材も不足している</p> <p>●施設を利用する障害者の障害特性に応じた生産活動の割り振り、職業能力開発(支援)が十分ではない(職業指導員等を教育するノウハウ、ツールが不足)</p> <p>●下請け作業の高品質化支援 　　・下請け作業が主な生産活動である施設の多くは、依然として受身であることが多く、自らが受注活動に積極的に動くことへの意識が希薄</p> <p>●基礎的な農業生産等に関する知識の習得 　　・基礎研修(集合)の実施 　　・農業分野の専門家派遣(工賃向上アドバイザー)</p> <p>●地域の農業と施設製品のコラボレーション(6次産業化) 　　・地域人づくり事業を活用した「ねぎドレッシング製造」の食品安全システム導入を支援(人材育成)</p> <p>●障害者施設等に発注した経験がなく、障害者施設等がどういった業務を行えるのかが分からぬために、発注業務の洗い出しが進まない所属が多い</p>	<p>●工賃向上計画(H24～26)の計画達成のための事業所の取組みを支援 ●工賃向上アドバイザーの派遣 ●障害者施設の製品、受託業のPR強化 　　・年間約500社の企業訪問時に、啓発冊子を手渡し、直接PR</p> <p>●起業支援型地域雇用創造事業を活用した取組み 　　・障害者施設製品の販路開拓を委託 　　・高知市内のアンテナショップ運営 　　・県内外への販路開拓と施設側の営業担当者の実践的な販売支援 　　・障害者施設(生産部門)の収益性向上の仕組み構築を委託 　　・指導員教育プログラムの構築と実践・検証</p> <p>●下請け作業の高品質化支援 　　・下請け作業が主な生産活動である施設の多くは、依然として受身であることが多く、自らが受注活動に積極的に動くことへの意識が希薄</p> <p>●基礎的な農業生産等に関する知識の習得 　　・基礎研修(集合)の実施 　　・農業分野の専門家派遣(工賃向上アドバイザー)</p> <p>●地域の農業と施設製品のコラボレーション(6次産業化) 　　・地域人づくり事業を活用した「ねぎドレッシング製造」の食品安全システム導入を支援(人材育成)</p> <p>●障害者施設等から物品等の調達目標の策定と実行 ●福祉版アウトソーシングの対象業務拡大(地域福祉部、健康政策部) ・印刷、封入業務等から障害者就労継続支援事業所が提供できる全ての業務(委託料)へと範囲を拡大</p>	<p>就労支援継続事業所の利用者 18歳以上</p>	<p>●就労継続支援事業所では、施設を利用されている障害のある人が、障害基礎年金と合わせて経済的自立ができる工賃を目標に持ち、達成に向けて着実に取組んでいる。</p> <p>◆就労継続支援B型事業所の目標工賃達成事業所の割合 H27: 30% → H33: 80%</p> <p>◆就労継続支援B型事業所の目標工賃 37,000円</p> <p>◆目標工賃達成事業所(B型)の割合 H22: 6% → H27: 30%</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

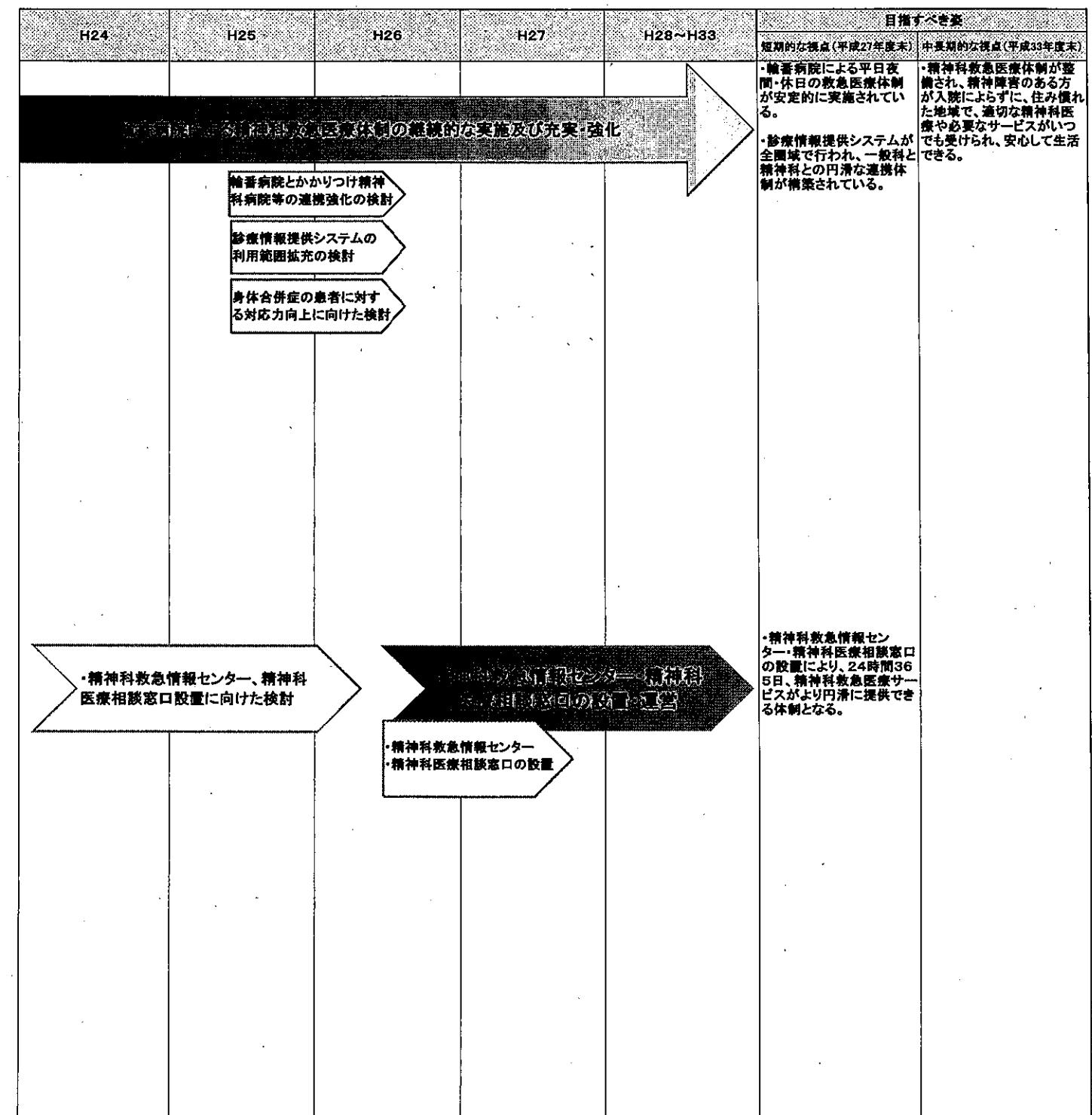
【課名：障害保健福祉課】

子具体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿 短期的な視点(平成27 年度末)	中長期的な視点(平成 33年度末)	
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり		●発達障害者支援センターの実績(H25) 【診断名別の対象者(実人数)】 ※高知・小学校・中学校・高等 由来別 性別別 AD/HD LD その他 不明 合計	●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①発達障害を診断できる専門医師が少ない。(初診の予約が6ヶ月先になる。) ヨーテボリ大学との共同研究や留学といった取り組みを通じて、児童精神医学を志す全国の若手医師を受け入れ、発達障害や児童虐待などの児童問題に対応する専門医師を養成し、早期の診断や心理的なケアを行うことができる体制を構築する。 平成25年度からは疫学的研究を実施し、高知県における発達障害のある子どもの割合を明確にし、サービス確保など高知県の今後の施策へ反映させる。	発達障害児者	高知ギルバーグ発達神経精神医学センターの設置・運営 高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センター等との連携 『KOCHI ESSENCE STUDY』(センターにおけるプロジェクトの概要) プロジェクト1【研究活動】疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施 【疫学的調査】発達障害のある児童の実態を明らかにする プロジェクト2【教育活動】セミナーの開催等を通じて専門的な人材を育成 【セミナー】地域の資源を活用して専門的な人材を育成 プロジェクト3【政策企画】臨床研究の成果を高知県の障害者施策に活かす 【政策企画】障害研究の結果を今後の施策へ反映						①発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師 H23:4人 → H27:20人	○発達障害の可能性があるすべての児童生徒をフォローできる専門医が確保されている。 ◆専門医 H27:20人 → H33:40人
(1)発達障害者支援の推進 ・発達障害者支援事業費	●発達障害センターの外来件数(H25) 【高知県スパクラン AD/HD その他】 高知県 小学校 合計 性別別 AD/HD LD その他 不明 合計	●乳幼児健診による早期発見 ⇒二次問診票を使用したスクリーニング ②早期発見後の 親カウンセリング ⇒保護者からの相談 ③早期療育親子教室 ⇒受診までの療育の場 ・実施主体 ①②H19～:香美市 H22～:高知市、土佐市、いの町 ③中央東・中央西福祉保健所	②最近の地域において専門的な療育支援を行う事業所・短期入所や児童発達支援事業所などが多い。 ②児童発達支援事業所への支援 現在、診断後に、専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所が、高知市やその周辺に集中していることから、利用者の少ない地域でも児童発達支援事業所が整備されるよう、新たに開設する事業所の運営費の助成を行う。 障害児支援に関する専門性の高い人材を育成するため、児童発達支援事業所や保育所などの職員に対する専門的な研修を実施する。	発達障害児者	児童発達支援事業所等への支援 児童発達支援事業所運営費の助成 利用者の少ない地域等で新たに開設する事業者→3年間助成 児童発達支援事業所等の職員に対する専門研修						②診断後の療育支援を行う場(児童発達支援事業所等)が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援事業所等 H23:11か所 → H27:24か所	○高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと、スウェーデンのヨーテボリ大学との共同研究を通じて、本県の実情に合ったより効果的で効率的な支援方法が開発されている。新たな支援方法を通じて、支援機関が整備され、医師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等のチームアプローチの体制が各地域に整備されている。 ◆児童発達支援事業所等 H27:24か所 → H33:33か所	
・国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正 「発達障害者が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正 「発達障害が児童福祉法における障害児の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～)	●精神科医師 1名 △ソーシャルワーカー 2名 △心理判定員 5名 △教員 1名 △保育士 7名	●発達障害者支援センターの設置(H18～) ●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県療育福祉センター等との連携	③ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 (A)発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。 (イ)早期療育の内容を保育所から、小中学校・高等学校へ適切につなぐシステムが必要。 (ウ)障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。 特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積がない。	就労支援	ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 【取組1】早期発見・早期療育の支援体制づくりを行う市町村を拡大 【取組2】つながるノートにより支援内容を引き継ぐ仕組みづくり 【取組3】障害特性に応じた働く場の確保と定着支援 ・職業訓練校での就労実習等による就労実験 ・就労移行支援事業所による就労支援 ・就労移行支援事業所による就労支援 ・就労移行支援事業所による就労支援						③つながるノートを使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。 ④発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害に特化した就労支援事業所 ・発達障害者を雇用するモデル事業所	○発達障害者の特性に応じた就労が多様な分野でできるようになっていく。	
知的障害を伴わない発達障害児も、児童福祉法のサービスの対象となる。													

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何でなく進まなかった、何がなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢																			
事業名																									
5 保健・医療の充実 精神保健医療福祉の充実	精神科救急医療体制の確保 ・中央圏域の輪番制による365日、24時間体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科救急医療事業による24時間365日の診療体制 ・平日夜間1病院十土日休日輪番6病院 <table border="1"> <tr><td>診察依頼</td><td>診察</td><td>入院</td><td>(件数)</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,316</td><td>417</td><td>148(6)</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,108</td><td>368</td><td>115(2)</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,307</td><td>457</td><td>149(1)</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,255</td><td>442</td><td>176(3)</td></tr> </table> <p>* 入院の()は緊急措置入院の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神科救急医療システム連絡調整委員会による調整 [委員の構成] 精神科救急医療事業実施医療機関、高知大学医学部、高知市消防局、県警察、救急医療情報センター ●診療情報提供システムの試行的実施(H24.5～) 平日夜間及び休日に、通院中の医療機関を受診できない患者の外来、入院(救急)対応を行う場合に必要な診療情報の交換、提供を円滑に行うもの 	診察依頼	診察	入院	(件数)	H21	1,316	417	148(6)	H22	1,108	368	115(2)	H23	1,307	457	149(1)	H24	1,255	442	176(3)	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科救急医療体制の充実 ・精神科救急医療体制の充実・強化(輪番病院とかかりつけ病院等との連携強化)が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院間の連携、身体合併症のある患者さんへの対応など一般科と精神科間での連携体制の拡充が必要。 ・診療情報提供システムの利用範囲拡充の検討 <ul style="list-style-type: none"> ●精神科救急対応時の重症度に応じた振り分けを行う精神科救急情報センターが未設置 ・本県の現状にあった受け入れ先の検討 ・精神科救急マニュアルの作成 		
診察依頼	診察	入院	(件数)																						
H21	1,316	417	148(6)																						
H22	1,108	368	115(2)																						
H23	1,307	457	149(1)																						
H24	1,255	442	176(3)																						



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

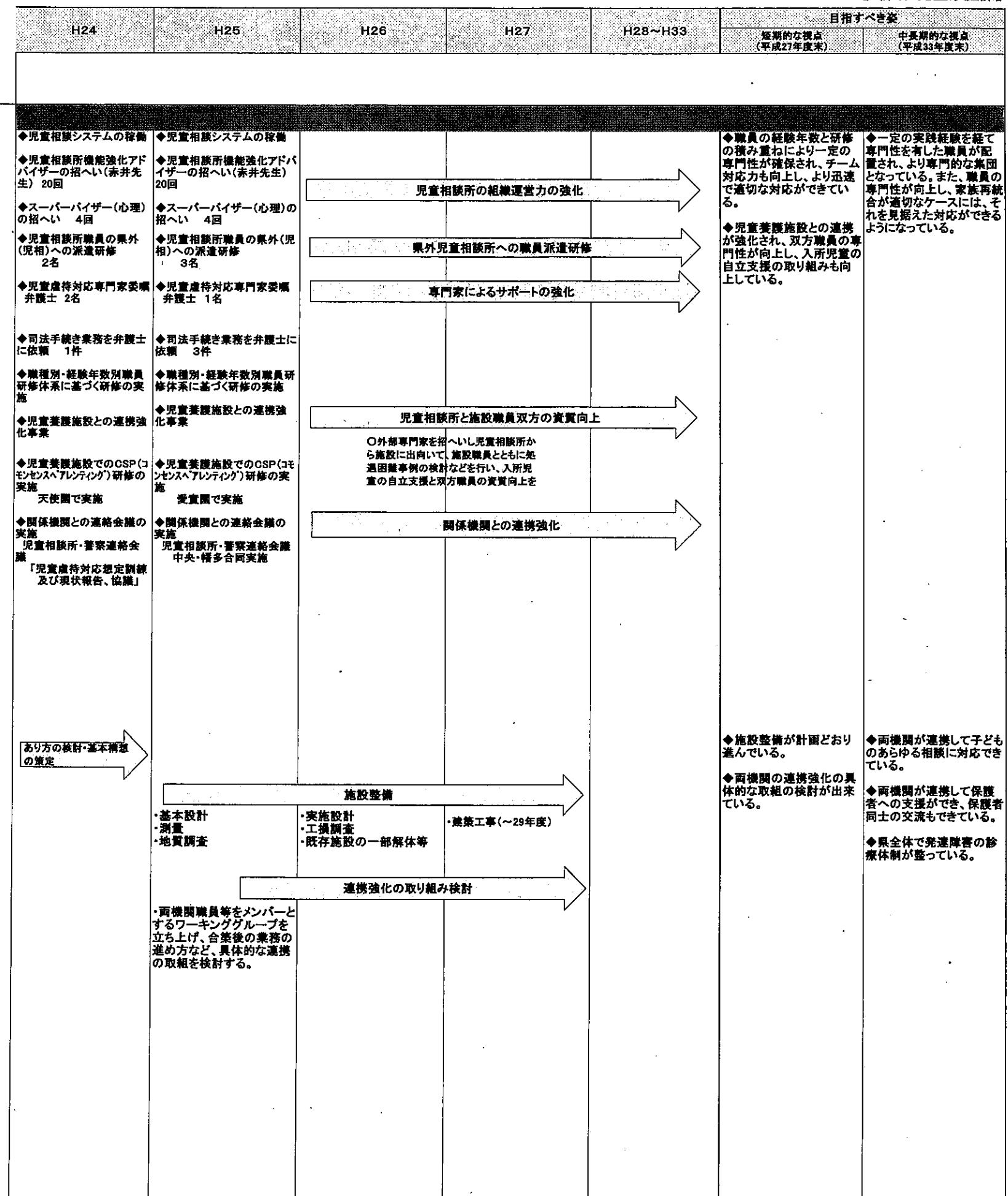
【課名:児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策 区分	対象者 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33

IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

（1）保護を要するこどもを守る環境づくり	児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応					
	◎児童福祉詰責	◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。	◆中央児童相談所の職員の増員 42人→43人 H20, H21, H22 ・児童虐待対応チームの設置(H21)拡充(H22:7人→11人) ・警察OBの配置	◆職員の専門性の確保と向上 ◆スーパーバイズ機能の強化や進行管理等のマネージメント力の向上	児童 18歳未満	
	◎中央児童相談所費	◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。	◆児童養護施設等との連携の強化	◆福祉専門職のキャリア形成プランの検討 ◆援助方針決定後の児童・保護者への支援の強化等		
	◎幡多児童相談所費	◆児童虐待相談所の職員の増員 6人→7人→8人 H19, H20, H22 ・管轄区域の変更(H22:四十町) ・庁舎の改築	◆個々の職員の専門性とチーム対応力の向上 ◆関係機関との更なる連携強化	◆個々の職員の専門性とチーム対応力の向上 ◆常勤又は非常勤の医師の確保		
	◎家庭支援相談等事業	◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂 ◆アセスメントシート改訂 ◆計画的な人材確保 ◆外部専門家の招へい(機能強化アドバイザー・心理職員に対するスーパーバイザー)	◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施	◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施		
	◎中央一時保護所費	◆法的対応力の強化 ◆弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討	◆法的対応力の強化 ◆弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討	◆法的対応力の強化 ◆弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討		
	児童虐待相談件数		※24年度は速報値			
	受付件数	H20	H21	H22	H23	H24
	対応件数	302	270	312	282	299
	全国の対応件数	184	155	142	116	153
※平成22年度の全国の対応件数は、東日本大震災の影響により、基準統一が難しくなったため						-
一時保護の状況					※24年度は速報値	
受付件数	H20	H21	H22	H23	H24	
うち虐待	260	229	262	205	193	
うち虐待	103	77	102	69	69	
◎療育福祉センター・中央児童相談所施設整備事業						
◆中央児相・療育児童相談件数(24年度・速報値)	・養護 505件 ・非行 188件 ・育成 230件 ・障害 1,179件 ・保健その他 5件	◆障害の種別を問わず総合的に相談に応じ、早期療育の支援を行うことなどを目的に、障害のある子どもの相談・医療・施設等の機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置(平成11年)以後、障害相談は療育福祉センターで、養護、児童虐待、非行相談などは中央児童相談所で対応	◆児童虐待や非行などの相談に発達障害などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑多様化	◆基本構想に基づいた取組 ・施設整備 ・両機関の連携強化の具体的な取組の検討	◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組の継続	
◆一時保護(24年度・速報値)	・延2,399日(延106回)	◆右記のような課題に対応するため、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良い方を検討する「今後のあり方を考える会」(保護者、有識者(計15名)を設置し、両機関の『ありたい姿』を検討(H22.3～H24.12)(検討経過)	◆両機関が直接に連携し、それぞれの専門性をさらに発揮できるような体制とする必要	◆発達障害の専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中(受診者は12年で4倍に増加)	◆子どもが発達障害の診断を受けた際などに保護者への支援が求められている	
◆一時保護委託(24年度・速報値)	・延2,007日(延87回)	・あり方を考える会 H22.3.28(第1回)～H24.12.5(第21回)	◆発達障害の専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中(受診者は12年で4倍に増加)	・医療部門(小児科・整形外科)専門委員会 H23.6.7(第1回)～H23.7.28(第4回)	◆子どもが発達障害の診断を受けた際などに保護者への支援が求められている	
◆療育福祉センター外来患者数(24年度)	・整形外科 6,152件 (JIA再診含む)	・分科会 H24.7.4(第1回)～H24.8.8(第3回)	◆夜間緊急保護スペースが確保できない問題	・既存施設の一部解体等	◆両機関の建物は老朽化が著しく、南海地震に備え、安全確保の対策が必要	
◆発達障害の外来患者数(小児科・精神科)	8,616件	◆両機関の建物は老朽化が著しく、南海地震に備え、安全確保の対策が必要	◆既存施設の一部解体等	※ 療育福祉センター本館(昭和49年度建築)、中央児童相談所本館等(昭和55年度建築)	◆両機関が連携して保護者への支援ができ、保護者同士の交流もできている。	
◆児童発達支援センター契約児童数(24年度)	・難聴児 13人 ・肢体不自由児 12人 ・自閉症児 80人	◆「考える会」の報告書(H24.12)を受け、更に検討を重ね、「(仮称)高知県子ども総合センター整備基本構想」を策定(H25.3)	◆夜間緊急保護スペースが確保できない問題	◆既存施設の一部解体等	◆県全体で発達障害の診療体制が整っている。	
◆短期入所等利用者数(24年度)	延利用日数 4,425日					



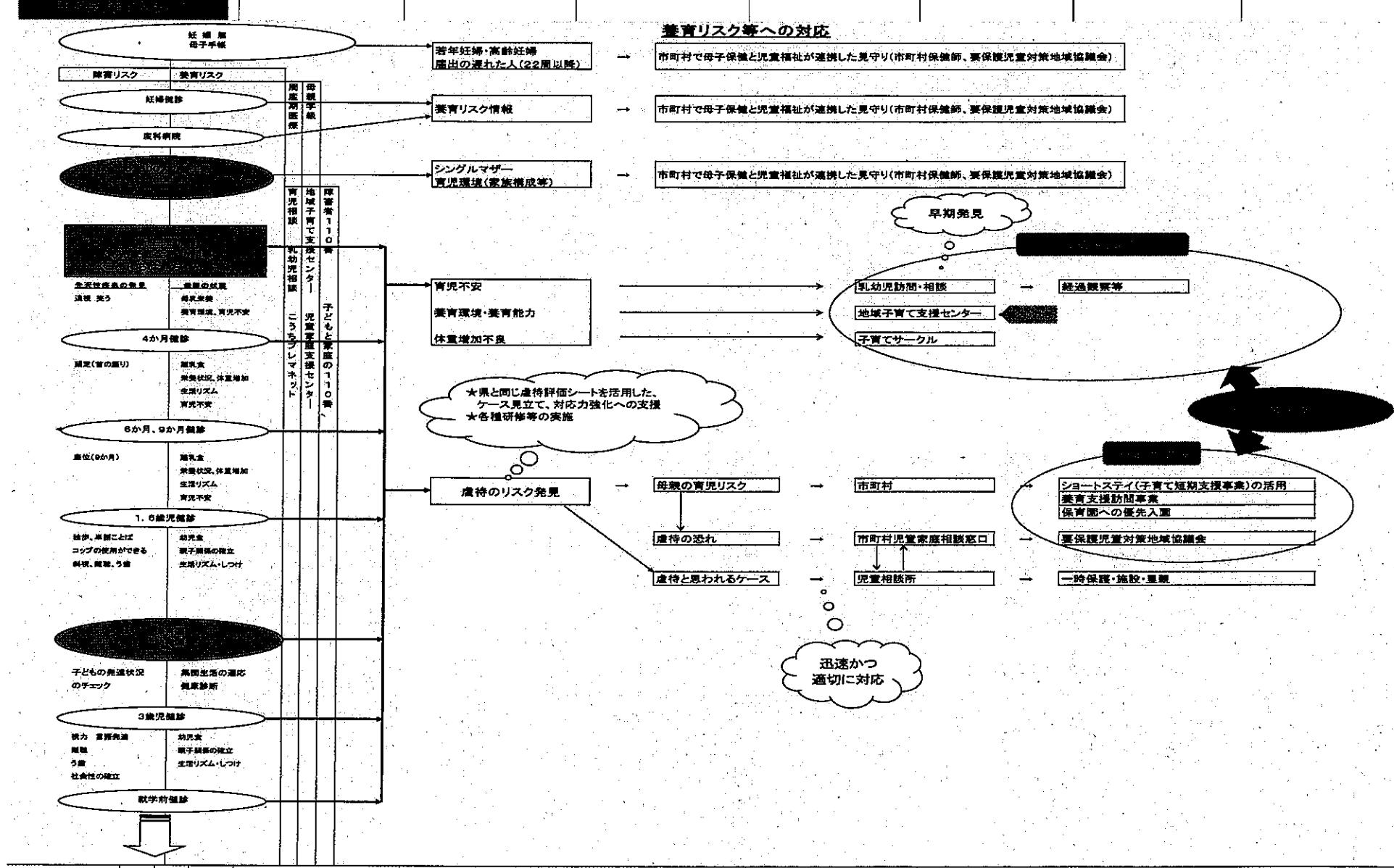
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	対象者 区分 年齢						目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
①保護を要することも守る環境づくり	◎中央児童相談所費 ◎幅多児童相談所費 ◎家庭支援相談等事業	■市町村の児童家庭相談体制の強化	◆人事異動や専門性不足のため児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい・相談窓口職員の約3割が異動(H23:46名中14名) ◆保健と福祉の連携が不十分 要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在)1,357名のうち、乳児 22名(1.6%)特定妊婦 4名(0.3%) ◆施設入所児童への関わりが少ない	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂、 ◆児童相談所と共通の虐待評価シート活用の働きかけ ◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修(初任者で前期・後期、中堅者)の実施 ◆施設に入所している児童の権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行要請して実施 ◆高知市との人材交流の実施 ◆高知市職員の短期研修の受け入れ	◆市町村職員等の主体性と専門性の向上 ◆ケースの見立てや個別対応力の強化 ◆サポートケアへの同行を継続要請	児童 18歳未満	◆相談体制の整備への支援 ・安心こども基金の活用 ◆市町村の児童家庭相談体制の強化 ・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・専門職員の配置への働きかけ ・児童相談所と共通の虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問 ・先進的な取組を行っている市町村をモデル市町村と位置付け、外部専門家による助言・指導を受けることによりその取組をより充実したものとする モデル市:香南市	◆市町村の児童家庭相談体制の強化 ・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施により市町村が、より適切に相談対応ができるようになっている。 ◆保健・福祉の連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援できている。	◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施により市町村が、より適切に相談対応ができるようになっている。 ◆保健・福祉の連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援できている。	◆児童相談所と共通の虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問	◆市町村の相談窓口強化への支援 ・課題を抱える市町村への重点的な支援 ・他の市町村にそのノウハウを拡充	◆市町村が対応すべきケースに、主体的な対応をしている市町村が増えることで、地域の要保護児童等への対応が迅速に行われている。	
	◎家庭支援相談等事業	■要保護児童対策地域協議会の活動強化	◆要保護児童対策地域協議会の運営などは一定程度できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある ◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆要保護児童対策地域協議会運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆地域支援者会議の拡充への支援 ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議立上げへの支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・コーディネーターの育成・「実務者会議」の機能強化 ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見回り活動を行う地域支援者会議への支援	児童 18歳未満	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 香南市 8/7・10/10実施 ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 連絡会 6/18実施 研修会 9/2実施 研修会 11/27実施 研修会 2/18実施 情報交換会 3/4実施	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 香南市 8/7・10/10実施 ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 連絡会 6/18実施 研修会 9/2実施 研修会 11/27実施 研修会 2/18実施 情報交換会 3/4実施	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向かって取り組みができるつつある。	◆要保護児童対策地域協議会の活動が強化され、よりきめ細かな対応ができる。また、「地域の支え合い」の仕組みが確立され、高齢者が子育て家庭などを支援するなど、地域の中で、要保護児童等の早期発見・支援ができる。				

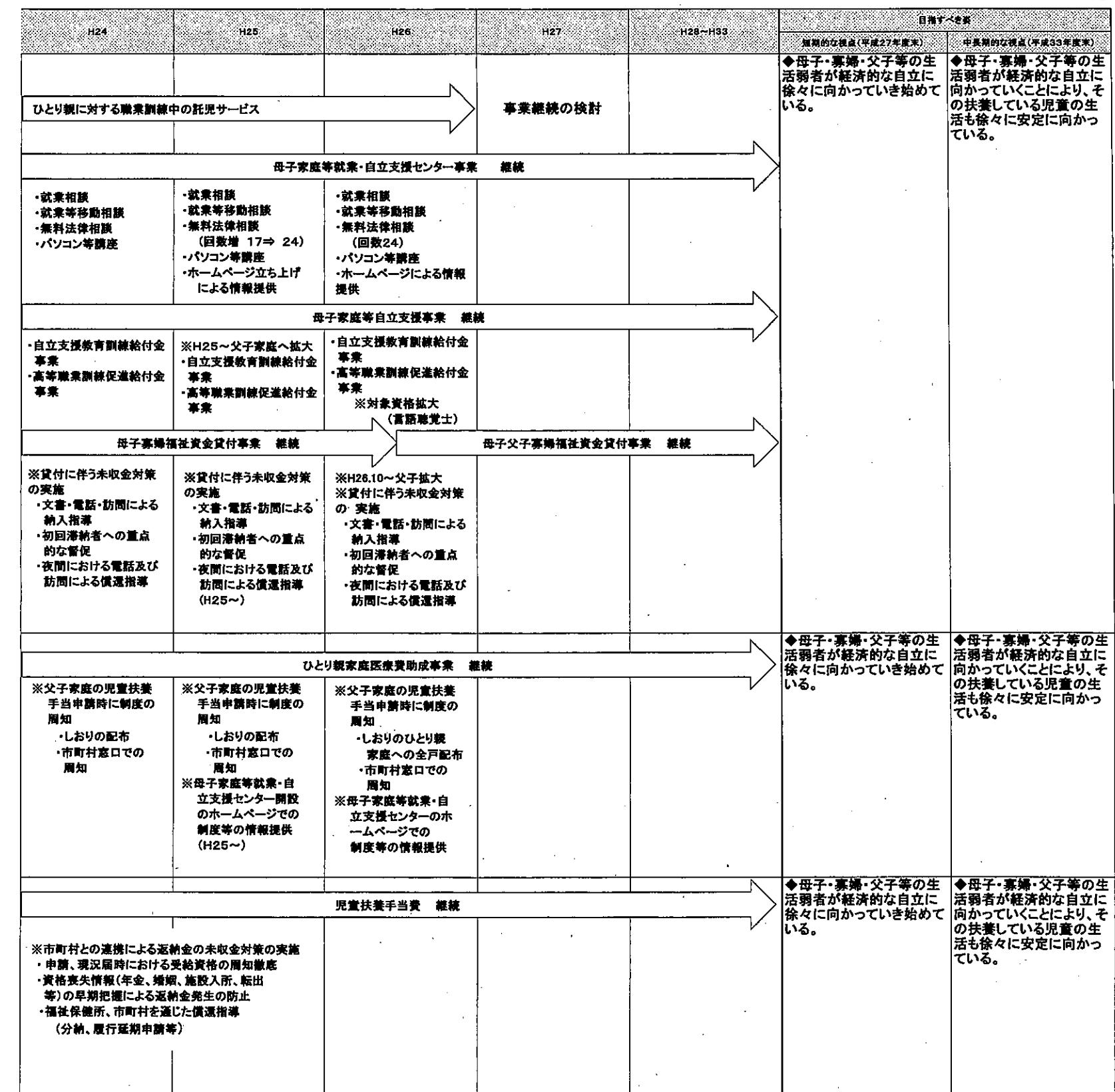
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今まで何が上手く進mなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
①保護を要するこどもを守る環境づくり	◎児童虐待防止対策事業 ◎家庭支援相談等事業	【児童虐待防止の取り組み】 ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。 ◆官民協働による高知オレンジボンキャンペーンの実施(H21～) ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 ・啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・オレンジボン等の配布 ・啓発用オレンジボンのマグネットを配布し、虐待防止の意識啓発のために、県や市町村等の公用車等に貼付 ・講演会の実施 ・トーク＆コンサートの実施 ・スタッフシャンパンの作成 ・高知城のライトアップ ・県庁に横断幕を掲示 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報 ◆カラー電車広告の実施 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:5月7日 委託先:NPO法人 カンガルーの会	【これまでの取組】 ◆事業効果が目に見えるにくい ◆保健部署との連携など児童虐待への取組が十分できていない	◆少ない費用で有効な啓発方法の検討 ◆官民協働による高知オレンジボンキャンペーンの継続と拡充	児童 18歳未満	◆高知オレンジボンキャンペーンの拡充 ・高知市内以外に県東部・西部でのキャンペーンの実施 10/27 四万十市 11/10 高知市 11/17 安芸市 ・高知城のライトアップ ・カラー電車広告の実施(11月) ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待防止推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター) 11月実施 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:5月7日 委託先:NPO法人 カンガルーの会	◆高知オレンジボンキャンペーンの実施 ・「たすきリレー」の実施 11/10 兩天により中止	◆高知オレンジボンキャンペーンの拡充 ・バードリーフィングの実施 11/10 兩天により中止	◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。 ◆妊娠健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がり、適切な支援と虐待予防につながっている。	◆県の広報媒体を活用した広報の実施	◆妊娠健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がり、適切な支援と虐待予防につながっている。 ◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機的連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠期からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 （事業名）	現状	これまでの取組 （今まで何に取り組んできたか）	課題 （今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか）	これからの対策 （今後何を実施するか）	対象者 区分・年齢
①母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費 ◎母子家庭等自立支援事業費 ◎母子寡婦福祉資金貸付事業費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態である。 22年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0~150万円 53.2%	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施。 24年度 就業相談件数 1531件 就職決定者 65人 (常用雇用 43%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、面接、パート雇用が多く、更に就職への就職が困難。	母子・父子・寡婦等
		※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (運営保証人が不要など) ※平成21年6月～ 自立支援給付金の制度拡大 103,000円(18ヶ月) →141,000円(全期間) ※平成24年4月～ 自立支援給付金の制度改正 141,000円(全期間) →100,000円(上履3年) ※平成25年4月～ 自立支援給付金の制度改正 100,000円(上履2年) →100,000円(上履2年) 父子家庭への拡大 ※平成26年4月～ 自立支援給付金の対象資格 (言語聴覚士)拡大	◆就業自立支援 雇用相談・研修によるスキルアップ ◇高等職業訓練促進給付金等を活用した資格取得による自立の促進		
		◆母子家庭の母が職業訓練を受ける際の生活費の給付等。	◆貸付金事業における未収金対策 生活が厳しい母子家庭等では、返済が滞りがち。 ・未収金が約38,500千円余。 ・債権回収が困難なケースへの対応。		
		24年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 21件 25年度3月末現在 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件 ※母子家庭の母又は寡婦等への各種資金の貸し付による、経済的自立と生活意欲の助長の促進。 S28年度～実施	◆母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 H26.10～父子拡大 (未収金) 21年度末現在 45,274,378円 22年度末現在 42,388,239円 23年度末現在 39,965,550円 24年度末現在 37,107,101円 25年度3月末現在 38,583,243円		
		22年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0~150万円 29.8% 150万円~350万円 44.6%	◆貸付金事業における未収金対策 ◇文書・電話・訪問による納入指導 ・初回滞納者への重点的な督促 ・夜間ににおける電話及び訪問による償還指導		
		※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給			
②ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。	◆母子・父子家庭への医療費を助成する市町村への補助 父子家庭の利用割合 21年度 2.5% 受給者数 17,535人 補助額 274,972,000円 22年度 3.2% 受給者数 16,817人 補助額 271,029,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 21年度 2.5% 受給者数 17,535人 補助額 274,972,000円 22年度 3.2% 受給者数 16,817人 補助額 271,029,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭への制度の周知 母子・父子・寡婦等	
③児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 ※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭等では、返済が滞りがち。 ・未収金が約1千8百万円以上。 ・債権回収が困難なケースへの対応。 (未収金) 21年度末現在 21,980,464円 22年度末現在 18,182,314円 23年度末現在 19,598,304円 24年度末現在 18,852,820円 25年度3月末 16,528,940円 (戻入未済金)	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ◇市町村との連携 ・運営委託情報(年金、婚姻、施設入所、転出等)の早期把握による返納金発生の防止 ・福祉保険料、市町村を通じた債権指導(履行延期申請等)	母子・父子等



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

子育て系項目	事業名	現状	これまでの取組 （今まで何に取り組んできたか）	課題 （今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか）	これからの対策 （今後何をやることで課題を解決していくか）	対象者 区分	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべきこと		
												短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)	
(3)健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費 少年非行の防止に向けた抜本強化策の策定と推進	◆H25刑法犯少年:518人 ◆再非行率:40.0%(207人)	◆教育委員会、警察本部、知事部局においてそれぞれが少年非行の防止対策に取り組んできたが、依然として厳しい状況が続いている。	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、更に充実した取組や県民挙げての活動が必要 ◆青少年の問題は複雑多様化しており、各種相談機関等の連携による対策が必要	◆少年非行の問題に携わる関係機関が集まる非行防止対策ネットワーク会議で情報共有しながら、しっかりと連携体制を構築し、より効果的な取組にしていく。 ◆学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となった総合的な取組として進めていく。	青少年		○少年非行の防止に向けた抜本強化策の策定と推進 非行防止対策ネットワーク会議の開催					◆非行少年を支える仕組みづくりが強化され、少年の非行率・再非行率などが減少している。	◆地域や社会全体で青少年の非行防止に取り組む環境が整っている。
	民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進	◆県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員数 約2,400人	◆高知市内の小学校11校での就学時健診時の民生・児童委員等の紹介 ◆各市町村教育長及び民児担当課長への事業説明及び取組打診 ◆各市町村民児協への事業説明及び協力依頼	◆地域で子どもを見守り、育む仕組みづくりの各市町村でのコーディネーターの育成	◆養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。 ◆H26、H27で県内に定着・普及させるため、各市町村での取組体制づくりを支援する。 ◆H25に県が実施した時のノウハウを市町村に伝え、活かしてもらう。	小学校 管理者		○民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進 各市町村の関係機関(民児協、PTA等)への説明と協力依頼 県内全域の各小学校での当事業の実施と普及・定着					◆学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができている。 ◆H26、H27で県内に定着・普及	◆県内の全学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができる。
	少年見守り・声かけ事業	◆H25深夜徘徊で捕獲された少年の人数:2,837人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の6割超	◆先進県(福井県)の視察 ◆21～23時の繁華街(高知市内)の状況把握 ◆教委・県警・当課の三者で県外の民間活動団体からの聞き取り →万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施へ			青少年		○少年見守り・声かけ事業の検討 現場での実態調査や聞き取り調査を実施 福井県の夜間巡回事業を視察調査						
	コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施と参加店舗の拡大	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱 ◆H25深夜徘徊で捕獲された少年の人数:2,837人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の6割超	◆コンビニ5社と万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動に関する協定結(2025.12.24) ◆コンビニの聞き取り ◆一聲運動の啓発テレビCMの放映(H26.3月・28本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在 ◆夜間の子どもたちの実態の把握が十分でなかった。	◆万引きに来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一聲運動対応シートの活用)を行う。 ◆参加店舗をコンビニ以外に拡大する。	青少年		○コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施と参加店舗の拡大 コンビニ5社(ローソン、スリーエフ、ファミリーマート、サークルKイー、サンクス)と協定結 テレビCM放映(H26.3月)					◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。 ◆深夜徘徊による捕導人數が前年比5%低減を達成している。 ◆一聲運動の参加店舗が大きく広がっている。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。 ◆深夜徘徊する少年が目標以上に減少している。 ◆子どもたちを地域で見守り、非行に向かわせない環境ができる。
	万引き防止リーフレット	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ◆県内全小中学生及びその保護者へのリーフレットの配布	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。 ◆学校授業計画に組み入れてもらうなどリーフレットを活用した啓発を推進する。	小保育学生		○万引き防止リーフレット(小学校低学年用・高学年用・中学生用・保護者用)を活用した啓発 三者面談時に保護者に配布(7月、県内全小中学校)					◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。
	万引き防止テレビCM	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ◆テレビCMの放映(H25.7月・88本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。	保護者 中・高生 県民		○万引き防止テレビCMを活用した啓発 テレビCM放映(H25.7月) 学校での非行防止教室等で活用 ホームページに載せて、ダウンロード可能とする					◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。
	無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり	◆高校中退者 H24:448人 中退率:2.2%(全国:1.5%) 全国ワースト1位 ◆H25 不良行為による捕導された無職少年:1,062人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の23%	◆それぞれの機関が別々に対応し、自立を支援していた	◆これまで、この課題にどの機関も積極的に取り組んでいなかったという実態があった。	◆無職の非行少年の就労に向けてのきっかけづくりとするため、見守り雇用主の事業所での就労体験を実施する。 ◆更生保護サポートセンター(保護司)と協力しながら、見守り雇用主の登録を増やす。 ◆更生保護サポートセンターや若者サポートステーション等と連携し、無職非行少年の就労支援等行うための仕組みづくりを進め ◆就労支援連絡会を開催する。	青少年		○無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり 無職非行少年の就労支援に向けた仕組みづくりの協議 見守り雇用主の拡大・登録 就労支援連絡会の開催 見守り雇用主への説明					◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習の受講実績が増加している。	◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習を通じての就職実績がある。 ◆無職少年による捕導や犯罪が減少している。
	◎希望が丘学園費 希望が丘学園での自立支援	◆入所児童(初日在籍平均) H24:13人 H25:17人 ◆暴力行為件数 H24:6件 H25:4件 ◆無断外出件数 H24:19件 H25:16件	◆様々な課題や問題を抱える児童に対して、個々の状況に応じた教育や指導を行い、児童の自立を支援	◆若い職員が多いことによる専門性の不足 ◆児童支援のノウハウの伝承できる中核職員の育成 ◆児童への心理的ケアの必要性	◆職員の児童処遇力の向上 (1)専門性の向上 (2)児童支援のノウハウの伝承できる中核職員の育成 (3)入所児童に対するカウンセリングの充実	児童	○希望が丘学園での自立支援 職員の専門性の向上 ・個々の児童の状態に応じた自立支援 ・ステージ別支援システムの導入(具体的な項目のチェック表で、日々の達成度をポイントに置き換えて積算 ・児童保護者への効果 ・学園職員の意識改革 ・個別支援(内容・自立)の全棟統一					◆安定した施設運営で子どもが安心した生活ができる。	◆個々の児童の状況に応じたきめ細かな支援が実践されている。	

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

子育て家庭への支援 へ 4 こ	事業名 ◎児童手当・子ども手当費	現状 （今まで何に取り組んできましたか）	課題 （今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか）	これまでの取組 （これまで何に取り組nできましたか）	これからの方策 （区分 年齢）	対象者
～	◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困	◆児童手当 実施時期 S47年1月～	◆繰り返される制度見直し ・H22.4月から児童手当に変わり子ども手当として支給開始 ・H23.4～H23.9までは、22年度の制度(つなぎ法) ・H23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立	◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集と対策 ◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援 ◆制度の周知徹底	0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども	

20年度 支給対象児童数 67,212人
負担金 1,435,587,798円 (H20.2～H21.1月分)

21年度 支給対象児童数 65,728人
負担金 1,408,370,292円 (H21.2～H22.1月分)

24年度 支給対象児童数 81,988人
負担金 1,617,777,791円 (H24.2～H25.1月分)
うち 246,052,498円は、子ども手当(H24.2～3月分)

25年度 支給対象児童数 80,987人
負担金 1,623,218,122円 (H25.2～H26.1月分)

◆子ども手当
繰り返される制度見直し
毎の制度周知とシステム改修の実施

22年度 支給対象児童数 86,343人
負担金 1,451,577,909円 (H22.2～H23.1月分)
うち 245,144,985円は、児童手当(H22.2～3月分)

23年度 支給対象児童数 82,684人
負担金 1,433,910,212円 (H23.2～H24.1月分)

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき事
児童手当費 継続					定期的な見直し(平成27年度末) 同期的な見直し(平成23年度末)
※手当額	※手当額	※手当額			◆子育ての経済的負担が少し軽減されるようになっていいる。 ◆同左
・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円			
※制度の周知徹底 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知	※制度の周知徹底 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知 ・母子家庭等就業・自立支援センター開設のホームページでの情報提供 (H25～)	※制度の周知徹底 ・しおりのひとり家庭への全戸配布 ・市町村窓口での周知 ・母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの情報提供			

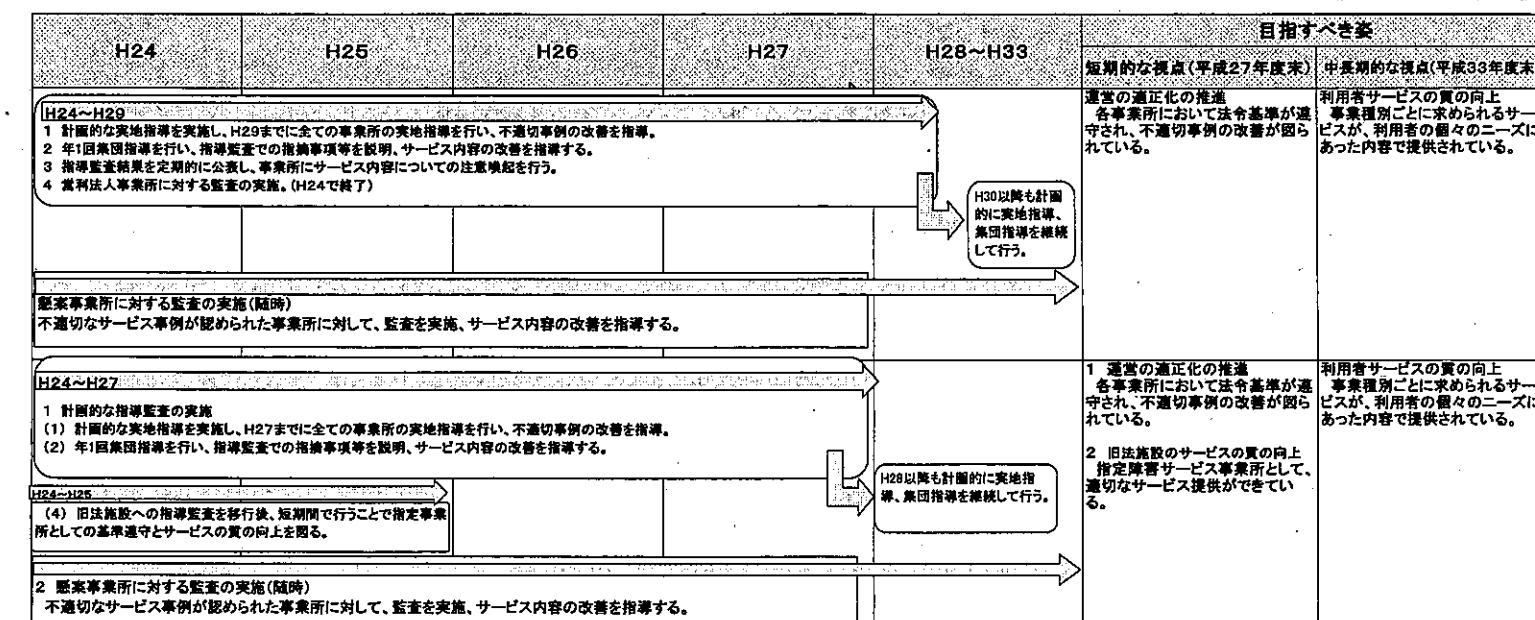
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算事業項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	日指すべき姿	
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり 1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり (3)総合育成への環境づくり 子どもの環境づくり事業費	◆こども条例の制定(H16.8施行) ◆条例の認知度 ・シールアンケートの結果 H23 知っている:33% 知らない:67% H24 知っている:35.8% 知らない:64.2% ◆条例の改正(H25.4.1施行) ※「高知県子ども条例」に名称変更	◆子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の設置(H17.3) ・委員会の開催(H17～) ◆子ども条例の広報・啓発 ・「子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～H24) ・「子ども条例」パネル展示・シールアンケートへの実施(H20～) ・新小学生へのパンフレットの配布 H23は小学生へ配布 ・中学校への出前事業(H23) ・子ども条例フォーラムの開催(H25) 県内3ヶ所にて開催 ◆子どもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H19.3) ・第二期計画の策定(H24.3) ・第三期計画の策定(H25.12)	◆子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆推進委員会と連携した子どもの環境づくり推進計画の策定	◆子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例フォーラムの開催 ・各種イベントでのリーフレットの配布、パネルの展示 ◆子どもの環境づくり推進計画の策定 ・府内各部局との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	H24 各期終了 25.4.1施行	●第4期委員の委嘱 ●周知・啓発 ・子ども条例フォーラムの開催 ・子ども条例リーフレット等の作成(H25)、配布 ●高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・府内各部局との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携 ●策定 → ●進行管理	●高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ●第5期委員の委嘱				○子どもの環境づくり推進委員会と連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている ○府内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり計画の取組が着実に進んでいる	○子どもの環境づくり推進委員会と連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている ○府内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり計画の取組が着実に進んでいる
2 少子化対策の推進 (1)少子化対策の推進 少子化対策推進費 安心こども基金積立金	◆次世代育成支援対策推進法の一部改正(10年間の延長) ◆平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行予定 ・小規模保育等保育料保育給付、地域子ども・子育て支援事業の割賦など ・地域の実情に応じた保育事業等の選択肢が拡大	○こうちこどもの推進と進行管理 ◆H23.3からこどもプラン(後期計画)の策定 計画期間:H22～H26 ◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆次世代育成支援対策推進法の改正による新計画の策定 ◆子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 ◆結婚から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行ったための仕組みの構築	◆各部局による当事者意識を持つ ◆少子化対策推進本部などを通じた適切な進行管理 ◆次世代育成支援対策推進法の改正による新計画の策定 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆結婚から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行ったための仕組みの構築	●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ●新計画の策定 子育て・子育て支援事業支援計画との調整 ●子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ●「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供	H25 ●H26年度で計画期間満了	●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ●子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ●子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ●「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供				○各部局が責任を持ってプランに沿った取組を策定、推進している ○県民からの相談事に対して、適切な制度や専門機関を案内することで、不安を解消する		
(2)少子化対策の県民運動の推進 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少と高齢化 ・人口自然減(平成2年～) ・少子高齢化の進行 ・出生数 12,403人→5,518人 ・出生率(千人当り) 15.5→7.2(全国45位) ・合計特殊出生率 2.03→1.32(全国37位) (人口動態統計:1974→2010) ◆子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ・子どもの数の理想と現実のギャップ 理想的な数 2.42人 予想の数 2.07人 ・完結出生児数 1.95人 ※結婚後19年の夫婦の平均出生子供数 ・夫婦の最終的な平均出生子供数(子ども数) ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組 ・高知県少子化対策推進県民会議 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャバーン(H23～25) 子育て応援呼びかけ72県 子育て応援川柳の募集(H23) ・企業・団体の行動支援 ・広報・啓発の実施支援 ・広報・啓発グッズの作成(H24.25) ・子育て応援1日1授業アドバイスの募集(H25) ・子育て応援フォーラム (H20～) 県民会議の構成団体等の参画により実施 ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝えることのひとこと宝物(H19～21年度) 家庭のおもしろい宝物(H22年度) ・テレビCMの制作、放送 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力により、オムツ替えスペースの提供など子ども連れにやさしい設備や商品割引・プレゼントなどの応援サービスの実施) 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ 第四期 H25.10.1～ ○企業・団体の取組の後押し ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」に基づいた取組を推進 H22県民会議活動促進事業費補助金(定額上限100万円 実績3団体) ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	●東民運動の広がり ・県民一人一人の少子化対策への関心を高め、身近な地域で若者の出会いと結婚の応援や子育て応援に取り組む気運の醸成が必要 ・子育て応援キャバーン(H23～25) 子育て応援呼びかけ72県 子育て応援川柳の募集(H23) ・企業・団体の行動支援 ・広報・啓発の実施支援 ・広報・啓発グッズの作成(H24.25) ・子育て応援1日1授業アドバイスの募集(H25) ・子育て応援フォーラム (H20～) 県民会議の構成団体等の参画により実施 ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝えることのひとこと宝物(H19～21年度) 家庭のおもしろい宝物(H22年度) ・テレビCMの制作、放送 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力により、オムツ替えスペースの提供など子ども連れにやさしい設備や商品割引・プレゼントなどの応援サービスの実施) 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ 第四期 H25.10.1～ ○企業・団体の取組の後押し ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」に基づいた取組を推進 H22県民会議活動促進事業費補助金(定額上限100万円 実績3団体) ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	●子育て応援の醸成や子育ての楽しさや喜びを伝える取組 ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取組強化 ・県民への効果的な広報、啓発の実施 キャバーン・フォーラムの実施など 県民会議を中心とした企業・団体等の活動を提 ○こう子育て応援の店の推進 ・協賛事業所の加入促進、子育て家庭への周知など ●県民への広報・啓発の充実 ・構成団体の会報誌やHPの活用 ・県の広報紙や広報番組の活用 ・県のHPの活用など	●出会い・結婚～子育て応援の推進の醸成 ・少子化対策県民運動推進による開催 少子化対策県民運動の強化 (キャバーン・フォーラムの実施等) 出会い・結婚～子育て応援 子育て応援キャバーン 子育て応援フォーラム 総合	●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 ブラマネット等				○高知県少子化対策推進県民会議を中心化し、県内の多くの企業・団体に少子化対策の取組が広がるとともに少子化対策に関する県民の理解、関心が一層高まっている	県民の多くの少子化を自らのこととしてとらえ、県民がぐるみでの少子化対策が進んでいる	
			●登録店舗数の伸び悩み ・登録事業所のPR不足 登録事業所のPR不足(メリットが見えにくい)	●子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企画等への働きかけ ・広報・紹介冊子の作成・配布 チラシの配布	*第四期スタート H25.10～					○すべての市町村に子育て応援の店があり、子育て応援の気運が醸成されている	○身近なところに応援の店があり、地域での子育て応援の気運が醸成されている	
			●企業・団体の取組の伸び悩み ・企業・団体の取組の推進 ・県民会議の各構成団体の応援宣言に基づく取り組みの推進 →地道な働きかけ ・県民会議を中心とした企業団体等と連携した取組の推進 ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	●高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 →地道な働きかけ ・県民会議を中心とした企業団体等と連携した取組の推進 ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	*第五期スタート H27.10～							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

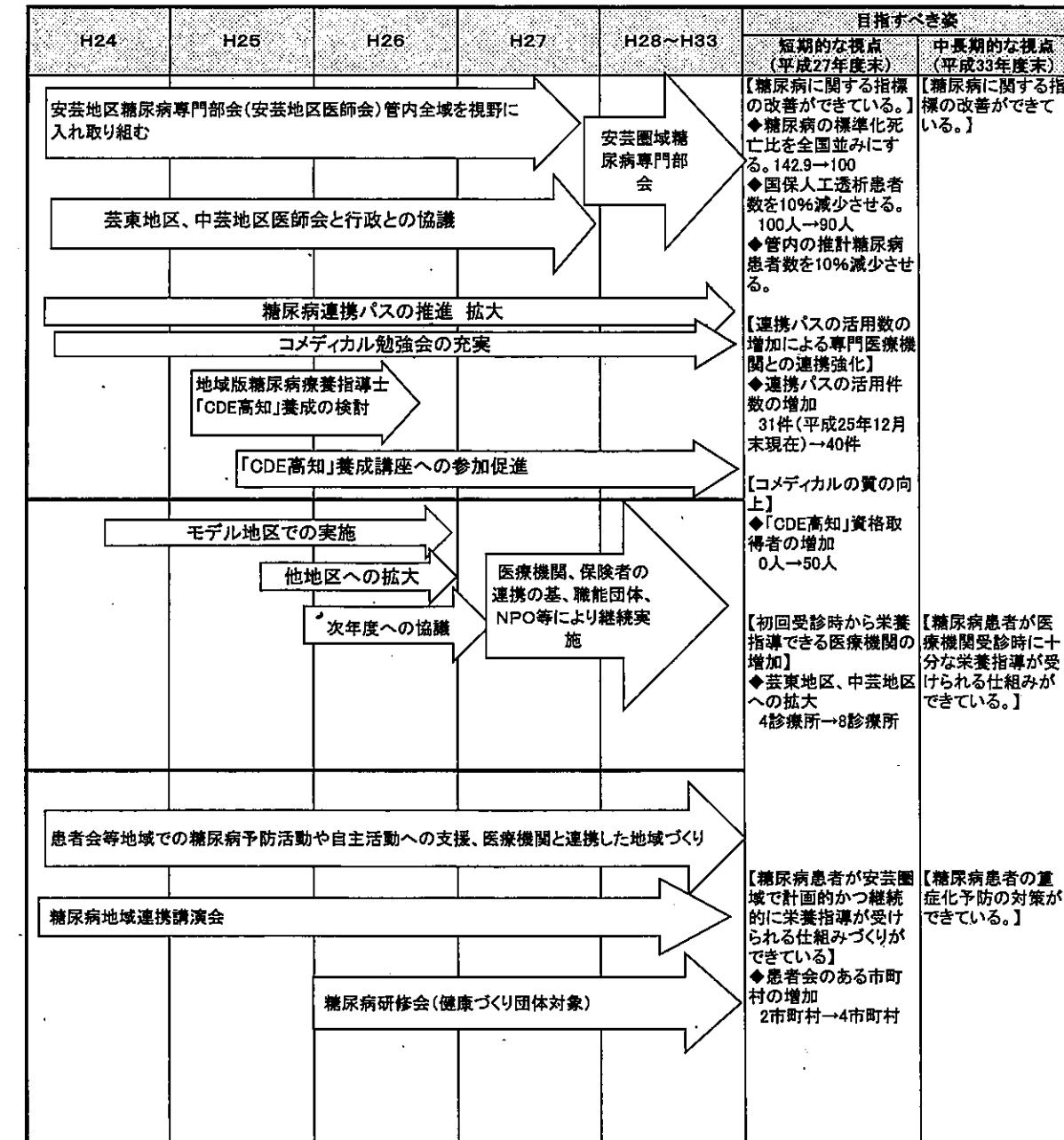
予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	対象者	
				区分	年齢
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり ③ 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,244 内訳・施設系 95 ・居宅系 1,149 (H26.4.10現在 高知市分除く)	県介護保険事業者等指導・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 ③裁判法人監査(審査) (H20~24) 【実施状況】 実地指導・監査(内実利) H20 89 141(111) H21 153 213(208) H22 161 601(596) H23 224 337(334) H24 249 111(108) H25 195 0(0) 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供が多く、その対応のため計画どおりの実地指導ができない。 2 法令や基準等を十分に理解していない事業者がいる。 3 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守の徹底を図る。	高齢者	65歳以上
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり ① 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業所数 462 (内訳) 施設介護 77 更衣訪問介護 69 同行指導 25 実地指導 2 県内介助 2 有料支援(一般) 13 有料支援(児童) 5 障害児施設 42 共同生活援助(COH) 22 共同生活援助(COH) 25 短期入所(ショートステイ) 35 生活介護 44 通院 5 就立訓練 5 就労移行支援 6 就労継続支援 83 施設入所支援 25 (H28.3末現在 高知市分除く) 指導・監査結果の公表	県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 【実施状況】 実地指導・監査 H21 8 2 H22 104 2 H23 102 7 H24 11 0 H25 147 0 H26 102 0	1 これまで計画的な指導が行われていなかつたため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。 2. 24年4月から新事業体系に移行する旧法施設への実地指導を行う必要がある。	障害者 (児)	全



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

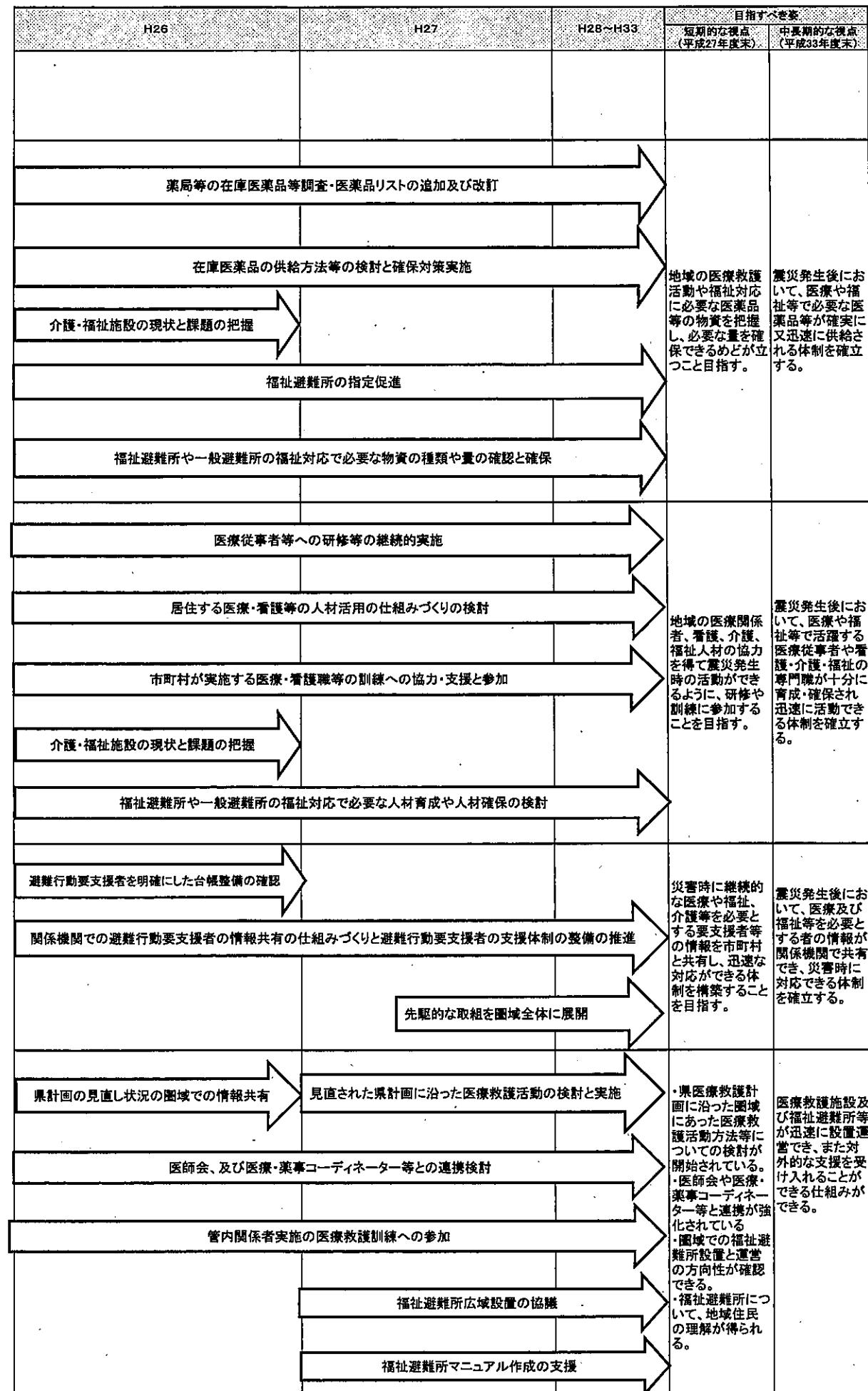
【 安芸福祉保健所 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
保健医療連携により取組む糖尿病重症化予防対策事業	■管内糖尿病標準化死亡比(SMR) 管内の糖尿病SMR(2008～2012年)は127.9で、高知県の糖尿病SMR(2008～2012年)96.5と比べて高い。 対策前後では、管内糖尿病SMR139→108(2005年～2009年→2010年～2012年)と、近年改善している。 管内9市町村中、5市町村は糖尿病SMR(2008～2012年)が100を超える。そのうち1市町村は糖尿病SMRが200を超えている。	■平成20年度に安芸地区糖尿病専門部会(医療機関、医師会、行政の委員8名)を立ち上げ糖尿病患者の重症化予防や糖尿病予備群の発症予防対策について、人材育成、連携体制の仕組みづくり、地域ぐるみの予防活動について検討を始め、平成22年度から安芸圏域糖尿病連携バスの運用を始めた。さらに、平成24年度からは、栄養士の雇用されていない診療所に栄養士を派遣し、栄養指導を開始した。併せて、検討会を持ち栄養指導マニュアルを作成し、栄養指導会も実施。医療機関からの依頼を指導者(地域栄養士等)へつなぎ、定期的に医療機関に派遣する形で行った。栄養士の派遣は平成25年度から公益社団法人高知県栄養士会に委託し、26年度は中芸地区的5診療所で実施が始まった。	■連携体制づくりの充実強化 1 安芸地区糖尿病専門部会の取り組みの他の地区への拡大 2 コメディカル勉強会の充実とローカル糖尿病療養指導士養成の検討 3 安芸圏域糖尿病連携バスの運用の推進、拡大 4 医療や保健で実施する糖尿病栄養教室の充実と相互活用	1 連携体制の充実強化 (1)安芸地区糖尿病専門部会の取り組みの他の地区への拡大 (2)安芸圏域糖尿病連携バスの運用推進と拡大 (3)コメディカル勉強会の充実とローカル糖尿病療養指導士養成講座への参加促進		
	■管内腎不全標準化死亡比(SMR) 管内の腎不全のSMRは125.9であり、高知県の(2008～2012年)116.5と比べて9.4ポイント高い。 対策前後では、管内腎不全SMR139→131(2005年～2009年→2010年～2012年)と、近年改善しつつある。 管内9市町村中、腎不全SMR(2008～2012年)が県平均を超えているのは8市町村ある。	20年度：糖尿病専門部会立ち上げ 21年度：糖尿病専門部会6回 コメディカル勉強会5回 22年度：糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バスの作成試行、運用 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会2回 23年度：糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(13件実施) 関係医療機関6機関) 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 24年度：糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(15件実施) 関係医療機関6機関) 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 栄養士派遣4診療所26回 栄養指導のべ129人 25年度：糖尿病専門部会3回 中芸地区医師会・薬剤師会安芸支部の委員が加わる 安芸圏域糖尿病連携バス(3件実施) 関係医療機関2機関) 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 栄養士派遣3診療所29回 栄養指導のべ126人	■医療機関受診の初回から栄養指導が実施される仕組みづくり ■市町村による糖尿病患者会や糖尿病予備群の保健、医療と連携をもった地域での自主的な活動の推進	2 糖尿病治療患者が栄養指導を受けられる地域モデルの構築 診療所において、初回受診時から栄養指導が実施できる仕組みづくりについて24年度のモデル地区での取り組みを基に、25年度から高知県栄養士会と連携し、26年度からは地区を広げることも視野に入れ、保険者と医療機関との連携した取り組みに繋げる。さらに、糖尿病栄養指導について評議委員会を立ち上げ、栄養指導の研修会と併せて、栄養指導の質の向上を図る。 3 地域ぐるみの予防活動 現在、医師会の3地区中2地区において、糖尿病患者や地域住民が定期的に新しい勉強会、食事会等を実施している。健康づくり関係団体を対象に糖尿病に関する研修会を開催することで糖尿病の知識の普及を進め、自主的な活動に向け支援するとともに、他地区へ拡大する。		



テーマ【外部支援が入るまでの圏域完結型災害支援体制の整備】

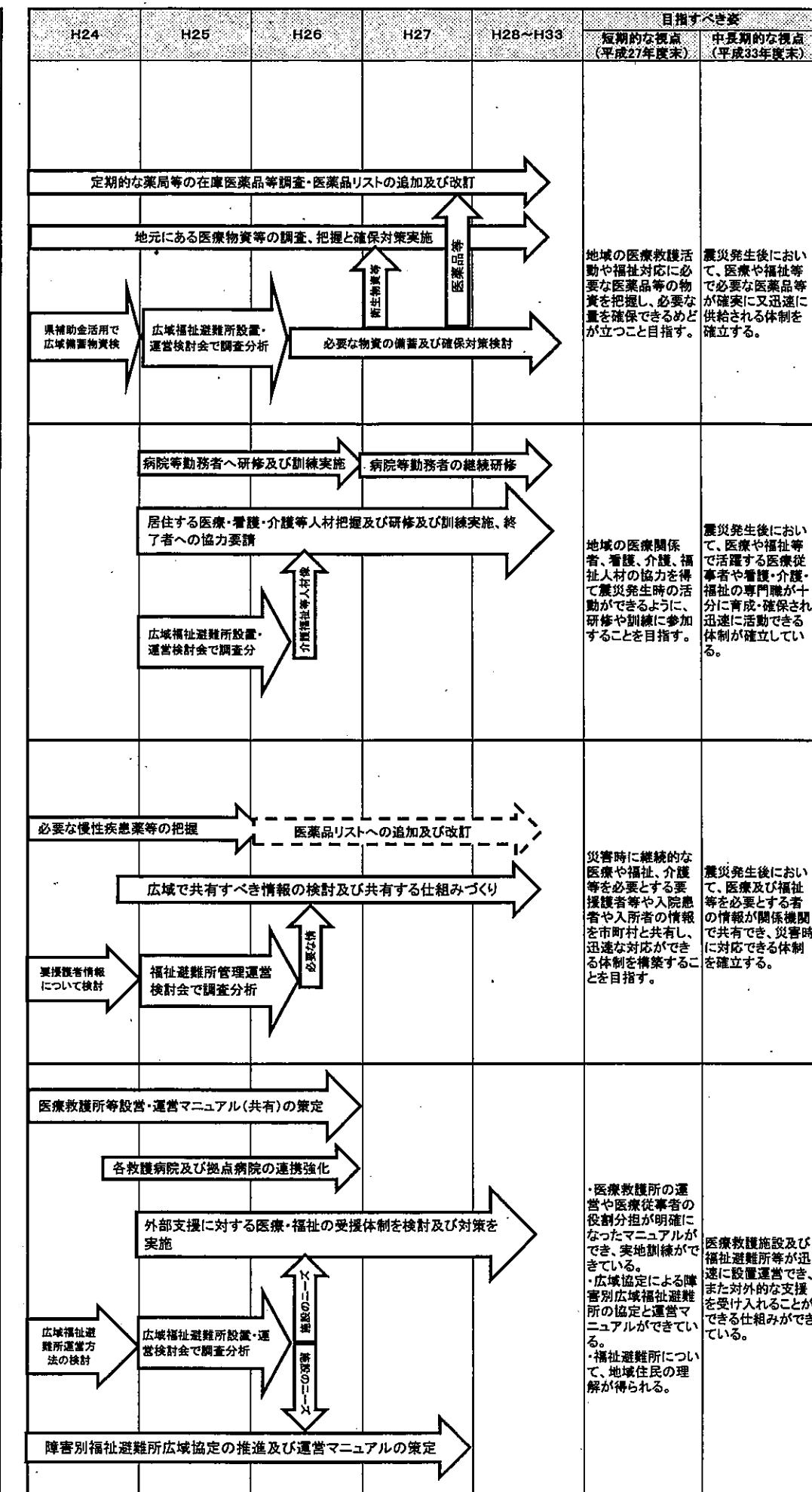
分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり(市町村支援及び広域での取り組み)				
1 必要な物資の確保	<p>・医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)及び福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保</p> <p>(医療) (1)津波により管内の薬局等の殆どが被災し医薬品の確保が困難となると予想され、併せて陸路の寸断等により外部からの医薬品等の供給までに相当の時間がかかる。</p> <p>(2)平成25年度に管内9市町村と薬剤師会安芸支部とで医薬品供給についての協定締結について協議し、現在締結のための事務作業中</p> <p>(福祉) 安芸市は福祉避難所の指定や物資確保を積極的に進めている。その他は、福祉避難所の指定ができていない市町村や、指定ができても物資確保の検討ができない市町村もあり、取組状況に差がある。</p>	<p>(医療) 薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について協定締結をコーディネートしてきた。</p> <p>(福祉) 先駆的に取り組んでいる安芸市内の活動を紹介し、福祉避難所開設・運営訓練の見学等をoshiにて、他市町村に取組への動機づけを行ってきた。</p>	<p>(医療) (1)必要な医薬品が薬局等に確実に確保できるか確認できていない。</p> <p>(2)被災後の医薬品等の供給方法等が確立されていない。</p> <p>(3)福祉避難所指定の促進への協議と、計画的な物資備蓄のために、県補助等を活用した、市町村の予算確保と備蓄確保を検討していく。</p> <p>(4)福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要な物資の種類や量の確認と確保をすめる。</p> <p>(2)災害時に福祉避難所で必要な物資の種類や量の確認がきかない。</p>	<p>(1)県実施の薬剤調査を補完するため、地域に必要な医薬品量と津波被災後の不足量を確認し、必要に応じて備蓄等の対策を検討していく。</p> <p>(2)在庫医薬品の供給方法等について検討し、確保対策を講じてい。</p> <p>(3)福祉避難所指定の促進への協議と、計画的な物資備蓄のために、県補助等を活用した、市町村の予算確保と備蓄確保を検討していく。</p> <p>(4)福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要な物資の種類や量の確認と確保をすめる。</p>
2 人材の確保	<p>災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保</p> <p>(医療) (1)津波により管内の救護病院等の殆どが被災し医療資源の確保が困難となると予想され、併せて津波被害が想定される沿岸部の7市町村を管轄しており支援のための人材確保が困難となる。</p> <p>(2)平成25年度に管内9市町村と薬剤師会安芸支部とで薬剤師等の派遣についての協定締結について協議し、現在締結のための事務作業中</p> <p>(福祉) 地域の看護・介護・福祉人材の把握ができない。</p>	<p>(医療) (1)管内の医療従事者の把握のため、安芸郡医師会、薬剤師会安芸支部の協力により、医療従事者に対し災害時の医療救護活動に関するアンケートを実施した。</p> <p>(2)薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について協定締結をコーディネートしてきた。</p> <p>(福祉) 平成25年度から中芸広域連合の地域災害支援ナース等の人材活用の仕組みづくり検討も含めた保健活動マニュアル作成準備への協力</p>	<p>(医療) (1)地震が発生した場合の医療従事者等の確保について検討を開始したばかりである。</p> <p>(2)管内の医療従事者等に対する医療救護活動の研修等が十分できていない。</p> <p>(3)福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握し、人材確保や人材育成の進め方を検討する。</p> <p>(福祉) 災害時の福祉介護関連の支援に必要な人材について検討がきかない。</p>	<p>(1)居住している医療従事者等を把握したうえで、研修等を実施し、人材育成を行い、登録制度等による災害時の人材活用の仕組みづくりを進めていく。</p> <p>(2)市町村や救護病院等の医療従事者への研修や訓練を実施し災害時対応ができるようにしていく。</p> <p>(3)福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握し、人材確保や人材育成の進め方を検討する。</p>
3 情報共有する仕組みづくり	<p>平時からの要援護者情報の把握・情報共有</p> <p>(1)要援護者の医療情報等の把握がされていない。</p> <p>(2)市町村内での関係機関の情報共有は進みましたが、個別支援計画の策定が進んでいない。</p> <p>(3)災害ボランティアセンターの立ち上げを予定している市町村社協もあるが、関係機関と災害ボランティアの対応の仕組みや要援護者支援関係機関の役割分担等について協議ができない。</p>	<p>・市町村の要援護者台帳整備に向けての取組みを支援</p>	<p>(1)行政、関係機関、団体が情報共有できる仕組みができない。</p>	<p>(1)市町村ごとに共有する必要のある避難行動要支援者情報を明確にして、台帳整備をすめる。</p> <p>(2)市町村ごとに、自主防災担当と保健衛生担当、地域福祉担当機関が連携した情報共有の仕組みづくりをすめる。</p> <p>(3)小地域ごとに、避難行動要支援者の支援体制の整備をすめる。</p>
4 支援要請、受援体制づくり	<p>医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立</p> <p>(医療) 津波により管内の薬局や医療機関等の殆どが被災し、医薬品や医療資源の確保が困難となると予想されるが、陸路の寸断等により外部からの受援までに相当の時間がかかる。</p> <p>(福祉) (1)津波被害が想定される沿岸部が市町村と多いが、事業者と市町村が福祉避難所の協定を結んでいるのは2市町のみである。</p> <p>(2)市町村ごとの福祉避難所指定だけでは解決しない課題がある。</p>	<p>(医療) 医療救護活動に必要な人材及び医療物資について、市町村等関係機関と協議している。</p> <p>(福祉) (1)福祉避難所設置への支援は行えていない。</p>	<p>(医療) (1)改訂された県医療救護計画に沿った地域に合った医療救護活動方法等を検討していく。</p> <p>(2)医師会、医療・薬事コーディネーター及び災害対策支部等関係者との連携等を深めていく。</p> <p>(3)市町村の一般避難所での福祉対応や福祉避難所の設置のあり方について理解を深めて、運営的体制づくりが課題である。</p> <p>(福祉) (1)福祉避難所や一般避難所の福祉対応の対象者が把握できていない。</p>	<p>(1)改訂された県医療救護計画に沿った地域に合った医療救護活動方法等を検討していく。</p> <p>(2)医師会、医療・薬事コーディネーター及び災害対策支部等関係者との連携等を深めていく。</p> <p>(3)市町村の一般避難所での福祉対応や福祉避難所の設置のあり方について理解を深めて、運営的体制づくりが課題である。</p>



テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

【中央東福祉保健所】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
					H24	H25	H26	H27	H28~H33	
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり(市町村支援及び広域での取り組み)	(医療)地域の薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。	(医療) (1)必要な医薬品が薬局等に確実に確保できるか確認できていない。 (2)医療材料、衛生材料等が確保されていない。	(1)地域に必要な医薬品が確保できることを確認し、必要に応じて備蓄等の対策を検討していく。 (2)地域にある医療物資(医療材料及び衛生材料など)を調査し、確保対策を講じていく。 (3)福祉施設等の意向調査を踏まえ、計画的な物資備蓄のために県補助等を活用し、市町村の予算確保と広域での備蓄確保を検討していく。 (4)福祉避難所や福祉対策で必要な資材等の確保について検討していく。							
1 必要な物資の確保 ・医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)及び福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保	(医療)地域の薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。 (福祉)施設等の意向調査(9.28~10.6)を実施し、福祉避難所で使っている物資について調査を実施した。	(医療) (1)災害時に福祉避難所で必要な物資の種類や量の確認がきていません。 (2)福祉避難所の物資の保管方法(場所)が課題となっています。								
2 人材の確保 災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保	(医療) 地域の薬剤師会と薬剤師の派遣について協定を締結している。 (福祉) (1)地域の看護・介護・福祉人材の把握ができていません。 (2)災害ボランティアの広域対応の仕組みや要援護者支援関係団体の役割分担等について協議が出来ていません。	(医療) (1)休祭日・夜間に発生した場合の医療従事者の確保が検討されていません。 (2)医療従事者の震災発生時の役割が明確になっていません。 (福祉) (1)福祉避難所に必要な人材確保や期待される役割の把握がきていません。 (2)教護病院等の医療従事者への研修や訓練を実施し災害時対応ができるようにしていく。 (3)福祉避難所や福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握する。 (4)福祉コーディネータの育成を検討する。								
3 情報共有する仕組みづくり 平時からの要援護者情報の把握・情報共有	(1)要援護者等の医療情報等の把握がされていません。 (2)システム導入など台帳整備に向けての取組みを支援。 ・市町村の要援護者台帳整備に向けての取組みを支援。 ・市町村の要援護者の医薬品情報等を要援護者台帳に入力してもらうように要請している。 ・要援護者支援に関する研修会を開催した。	(1)広域で行政、関係機関、団体が情報共有できる仕組みがきていません。 (2)広域で共有すべき情報やその活用方法等について検討されていません。	(1)要援護者等に必要な医薬品として市町村が把握した情報を医薬品供給リストに追加し確保していく。 (2)広域で共有する必要のある要援護者情報を明確にして市町村台帳での整備を進め、情報共有の仕組みづくりを協議していく。							
4 支援要請、受援体制づくり 医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立	(医療) 市町村ごとに医療救護所や救護病院を見直している。 (福祉) (1)一般避難所での設置場所、福祉対応等の再検討ができていません。 (2)事業者と市町村が福祉避難所の協定を結んでいるのは1市のみである。 (3)障害別の福祉避難所が必要であるが、各市町村ごとに設置するのは困難である。	(医療) 医療救護活動に必要な人材及び医療物資について、市町村や拠点病院と協議している。 (福祉) (1)施設運営者と市町(南国・香南・香美・大豊)の広域福祉避難所(知的・癡呆障害児者)の設置運営に関する協定締結をコーディネートしてきた。 (2)行政と関係施設による福祉避難所の設置・運営に関する勉強会や検討会を開催してきた。 (3)災害時の広域福祉避難所対象者の調査ができていません。	(医療) (1)外部支援を受け入れるための整備ができていません。 (2)市町村を超えた連携が十分ではない。 (福祉) (1)市町村で要援護者の把握、情報更新の仕組みが未確立。 (2)広域福祉避難所開設の手順や広域福祉避難所運営についての行政や協力事業所の具体的な役割が明確になっていません。 (3)災害時の広域福祉避難所対象者の調査ができていません。							



テーマ【地域包括ケアシステムの構築(在宅療養)】

【中央西福祉保健所】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者		H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿 (平成27年度末) 中長期的な視点 (平成33年度末)
					区分	年齢						
県民とともに医療環境を守り育てる II 連携による適切な医療体制の確保 2 在宅医療の推進	ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現	中央西地域は、県平均より高齢化が進展し、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の割合も高いことから、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという住民ニーズを満たすためには、医療・介護・福祉の充足・連携による十分なケアと住民同士の支え合いが必要。	1)中央西地域保健医療福祉推進会議による在宅療養推進の取組【H21~23】、日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会による在宅療養関係者の情報共有・協議【H24~】 ◆介護職のスキルアップ研修会【H21~22】 ◆在宅医療チーム会議の設置【H21】 ◆在宅療養住民啓発講演会【H21~22】 ◆土佐市退院時カンファレンス勉強会【H21】 ◆在宅支援の有償ボランティア団体の創設【H22】 ◆死生観や望む暮らしを書きとめる中央西地域版「私らしい暮らしの連絡網」の作成と普及【H22~23】 ◆ケアマネのケアマネジメント力向上研修会【H23】	1)在宅療養推進の取組に関する関係者の情報共有・協議の継続	住民が住み慣れた地域で最期まで暮らるために必要な医療・介護・福祉、地域が連携した「市町村ごとの地域包括ケアシステムの構築」に以下の事業により取組む。 1)日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会による関係者の情報共有・協議							医療・介護・福祉の連携、支え合いの地成づくりが進み、安心して在宅療養できる地域になっている。
I 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 医療・介護・福祉のネットワークづくり		◆自宅で介護を受けたいというニーズが高い。(仁淀川広域44.9%、高岡北広域52.9%、県平均41.5%)【H22県民世論調査】 ◆在宅で最期を迎える人の割合が低い。(管内平均8.2%、県平均12.4%)【H22人口動態調査】 ◆管内の在宅療養支援診療所が3施設と少ない。【H24】 ◆3公立病院の退院支援体制が不十分。 *退院前カンファレンス回数【H21年度】 土佐市民:1回 仁淀病院:34回 高北病院:43回 ◆利用者が入院中に医療機関と十分連携できている介護事業所が26%・30事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆利用のかかりつけ医と十分連携出来ている介護事業所が17%・20事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆地域ケア会議開催市町村なし。 ◆要介護者の重度化が進んでいる。 ◆地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%を感じている。【H21県民世論調査】 ◆小地域見守りネットワークのある市町村が、佐川町、日高村と少ない。【H23】 ◆小地域見守りネットワークが管内全市町村で1か所以上整備されている。【H25】 7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】 8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】 10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】	2)仁淀病院・高北病院での退院支援システムの稼働と民間病院への拡大、歯科医師・薬剤師・栄養士等より多くの職種の連携 3)土佐市地域ケア体制整備事業による在宅移行支援、医療・介護・地域包括支援センターの連携強化【H22~23】 ◆土佐市の市民病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所による円滑な在宅移行支援に向けた事例検討会の開催、在宅移行支援フローチャート・入院時情報提供シートの作成 4)地域ケア会議等による高齢者の自立支援の促進 ◆いの町での地域ケア会議のモデル開催【H24】 ◆いの町での地域ケア会議の継続開催支援【H25~】 ◆いの町以外の市町村への開催支援【H25~】 5)在宅療養を推進する団体の育成【H20~】 ◆「いの包括ケアネットワーク研究会」発足、同会の研修・講演会開催への支援【H20~21】 ◆「ずっとここで暮らす応援団」発足、応援団の研修会・講演会・出前講座等の開催、啓発資料製作への支援【H21~】 6)在宅療養の住民啓発【H23~】 ◆パネル・ポスター・リーフレットの作成・配布【H23】 ◆民生委員への出前講座【H24】 ◆老人クラブ、健康づくり団体等への出前講座【H25】 7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】 8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】 10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】	2)中央西地域在宅療養推進事業の実施【H26~27】 ◆地域・病院協働型退院支援システムの3公立病院での稼働と民間病院への波及、医療と介護の連携・多職種連携の促進等を目指した中央西地域在宅療養推進事業を実施 * 3公立病院による院内会議・研修会 * 3公立病院による介護との連携会議 * 中央西地域在宅療養推進協議会 * 公立病院連絡会 * 地域連携室連絡会【新規】 * 多職種連携研修会【新規】	3)全市町村での地域ケア会議の開催 4)在宅療養を推進する団体の活動の継続 5)住民啓発の拡充 6)在宅療養者を支える地域力が弱い ◆在宅で最期を迎える人の割合(管内8.2%、県平均12.4%)【H22人口動態調査】 ◆住民への在宅死・在宅療養に関する知識の付与、理解促進 * 啓発対象の拡大 * 実際の介護・看取り経験者、在宅支援専門職による在宅療養のメリット・成功事例の説明等、訴求力の向上 ◆既存の市町村救急医療情報キット等を活用した見守りネットワークづくりの継続 ◆見守り・支え合いの担い手の拡大 ◆要配慮者の避難支援対策と一体化した高齢者を支える見守りネットワークの構築	3)市町村の実情に合った地域ケア会議開催への支援と情報交換のための担当者会の開催 ◆高齢者の自立支援重度化に向けたケアプラン・サービスの検討を行う地域ケア会議開催への支援 4)在宅療養を推進する団体の活動支援 ◆「ずっとここで暮らす応援団」の活動への支援 5)官民協働による在宅療養の住民啓発 ◆医療・介護の関係機関、団体への啓発ツール(DVD・パネル・リーフレット等)の提供、出前講座などの場の調整 6)小地域における見守りネットワークの構築 ◆市町村地域福祉(活動)計画推進や災害時要配慮者対策の取組みを通じた小地域の見守りネットワークづくりへの支援 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆既存の市町村救急医療情報キット等を活用した見守りネットワークづくりの継続 ◆見守り・支え合いの担い手の拡大 ◆要配慮者の避難支援対策と一体化した高齢者を支える見守りネットワークの構築	地域ケア会議のモデル開催 全市町村での開催に向けた支援 地域ケア会議の定着 出前講座による啓発 医療・介護の関係機関・団体と協働した啓発 見守り力の向上に向けた支え合いマップづくり・研修会・事例検討等の実施 救急医療情報キット等を活用したネットワークづくりの検討・実施・啓発	地域ケア会議を開催する市町村:6市町村(100%) ◆いの町の要支援1・2の認定者数・割合が減少 ◆いの町の要支援1・2からの改善者が増加 ◆在宅療養を選択する住民が増加 ◆在宅で最期を迎える人の割合がさらに増加 ◆小地域見守りネットワークが立ち上がりっている市町村:6市町村(100%) -H25年度末で達成 ◆見守りと災害時要配慮者の避難支援を一体化させた取り組みを実施している小地域数の増加(管内全市町村2カ所以上) ◆市町村救急医療情報キット等の活用についての周知が図られ、関係機関の見守りネットワークがさらに効率的に機能している。 ◆市町村救急医療情報キット等の活用についての周知が図られ、関係機関の見守りネットワークがさらに効率的に機能している。				

テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

【中央西福祉保健所】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	目標すべき姿	
					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした圈域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での)						
1 必要な物資の確保	<p>医療救護活動に必要な医薬品等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> H24年度に薬剤師会高吾支部と管内市町村で医薬品等供給についての協定が締結されている。 <p>福祉避難所で必要な物資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所での必要な物資等の備蓄状況は、未把握 	<p>・H24年度 協定締結実施</p> <p>・H25年度 薬剤師会高吾支部と市町村とで締結した協定について、管内薬局を対象に説明会を実施。</p> <p>・福祉避難所の指定に向けての支援と「高知県福祉避難所指定促進等事業補助金」の活用促進</p>	<p>・薬剤師会高吾支部から市町村への医薬品等の供給について、具体的な供給方法が定められていない。</p> <p>・福祉避難所としての必要な物資等や課題が未把握</p>	<p>・薬剤師会高吾支部から市町村への医薬品等の具体的な供給方法について、両者の協議の場を設け決定する。</p> <p>・福祉避難所の備蓄状況の把握と必要な物資等の必要量の検討「高知県福祉避難所指定促進等事業補助金」の活用した必要な物資・器材の備蓄促進</p>	<p>・医薬品の供給方法の具体案ができる。</p>	<p>・医療救護活動に必要な医薬品等が薬剤師会高吾支部から市町村へ円滑に供給される。</p>
2 人材の確保	<p>災害時に応える医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員等を対象としたトリアージ研修が実施されている。 ・講演会、救護所立ち上げ訓練が実施されている。 ・薬剤師会高吾支部と管内市町村で薬剤師の派遣についての協定が締結されている。 ・南海地震時に備えた保健活動連絡会の開催 ・H25年度 南海地震時に備えた保健活動連絡会を継続し、市町村防災担当者等と情報共有。 ・土佐市及び佐川町の保健活動マニュアル策定への支援を通じた保健師等の人材育成支援 	<p>・H20年度からH24年度 トリアージ研修、講演会、救護所立ち上げ訓練を実施。</p> <p>・H24年度 薬剤師会高吾支部と管内市町村で薬剤師の派遣についての協定が締結実施。</p> <p>・南海地震時に備えた保健活動連絡会の開催</p> <p>・H25年度 南海地震時に備えた連絡会等を通じて情報共有や連携強化・防災担当者と連携した南海トラフ地震時活動マニュアルの策定支援</p>	<p>・トリアージについて、災害医療関係者の理解が十分とは言えない。</p> <p>・各公立病院における災害対策マニュアルの職員への周知が十分とは言えない。</p> <p>・市町村での活動や地域人材の情報共有が不十分</p>	<p>・医療従事者等を対象としたトリアージ研修・訓練を実施する。</p> <p>・公立病院連絡会を活用し、各病院の災害対策マニュアルの周知方法等について情報共有のうえ、周知を促す。</p> <p>・南海トラフ地震に備えた連絡会等を通じて情報共有や連携強化・防災担当者と連携した南海トラフ地震時活動マニュアルの策定支援</p>	<p>・災害対策マニュアルの周知が公立病院職員に図られ、トリアージに対する理解が深まる。</p> <p>・全市町村で活動マニュアルが作成され、訓練等の実施に向けての検討が進んでいる。</p>	<p>・災害時に医療従事者や市町村職員等が適切に医療救護活動を実施できる。</p>
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり	<p>平時からの要配慮者情報の把握と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、要配慮者、避難行動要支援者の範囲について整理し、全体計画を見直し中 ・難病患者(1名)の個別支援計画作成済み 	<p>・災害対策基本法の改正に基づく全体計画の見直し、避難行動要支援者名簿等の作成について支援。</p> <p>・災害時要配慮者対策担当者会を開催し、防災・保健・福祉の連携の必要性や要配慮者支援と地域活動のつながりの視点での取組みを推進。</p> <p>・在宅要医療者災害支援登録票の作成・更新と同意を得た特定疾患受給者の市町村への情報提供。</p> <p>・在宅の人工呼吸器装着患者の個別支援計画の作成及び関係者の役割分担の確認と更新。</p> <p>・地域の難病患者支援者への防災研修会の開催。</p>	<p>・市町村によって取組の温度がある。</p> <p>・防災対策と地域福祉活動との連携による一體的な取組みを進めるために、保健福祉部署と防災担当部署との連携が必要。</p> <p>・避難行動要支援者名簿の作成、更新の仕組みづくり、支援関係者による「地域」での個別計画策定の作成づくりを支援する。</p> <p>・在宅要医療者支援登録者への取組みと支援の継続。</p> <p>・地域の難病患者支援者(介護関係)等への災害の備えに対する啓発、研修の継続実施。</p>	<p>・災害時要配慮者対策として、保健福祉部署と防災部署、市町村社協等が連携して取り組めるよう、担当者会等を通じて共通認識を深める。</p>	<p>・市町村で避難行動要支援者名簿の作成と更新の仕組みづくりによる「地域」での個別計画の作成が進んでいる。</p> <p>・支援関係者のネットワークがある。</p>	<p>・全市町村で、名簿を活用した避難支援の体制が整備され、実効性のある個別計画の作成ができる。</p>
4 支援要請、受援体制づくり	<p>医療救護活動及び福祉避難所の設置及び栄養・食生活支援体制の整備及び外部からの受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> (医療) ・医療救護所の立ち上げ等の災害医療救護訓練が実施されている。 ・災害対策中央西地区公立病院連絡会による公立病院の連携強化が開始されている。 ・市町村災害時医療救護計画について、各市町村で見直しが進められている。 ・所内の初動体制の訓練等が実施されている。 <p>(福祉避難所) 6市町村16カ所設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未設置3市町との協議と指定に向けての支援(H25年度当初:3町村8カ所設置) ・広域福祉避難所(日高養護学校)の指定に向けて、6市町村、県教委と調整中 <p>(栄養・食生活支援) ・「災害時の食の備えあり!管内状況40%(H24)→47%(H25)食育イベント(量販店等)来場者アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの内容が管内市町村のうち1市(土佐市)の南海地震時保健活動マニュアルに盛り込まれた。 	<p>(医療) ・市町村や救護病院等とともに医療救護所の立ち上げ等の災害医療救護訓練を実施。</p> <p>・災害対策中央西地区公立病院連絡会を立ち上げ、管内3公立病院の連携による病院防災マニュアル見直しについての情報共有を実施。</p> <p>・市町村災害時医療救護計画について、各市町村で見直しが進められている。</p> <p>・所内の初動体制の訓練等が実施されている。</p> <p>(福祉避難所) 6市町村16カ所設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未設置3市町との協議と指定に向けての支援(H25年度当初:3町村8カ所設置) ・広域福祉避難所(日高養護学校)の指定に向けて、6市町村、県教委と調整中 <p>(栄養・食生活支援) ・「災害時の食の備え」啓発パンフレットを用いて、管内食生活改善推進員(H24)、管内民生委員児童委員(H25:6市町村353名)に啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の食育イベントや食育講座等で「災害食」の試食・展示を行い、住民に啓発(ヘルスメイトと協働) ・量販店等での食育イベント時に備蓄状況のアンケート調査(H25:910人) ・ヘルスメイトによる炊出し訓練の支援(6回) ・管内栄養業務検討会で災害時栄養・食生活支援体制等の必要性の確認・共有と取組み状況の情報交換 	<p>(医療) ・管内各市町村での医療救護所の立ち上げ等の救護病院等と連携した災害医療救護訓練を実施する。(26年度は高北病院、佐川町)</p> <p>・災害時の医療を充実させるために、3公立病院の連携の強化が必要。</p> <p>・所内初動体制についての訓練の継続実施が必要。</p> <p>(福祉避難所) ・福祉避難所の整備が不十分。</p> <p>・各市町村では、民間福祉施設等と協定を締結しているものの、具体的な運営方法等についての協議が不十分。</p> <p>(栄養・食生活支援) ・災害時に備えて食料備蓄をしている住民は徐々に増加しているが、まだ半分に満たない(47%)状況であり、更なる啓発が必要。</p> <p>・市町村の防災訓練等の場を活用した炊出し訓練の継続支援</p> <p>・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの内容を管内市町村と共にし、市町村が策定する南海地震時保健活動マニュアルに反映できるよう支援する。</p>	<p>(医療) ・管内各市町村において医療救護所立ち上げ等の救護病院等と連携した災害医療救護訓練を実施する。(26年度は高北病院、佐川町)</p> <p>・災害対策中央西地区公立病院連絡会を活用して管内3病院の連携強化を図る。(26年度は土佐市民病院を中心としたトリアージ訓練)</p> <p>・所内初動体制等訓練を継続実施する。</p> <p>(福祉避難所) ・市町村や福祉施設等が福祉避難所の設置やあり方について理解を深め整備が進むよう支援する。</p> <p>(栄養・食生活支援) ・災害時に備えて食料備蓄をしている住民は徐々に増加しているが、まだ半分に満たない(47%)状況であり、更なる啓発が必要。</p> <p>・市町村の防災訓練等の場を活用した炊出し訓練の継続支援</p> <p>・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの内容を管内市町村と共にし、市町村が策定する南海地震時保健活動マニュアルに反映できるよう支援する。</p>	<p>・各市町村で医療救護所の立ち上げを行えるようになる。</p> <p>・災害時の3公立病院の連携が進む。</p> <p>・災害時に必要なAEDや衛生携帯等の備品取扱い方法等が周知され、所内の初動活動の理解が進む。</p> <p>・福祉避難所の設置が進み、運営についての協議検討が進む。</p> <p>・福祉避難所について、市町村や民間事業所等の理解が進む。</p> <p>・災害時の食の備えに取組む市町村、住民が増える。</p> <p>・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの普及・市町村における保健活動マニュアルへの反映・活動の支援</p>	<p>・各市町村で医療救護所等の運営が円滑に実施できる。</p> <p>・3公立病院が災害時に連携した医療活動ができる。</p> <p>・災害時に福祉保健所が確実に運営できる体制が整っている。</p> <p>・福祉避難所の指定・設置が進み、福祉避難所の運営が円滑に実施できる体制が整っている。</p> <p>・災害時の食の備えに取組む住民が増え、食糧備蓄が継続されている。</p> <p>・管内全市町村で栄養、食生活支援活動ガイドラインに沿った平常時の取組みが行われている。</p>

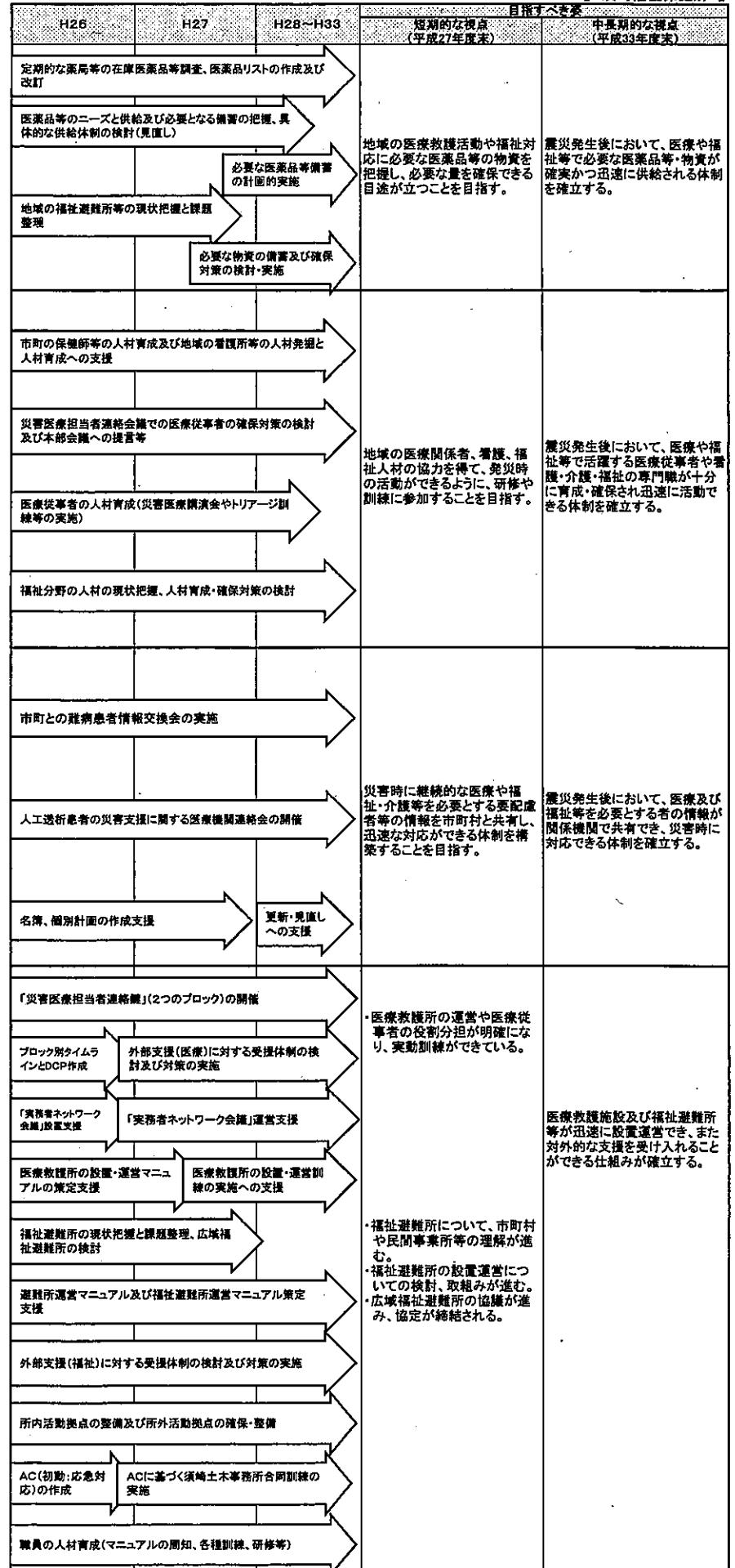
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【須崎福祉保健所】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり		<ul style="list-style-type: none"> ■H24以前からの取組 ★H25年度の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくり推進部会の開催 ・H24まで(2回)、H25～(3回) ★職場の健康づくり応援事業 「こころの健康」体操に関することが多く、そのための支援としては「健康新講師」「健康新相談」の希望が多くあった。しかし、出前健康教室の実施希望を募ったところ、H24年12月までに10件と実際の応募は少ない状況にある。その背景としては、健康教育の時間確保の困難さ等があり、実施には事業所の健康管理に対する理解と対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所での主体的な健康づくりの促進 ○日本一の健康長寿県構想高齢地域推進協議会 健康づくり推進部会での協議・調整等 ○職場の健康づくり体制整備 ・事業所の健康管理担当者的人材育成 ・職域関係者連絡会で連携強化 ○事業所の主体的な健康づくり 職場の健康づくり応援事業で具体的な支援 ・職場の健康づくりチャレンジ表彰 ・出前健康教室の開催 ・健康グッズの貸出 							<ul style="list-style-type: none"> ■働き盛りの健康づくりの重要性について事業主の理解を深め、管内の30%以上の事業所が年に1回は健康教育に従業員を参加させる。(管内の従業員20人以上の事業所 約200社を中心)に取組を促進 	* 実態把握のうえ、目標値見直し予定
健康管理行動		<ul style="list-style-type: none"> ■市町国保特定健診の、40歳、50歳代の受診率は他の年代に比べ低い傾向にある。 年代別特定健診受診率(H23管内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診個別健診受診促進事業の実施 ・先進地医療機関等の調査 ・「特定健診ヒント集」作成 ・管内全医療機関に市町と受診勧奨の依頼 ■市町、医療機関担当者の研修会、意見交換会 ★特定健診受託機関(30か所)に対し「医療機関外来における保健指導調査」実施 ・保健指導を担う、栄養士や市町と結果共有 ・次年度の取組へ展開 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康管理行動の定着促進 ○特定健診の受診促進 ○保健指導の確保 ■若い世代を中心とした医療機関における個別健診の受診を促進するため、市町と協働で、医療機関を訪問しての啓発や研修会を実施 ・医療機関の外来における生活習慣病予防のための保健指導の充実を促進 						<ul style="list-style-type: none"> ■市町国保の特定健診受診率が管内全体でH24より10ポイント上昇する。 ■個別健診受診者数がH22の1.2倍になる。 	* 実態把握のうえ、目標値見直し予定	
たばこ対策		<ul style="list-style-type: none"> ■受診者の利便性を高めたため、個別健診の促進に取り組んでいるが、受診者は伸び悩んでいる。 【管内市町国保個別健診受診数】 H21年 約1650人 H22年 約1330人 H23年 約1550人 (国保連合会月例報告から) ■被用者保険の受診状況は未把握 ■喫煙者が減少していない(管内男性H20 27.4%～H22 27.4%) ■管内の保育所・幼稚園児の父親の喫煙率は48.8%(H24須崎福祉保健所調べ)と管内男性平均を大きく上回る。受動喫煙防止を重点的に働きかけている施設(医療機関、薬局等)では、その89%が施設内禁煙を実施しているが、多くの県民が利用する飲食店の実態は把握できており、啓発を開始したところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重点取組対象施設の現状把握・啓発 ・飲食店(H24～) ★宿泊施設(H25～)の実態把握・啓発 ○家庭内喫煙の実態把握・啓発 ・乳幼児を持つ父親の家庭における喫煙状況の調査(800件) ★市町・健康新団体等との課題共有(市町広報、民生兒童委員等) ・乳幼児健診で家庭内受動喫煙の啓発の定着(全市町) ■禁煙サポートマスター養成 ・H24まで(計21名)、H25(26人養成) ■食品衛生協会の「衛生教室」で啓発 ・H25～(13回、639人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■たばこ対策の推進 ○禁煙をサポートする環境づくり ○受動喫煙防止対策の推進 ・働き盛りの利用する飲食店、宿泊施設(★)等への重点取組 ・事業所における禁煙・分煙状況把握(職場の健康づくり実態調査(再掲))と改善方策の啓発 						<ul style="list-style-type: none"> ■男性の喫煙者が25%以下になる。 ■保育所・幼稚園児の父親の喫煙率をH24年度の実態調査結果より5ポイント下げる。 	* 実態把握のうえ、目標値見直し予定	
成人歯科保健対策		<ul style="list-style-type: none"> ■成人期の歯科保健事業は2市町で未実施。 ■働き盛りの歯科医での定期健診は少なく(40歳以上H24津野町38%、42%)、45歳ごろから喪失歯が増加し、60歳達成者は約4割(H24津野町40%、県67%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢地域歯科保健連絡会の設置(年2回開催) ■市町歯周病予防事業への支援 ・中土佐町:1歳6ヶ月児の保護者に対する歯周病健診開始支援(H24～) ・津野町:特定健診時残存歯・歯科保健行動全員調査(H24:726名) 	<ul style="list-style-type: none"> ■成人歯科保健対策の推進 ・高齢地域歯科保健連絡会(2回開催予定) ・働き盛りの具体的な歯周病予防対策の協議 ・市町等の歯周病予防事業への支援 ・未実施を含む全市町への歯周病予防の情報提供・事業実施支援(6024歯援隊) ・健康づくり婦人会連合会等、様々な団体等を通じた啓発や支援 						<ul style="list-style-type: none"> ■60歳で24本残存歯がある人が75%いる。 ■歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町歯科保健相談で年に1回健診を受ける人が50%になる。 	* 実態把握のうえ、目標値見直し予定	
市町における推進戦略		<ul style="list-style-type: none"> ■全市町に健康増進計画を策定しているが、PDCAサイクルによる計画評価の体制が不十分。 ■住民参加の具体的な活動計画が未策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町健康増進計画支援 ・橋原町 H22 第3期策定支援 H23 活動計画策定 H24 進捗支援 ・須崎市 H23～H24 第2期策定支援 ★ H25～進捗支援 ・津野町 H23～H24 改定支援 ★中土佐町 H25 第2期策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町における推進戦略の構築 ○市町健康増進計画推進支援 ・四万十町の健康増進計画の改定支援 <食育推進計画を含む改定支援> ・住民参加による計画のPDCAサイクルの構築支援 						<ul style="list-style-type: none"> ■福祉保健所の支援を受けながら市町が年1回はPDCAで計画の進捗管理ができる。 ■住民団体等が計画の推進に役割を担うことができる。 	* 実態把握のうえ、目標値見直し予定	

テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

分野	取組項目	現状 (今まで何を取り組んできたか)	課題	これから対策 (今まで何を取り組んできたか)			
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした圈域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での取組み)	(1)必要な物資の確保 ①医療救援活動に必要な医薬品の確保 ②福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保	(1)医薬品等の確保 ・市町と薬剤師会支部との「災害時の医療救援活動及び医薬品の供給に関する協定」の締結 ・「災害医療担当者連絡会議」「災害医療対策高機能部会議の下部組織)における医薬品等の確保に係る検討	(1)医薬品等の確保 ・市町と薬剤師会支部との協定締結による総合調整 ・「災害医療担当者連絡会議」における検討(急性期・慢性期医薬品の現状と課題の整理及び確保対策)や薬事コードイネータの役割等)	(1)医薬品等の確保 ・甚大な被害想定による医薬品等の絶対的不足 ・協定に基づく具体的な医薬品等の流れが不明確 ・発災時に必要な医薬品等の種類と量(医薬品等ニーズ)、供給可能な医薬品等の種類と量(医薬品等供給)、並びに不足する医薬品等の種類と量(備蓄)の把握が不十分 (2)福祉避難所における物資の確保 ・福祉避難所の収容数の絶対的不足(指定された17福祉避難所のうち2施設は津波浸水想定区域内)	(1)医薬品等の確保 ・協定に基づく具体的な医薬品等の流れの明確化(医薬品供給可能量調査の実施、薬剤師会との具体的な供給体制等による協議) ・医薬品等ニーズと供給及び必要となる備蓄(種類と量)の把握、並びに計画的な備蓄の推進 (2)福祉避難所における物資の確保 ・各福祉避難所設置主体のBCP策定状況と物資の備蓄状況及び課題が未把握 ・福祉避難所設置運営マニュアル策定への支援 ・市町における「高知県福祉避難所指定促進事業補助金」の活用促進を通じた福祉避難所の指定と必要な物資の備蓄の促進		
2 人材の確保	(1)災害時に対応できる医療従事者等の人材育成と確保 ・薬剤師の確保(市町と薬剤師会支部との「災害時の医療救援活動及び医薬品の供給に関する協定」の締結) ・市町の「災害時医療救援計画」や「南海地震時公衆衛生(保健)活動マニュアル」等の策定・改定を通じた保健師等の人材育成 ・「災害医療担当者連絡会議」の設置及び開催(年6回)	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町と薬剤師会支部との協定締結による総合調整 ・市町の「災害時医療救援計画」や「須崎市南海地震時公衆衛生(保健)活動マニュアル」策定への支援を通じた保健師等の人材育成 ・「災害医療担当者連絡会議」での医療従事者の確保対策の検討と高機能部会議への報告及び本部会議への提言 ・高機能部会議主催の研修会・訓練(災害医療講演会、HUG訓練)の実施	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・協定に基づく具体的な薬剤師の流れが不明確 ・市町に、甚大な被害が想定される沿岸部の保健師等の継続的な人材育成と確保 ・勤務時間外に発災した場合の医療従事者(特に、医師)の確保が困難 ・医療教習所における医療従事者の不足	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町の計画・マニュアル等の策定・改定支援及びOJTを通じた保健師等の人材育成 ・市町の計画・マニュアル等のアクションプランに基づく地域の看護職等の人材育成と人材育成への支援 ・「災害医療担当者連絡会議」での医療従事者の確保対策に係る検討(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会や消防署等との調整、高機能部会議を通じた本部会議への提言等) ・継続的な医療従事者の人材育成(各種災害医療講演会の開催やトリアージ訓練等の実施) (2)福祉分野の人材育成と確保 ・高機能部会議の障害者が地域に暮らすためのネットワーク会議(年4回)の取組や「日本一の健康新潟県構成高機能地域推進協議会」を通じた管内の福祉分野の現状・課題の共有 ・地域の人材育成を目的とした避難所運営訓練(HUG)実施者の技術に係るツールの作成(シナリオ・流れ・必要物品リスト等)	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町における福祉分野の人材育成の実施主体や役割分担が不明確 ・福祉分野の人材育成と確保 ・市町における福祉分野の人の現状が未把握 ・福祉分野の人材育成の実施主体や役割分担が不明確	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町の「南海地震時公衆衛生活動マニュアル」策定や災害時要配慮者対策に係る支援等を通じた福祉分野の人材の現状把握と人材育成・確保対策の検討 ・市町、指定福祉避難所や施設運営との情報交換会の開催	
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり	(1)要保護者の医療確保 ・在宅人工呼吸器装着患者なし、在宅酸素患者2名は個別支援計画策定済み(H28年3月現在) ①医療依存度の高い在宅医療患者(小児慢性特定疾患・難病患者のうち人工呼吸器装着、在宅酸素患者等) ・個別計画作成は随時対応 ②人工透析患者 ・「人工透析患者の災害支援に関する医療機関連絡」(管内透析医療機関)の開催(H24年度から)	(1)要保護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療患者 ・支援者会議(年1回)における継続的な計画の見直し・市町との難病患者情報交換会(年1回)における医療依存度の高い患者支援策の検討 ②人工透析患者 ・「人工透析患者の災害支援に関する医療機関連絡会」(管内透析医療機関4機関)の開催(H24年度) ・県の「高知県南海トラフ地震時重点継続医療患者支援マニュアル(仮説)」を踏まえた管内各透析医療機関との意見交換(H26年度の取組等の説明と協力依頼等)	(1)要保護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療患者 ・対象患者の迅速な把握 ・タイムリーな個別支援計画の作成 ②人工透析患者 ・県の人工透析患者災害時支援対策を踏まえた管内の災害時透析患者支援体制の構築	(1)要保護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療患者 ・医療依存度の高い難病患者の個別支援計画作成と支援者会議を踏まえた計画の見直し ・市町との難病患者情報交換会の継続 ②人工透析患者 ・県の人工透析患者の災害時対応の方向性を踏まえた管内の災害時透析患者支援体制構築に向けた取組(「人工透析患者の災害支援に関する医療機関連絡会」の開催等)	(1)要保護者の医療確保 ・各市町における名簿、個別計画の作成支援 ・保健・福祉・介護・防災担当者や自主防災組織等住民と連携した取組の促進		
(2)要配慮者情報の把握	(2)要配慮者情報の把握 ・「災害時避難行動要支援者名簿」作成や「個別計画」作成済みは1町のみ(他市町は作成中)	(2)要配慮者情報の把握 ・「個別計画」等の作成状況に係る市町担当者との個別面談を通じた現状把握と課題整理 ・行政連絡会等を通じた管内の「個別計画」等作成の進捗状況の把握・共有及び取組促進への支援	(2)要配慮者情報の把握 ・各市町における名簿、個別計画の作成支援 ・保健・福祉・介護・防災担当者や自主防災組織等住民と連携した取組の促進	(2)要配慮者情報の把握 ・名簿、個別計画の作成支援 ・更新・見直しへの支援			
4 支援要請・受援体制づくり	(1)医療救援活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 ・「災害医療担当者連絡会議」における検討(管内の広域災害医療圏域ブロックごとの医療救援体制、市町の医療救援所設置場所や運営体制、災害医療コードイネーターの役割等) ・「市町村災害時医療救援計画」改定への支援	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・広域の医療救援活動の派遣に係る検討が不十分 ・外部からの医療支援に係る受援体制の検討が不十分(災害医療コードイネーターの役割の明確化) ・トリアージ・お葉手帳の普及及活用に関する住民啓発	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・広域の医療救援活動の派遣に係る検討が不十分 ・外部からの医療支援に係る受援体制の検討が不十分(災害医療コードイネーターの役割の明確化) ・各市町の福祉避難所設置状況の把握と「行政連絡会」での市町間での情報共有	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・津波浸水想定区域内の災害拠点病院の高台移転の促進 ・津波浸水想定区域外の災害拠点病院における「実務者ネットワーク会議」設置・運営に向けた支援 ・市町村災害時医療救援計画」改定への支援 ・「医療救援所設置・運営マニュアル」策定及び訓練の実施への支援 ・トリアージ・お葉手帳の普及及活用に関する住民啓発 (2)福祉避難所の設置等 ・各市町の福祉避難所設置状況の把握と「行政連絡会」での市町間での情報共有	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・津波浸水想定区域内の災害拠点病院の高台移転の促進 ・津波浸水想定区域外の災害拠点病院における「実務者ネットワーク会議」設置・運営に向けた支援 ・市町村災害時医療救援計画」改定への支援 ・「医療救援所設置・運営マニュアル」策定及び訓練の実施への支援 ・トリアージ・お葉手帳の普及及活用に関する住民啓発 (2)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点(庁舎3階)の確保・整備 ・所外活動拠点の確保(須崎市庁舎内⇒須崎市との協定、須崎土木事務所四万十町事務所内) ②初動体制の整備 ・初動マニュアル及び活動マニュアルの全職員への説明会開催 ③人材育成 ・須崎福祉保健所・須崎土木事務所合同避難訓練の実施 ・アクションカードに基づく災害対策医療支部分設置運営訓練(中央東WHC)への職員の参加 ・初動に係る職員の意識調査、応急手当の職員研修、灾害伝言ダイヤルを用いた職員安否確認情報訓練の実施、HUG訓練の実施等 ・職員携行カードの作成	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・津波浸水想定区域内の災害拠点病院の高台移転の促進 ・津波浸水想定区域外の災害拠点病院における「実務者ネットワーク会議」設置・運営に向けた支援 ・市町村災害時医療救援計画」改定への支援 ・「医療救援所設置・運営マニュアル」策定及び訓練の実施への支援 ・トリアージ・お葉手帳の普及及活用に関する住民啓発 (2)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備(施設整備、資機材や物資等の確保等) ・所外活動拠点の確保・整備(中央西福祉保健所、須崎土木事務所四万十町事務所、四万十町との維持的協議や協定の締結等) ②初動体制の整備 ・初動マニュアル及び活動マニュアルの全職員への周知徹底が不十分 ・勤務時間内発災時並びに勤務時間外発災時の初動体制の確立(参集職員数等の不確定要因) ③人材育成 ・人事異動に伴う職員の人材育成の継続性	(1)医療救援活動の具体化等 ・津波による管内医療機関の壊滅的被害想定(医療機能の絶対的不足) ・医療救援活動の具体化が不十分(医療救援所設置・運営マニュアル未作成等) ・津波浸水想定区域内の災害拠点病院の高台移転の促進 ・津波浸水想定区域外の災害拠点病院における「実務者ネットワーク会議」設置・運営に向けた支援 ・市町村災害時医療救援計画」改定への支援 ・「医療救援所設置・運営マニュアル」策定及び訓練の実施への支援 ・トリアージ・お葉手帳の普及及活用に関する住民啓発 (2)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備(施設整備、資機材や物資等の確保等) ・所外活動拠点の確保・整備(中央西福祉保健所、須崎土木事務所四万十町事務所、四万十町との維持的協議や協定の締結等) ②初動体制の整備 ・初動マニュアル及び活動マニュアルの周知徹底(毎年) ・勤務時間内発災時並びに勤務時間外発災時の初動(応急対応)に係るアクションカード(AC)の作成 ③人材育成 ・上記ACに基づく須崎福祉保健所・須崎土木事務所合同の初動訓練の実施 ・ACに基づく災害対策医療支部分設置運営訓練(中央東WHC)への職員の参加(毎年) ・意識調査、各種職員研修や訓練の継続的な実施(毎年) ・職員携行カードの職員への配布



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～ともに支えあいながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現】

【 備多福祉保健所 】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
III 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	○医療と介護の連携 (多職種・地域連携)	●高齢者の口腔ケアが、介護の現場等で後回しとなっている ・歯科治療は行つても、口腔ケアの重要性が現場で認識されていない ・介護保険での口腔ケア対応がほとんどなされていない ・高齢者の誤嚥性肺炎のリスクが高い	●多職種への口腔ケアの普及・周知 ・歯科、介護職人材を対象に認知症高齢者の口腔ケア実技研修、口腔機能向上等の各種研修会の開催 ・施設内実技研修会の開催(施設全体で口腔ケアに取り組む体制づくりを支援(H24:管内3施設で実施)) ・四万十市において「介護保険の居宅療養管理指導」に結びつけることを目的に口腔ケア事業をH23年度から実施中	●多職種の口腔ケア実技の習得 ●口腔ケアの重要性の周知啓発 ●介護保険を活用した口腔ケアの実施 ●施設で口腔ケア支援ができる人材(歯科衛生士)の不足 ●介護保険施設等の口腔ケアに対する取り組みの充実 ●管内の歯科専門職との連携	【多職種への口腔ケアの普及・周知】 ●口腔ケア実技研修会の開催(管内歯科専門職と連携した施設内研修の検討) ●口腔機能向上の施設支援 ●歯科衛生士の人材育成(施設での口腔ケア) ●施設での食べることに対する総合的な取り組み(栄養士との連携) ●参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大学老年・呼吸器内科チームの研究参考)						●より多くの高齢者が、口から美味しい食事ができる。 ●病院、施設、居宅何処に住んでいても口腔ケアが行われる環境を整備して、誤嚥性肺炎を防いでいく。	
	●病院と居宅介護支援事業所との情報提供の連携が不十分 ・入院時、退院時にケアマネと病院との連携が不十分である ・統一様式を作成して(入退院・入退所連絡票)、管内の各居宅介護支援事業所等に普及を図っている	●入退院・入退所連絡票の普及 ・「地域医療の連携を考える会議」の設置(H20.21) ・H22:土佐清水市において連絡票運用開始 ・H23:管内の他市町村への運用開始 ・H24:管内全市町村での運用開始	●病院と居宅介護支援事業所との連携 ●統一様式を活用した取り組みの拡充 ●土佐清水市以外の市町村では活用が進んでいない	【入退院・入退所連絡票の普及】 ●備多全域での運用支援 ●嗜下食(食形態一覧表)の記入など様式の修正を常に検討する ●居宅介護支援事業所への聞き取り調査を通じた普及		連絡票の管内普及・支援	病院・居宅での情報共有の仕組みづくり			●在宅、入院時の必要な情報が関係者間で共有される。 ●医療・介護・福祉等の多職種連携により、介護や生活支援のサービスが有機的につながり、退院後も安心して在宅生活ができる方が増えている。	●入退院、入退所の際に、病院や施設と在宅介護支援事業所との間で、情報をスムーズに提供し合い、処遇向上につながっている。	
	●各病院、施設での治療食の食形態や呼び名が異なっており、転院等により誤嚥のリスクがある ・食形態一覧表を作成したが呼び名や形態を統一することは困難な状況	●栄養士ネットワークと連携した在宅介護での嗜下食の検討 ・H22:食形態調査に基づく一覧表の作成(病院、施設) ・H23～嗜下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催(ヘルパー、GH職員) ・H23:在宅介護の現状を把握し、関係職種の意見を聞く(30事業所、6市町村包括)	●病院、施設、居宅での多職種での連携 ●在宅での介護職(嗜下、栄養)	【栄養士ネットワークと連携した取り組み】 ●嗜下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催 ●栄養士がいない介護現場(多職種連携)への支援 ●在宅介護に従事するヘルパー、家族の方への支援		摂食嗜下機能向上に向けた調理研修会等の開催 (多職種、各施設、地域との連携)	他職種連携による食の課題を検討			●病院、施設間で提供されている食形態の情報共有が図られている。 ●多くのヘルパーやグループホーム職員など居宅介護に従事する職員が嗜下食の調理技術を身につけている。	●病院、施設間で提供されている食形態の情報共有が図られている。 ●全てのヘルパーやグループホーム職員など居宅介護に従事する職員が嗜下食の調理技術を身につけている。	
	●認知症家族の会が会員の経験を元に相談を受け付けている ・会員は専門的な研修を受けないためスキルが不足している	●認知症家族の介護負担軽減のための支援強化 ・在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援 ・介護負担の軽減や、相談技術向上のための研修会(3回シリーズ)を開催し、家族介護をしている方の学習の場を持つと共に、交流の場とすることができた。	●家族会の相談員のスキルアップ ●管内各市町村への交流組織の拡充	【認知症家族の介護負担軽減のための支援強化】 ●家族会が実施する相談事業への支援(研修会の開催) ●在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援		相談員研修会等の実施				●身近な地域で(各市町村で)介護家族が交流できる場ができる。 ●身近で相談できる場(窓口)の拡充。包括、サポート医とかかりつけ医、介護サービス事業者、「あつたか」等との連携が取れている。 ●地域での見守り体制を構築(キャラバンメイト、サポーターの増加等)し、本人・家族の応援者を増やす。 ●地域の集いの場(「あつたか」、サロン)や、訪問を活用して、認知症の早期発見、予防に努める。	●身近な地域で介護を行う家族が安心して介護できる。	
	●管内市町村での住民座談会やアンケート結果より、高齢者の見守り問題や生活課題が出てきた ・買い物弱者、移動手段に困っている。	●管内のあったかふれあいセンターの機能強化、運営支援 ・あったかふれあいセンター職員の研修会 ●市町村の地域福祉計画、活動計画策定支援 ・各地域での座談会参加、作業部会での策定支援 ●住民座談会の開催 ・西土佐地区、四万十井沢地区、宿毛平田地区、鵜来島での開催	●地域の課題解決のために関係機関等と連携した取り組みや仕組みづくりが必要	●あったかふれあいセンター職員の育成支援 ・運営協議会での意見交換会 ・スキルアップのための研修会の開催 ●集落活動センターの「あったかふれあいセンター」の機能への支援		あったかふれあいセンターの研修会・意見交換会の実施				●市町村の地域福祉の推進 ・地域での住民の交流の場が広がり、地域が活性化する ・地域での住民主体の支え合いの仕組みができる。 ●あったかふれあいセンターの機能強化 ・各あったかふれあいセンターで地域の実状に合わせた取組ができる。 ・あったかふれあいセンターと集落活動センターが融合した取組が行われ、高齢者や障害者の生きがいにつながっている。 ・地域の住民・関係機関の連携が取れ、地域包括ネットワークシステムが構築されている。	●身近な地域で必要な福祉サービスを受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)が構築されている。 ●年齢や障害の有無にかかわらず誰もが樂いふれあうことができる場所が整備されている。	

テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

【幡多福祉保健所】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	目標すべき姿			
					H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした圈域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での取組み)								
1 必要な物資の確保								
医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)	(1)H25.4.1 管内6市町村長と薬剤師会幡多支部長とが、災害時の医薬品の供給に関する協定を締結 (2)幡多けんみん病院と四万十市立市民病院に医薬品が流通備蓄されている	(1)市町村と薬剤師会との協定締結のコードィネートを行った。 (2)協定に基づき、医薬品を提供できる薬局と提供先の市町村とのマッティングを行った。	(1)薬局が供給可能な医薬品の薬効分類別の数量が確認できていない。 (2)医療材料、衛生材料等が確保されていない。 (3)医薬品等の供給方法が具体化されていない。	(1)地域で確保できる医薬品の種類と数量を見極め、必要に応じて備蓄や運搬方法等の対策を検討する。 (2)地域にある医療物資(医療材料、衛生材料等)を調査し、確保対策を講じていく。	薬局等の在庫医薬品調査、医薬品リストの作成及び改訂 地元にある医療物資等の調査、把握と確保対策実施			医療救護活動に必要な医薬品等の物資を把握し、必要な種類と量を確保できる目処を立てる。 災害発生後の医療活動に必要な医薬品等が円滑に供給される体制が確立している。
2 人材の確保								
災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保	H25.4.1 管内6市町村長と薬剤師会幡多支部長とが、災害時の薬剤師の派遣に関する協定を締結	(1)市町村と薬剤師会との協定締結のコードィネートを行った。 (2)協定に基づき、薬剤師が対応できる市町村のマッティングを行った。 (3)市町村職員に対するトリアージ研修を実施した。(H25)	(1)災害時における医療機関の業務継続、対応状況等について十分な把握ができていない。 (2)医療救護所で適正な医療救護活動を行うための医療従事者を配置する必要がある。	(1)医療機関の災害対応に関する情報を収集し、必要に応じて研修や訓練を実施する。 (2)救護病院の医療従事者を対象にして、トリアージ講習や訓練を実施する。 (3)医療救護所を運営していくための医療従事者の確保について、市町村、医師会、看護協会等と協議を行う。	医療機関の情報収集、研修・訓練の実施 救護病院を対象とするトリアージ講習・訓練の実施 市町村、医師会、看護協会と医療救護所の医療従事者確保に関する協議			医療関係者、看護、福祉の人材の協力を得て、研修や訓練に参加し、発災時の活動ができるようになる。 災害発生後に医療・看護・介護・福祉の専門職が確保され、迅速に活動できる体制が確立している。
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり								
平時からの要配慮者情報の把握と情報の共有	(1)各市町村において、要配慮者、避難行動要支援者について整理中 (2)難病患者(在宅人工呼吸器装着 4名全員)の個別支援計画作成済み (2)災害研修を実施し、防災・保健・福祉の各部署が連携の必要性等を共有できる機会をもった。	(1)災害時保健活動マニュアルの作成や要配慮者・避難行動要支援者名簿等の作成を行っている市町村を支援中 宿毛市:「災害時保健活動マニュアル作成中 黒潮町、三原村:要配慮者・避難行動要支援者名簿の作成等の検討中。 土佐清水市:「災害時要援護者避難支援連絡協議会」を設置し検討中。 (2)災害研修を実施し、防災・保健・福祉の各部署が連携の必要性等を共有できる機会をもった。	(1)市町村によって取組の温度差がある。 (2)要配慮者の把握や名簿の整理が不十分。	(1)避難行動要支援者名簿の作成等を支援する。 (2)災害時要配慮者対策として、防災部署と保健福祉部署等が連携して取り組めるよう、学習会等を通じて共通認識を深める。	マニュアル作り等を通じた災害時要配慮者の情報共有 災害時要配慮者の支援体制のしきみづくり等に関する協議			要配慮者等の情報を市町村と共に有し、迅速かつ継続的に医療や福祉・介護等の支援が受けられるしくみをつくる。 災害発生後に医療や介護・福祉等を必要とする者の情報が関係機関で共有でき、災害時に対応できる支援体制を確立する。
4 支援要請、受援体制づくり								
医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立	(医療) (1)市町村では、災害時医療救護計画の見直しが進められている。 (2)所内の初動体制を整備中 (福祉避難所) 市町村では、災害時要援護者避難支援に関する協議会等を設置して、避難対策の取組みを進めている。 (黒潮町、土佐清水市)	(医療) (1)市町村の災害時医療救護計画の見直しへの支援。 (2)市町村とともにトリアージ訓練等を実施してきた。 (3)初動マニュアル(アクションカード)を整備 (福祉避難所) (1)市町村で立ち上げている協議会等への参加、取組支援 (2)広域福祉避難所(中村特別支援学校)の指定に向けて、6市町村、県教委と調整中	(医療) (1)災害対策部との連携が十分に確認できていない。 (2)市町村を超えた広域的な連携について、十分に話し合ができるていない。 (福祉避難所) 各市町村では、民間福祉施設等と協定を締結しているものの、具体的な運営方法等について協議するまでには至っていない。	(1)平成26年度からの新たな地域防災体制のもとで、災害対策部との役割分担、連携について協議を深めるとともに、所内の体制及び職員の役割分担について検討する。 (2)引き続き、管内市町村と医療救護活動について協議しながら、広域の視点も交えて市町村の災害時医療救護計画を充実させるとともに、訓練を継続して実施する。 (3)市町村や福祉施設等が福祉避難所のあり方や設置運営について理解を深めるよう支援する。 (4)管内の要配慮者の状況を把握し、福祉避難所の指定と運営について、市町村と協議を進める。	幡多地域の災害対策について関係機関との連携協議と初動体制の確立 医療救護所の設置・運営訓練の実施 福祉避難所の運営マニュアル作成モデル事業(黒潮町)への支援 福祉避難所設置・運営に関する協議			(1)医療救護所の運営や医療従事者の役割分担が明確になり、実動訓練ができる。 (2)福祉避難所について、市町村や民間事業所等の理解が進む。 (3)福祉避難所の設置が進み、運営についての協議検討が進む。 医療救護施設及び福祉避難所が迅速に設置運営でき、また外部からの支援を受けられる体制ができる。